

令和 8 年 3 月 定例会

長 和 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 2 月 2 6 日 開会
令和 8 年 3 月 2 3 日 閉会

長 和 町 議 会

第 1 号

(2 月 26 日)

議 事 日 程

令和 8 年 2 月 2 6 日
午前 9 時 0 0 分 開会
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 報告第 2 号 議員派遣結果報告
- 日程第 5 報告第 3 号 令和 8 年度長和町土地開発公社事業会計予算について
- 日程第 6 発委第 1 号 長和町予算特別委員会の設置について
(委員会提出)
- 日程第 7 長和町予算特別委員会の委員の選任について
- 日程第 8 長和町予算特別委員会の正副委員長の互選結果報告について
- 日程第 9 承認第 1 号 専決処分した令和 7 年度長和町一般会計補正予算(第 7 号)の承認について
(町長提出)
- 日程第 1 0 議案第 4 号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 1 1 議案第 5 号 長和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 1 2 議案第 6 号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 1 3 議案第 7 号 長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 1 4 議案第 8 号 長和町ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 1 5 議案第 9 号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 6 議案第 1 0 号 長和町和田宿滞在型交流施設条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 1 7 議案第 1 1 号 長和町給水条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 1 8 議案第 1 2 号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 1 9 議案第 1 3 号 長和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
について
(町長提出)
- 日程第 2 0 議案第 1 4 号 長和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条
例について
(町長提出)
- 日程第 2 1 議案第 1 5 号 長和町福祉企業センター条例を廃止する条例について
(町長提出)
- 日程第 2 2 議案第 1 6 号 長和町福祉企業センター事務費徴収条例を廃止する条例につい
て
(町長提出)
- 日程第 2 3 議案第 1 7 号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負
担額等に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 2 4 議案第 1 8 号 長和町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条
例の制定について
(町長提出)
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号 長和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 2 6 議案第 2 0 号 長和町資料館条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 2 7 議案第 2 1 号 令和 7 年度長和町一般会計補正予算 (第 8 号) について
(町長提出)
- 日程第 2 8 議案第 2 2 号 令和 7 年度長和町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算
(第 3 号) について
(町長提出)

- 日程第 2 9 議案第 2 3 号 令和 7 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について
(町長提出)
- 日程第 3 0 議案第 2 4 号 令和 7 年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
(町長提出)
- 日程第 3 1 議案第 2 5 号 令和 7 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第 3 号）について
(町長提出)
- 日程第 3 2 議案第 2 6 号 令和 7 年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第 2 号）について
(町長提出)
- 日程第 3 3 議案第 2 7 号 令和 7 年度長和町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について
(町長提出)
- 日程第 3 4 議案第 2 8 号 令和 7 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第 3 号）について
(町長提出)
- 日程第 3 5 議案第 2 9 号 令和 8 年度長和町一般会計予算について
(町長提出)
- 日程第 3 6 議案第 3 0 号 令和 8 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について
(町長提出)
- 日程第 3 7 議案第 3 1 号 令和 8 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算について
(町長提出)
- 日程第 3 8 議案第 3 2 号 令和 8 年度長和町後期高齢者医療特別会計予算について
(町長提出)
- 日程第 3 9 議案第 3 3 号 令和 8 年度長和町介護保険特別会計予算について
(町長提出)
- 日程第 4 0 議案第 3 4 号 令和 8 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算について
(町長提出)
- 日程第 4 1 議案第 3 5 号 令和 8 年度長和町観光施設事業特別会計予算について
(町長提出)

- 日程第 4 2 議案第 3 6 号 令和 8 年度長和町和田財産区特別会計予算について
(町長提出)
- 日程第 4 3 議案第 3 7 号 令和 8 年度長和町上水道事業会計予算について
(町長提出)
- 日程第 4 4 議案第 3 8 号 令和 8 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算について
(町長提出)
- 日程第 4 5 議案第 3 9 号 指定管理者の指定について (長和町農林水産施設)
(町長提出)
- 日程第 4 6 議案第 4 0 号 指定管理者の指定について (長和町依田窪林業総合センター)
(町長提出)
- 日程第 4 7 議案第 4 1 号 指定管理者の指定について (長和町長門温泉やすらぎの湯)
(町長提出)
- 日程第 4 8 議案第 4 2 号 指定管理者の指定について (長和町和田宿温泉ふれあいの湯)
(町長提出)
- 日程第 4 9 議案第 4 3 号 指定管理者の指定について (長和町道の駅大型農畜産物直売所及び付帯施設 (足湯施設))
(町長提出)
- 日程第 5 0 議案第 4 4 号 指定管理者の指定について (長和町道の駅大型農畜産物直売所及び付帯施設)
(町長提出)
- 日程第 5 1 議案第 4 5 号 指定管理者の指定について (長和町資料館「羽田野」)
(町長提出)
- 日程第 5 2 議案第 4 6 号 指定管理者の指定について (長和町高齢者生活福祉センター)
(町長提出)
- 日程第 5 3 議案第 4 7 号 指定管理者の指定について (長和町デイサービスセンター長門)
(町長提出)
- 日程第 5 4 議案第 4 8 号 指定管理者の指定について (長和町大門小規模ケア施設)
(町長提出)
- 日程第 5 5 議案第 4 9 号 指定管理者の指定について (グループホーム和田)
(町長提出)
- 日程第 5 6 議案第 5 0 号 指定管理者の指定について (長和町和田コミュニティセンター)
(町長提出)
- 日程第 5 7 議案第 5 1 号 長和町過疎地域持続的発展計画 (令和 8 年度～令和 1 2 年度)

について

(町長提出)

日程第 5 8 議案第 5 2 号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて

(町長提出)

日程第 5 9 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(町長提出)

日程第 6 0 陳情第 1 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

日程第 6 1 委員会付託について

散 会

令和8年長和町議会3月定例会（第1号）

令和8年2月26日 午前 9時00分開会

出席議員（10名）

1番	諫山三武	議員	2番	高田	傑	議員
3番	小川法樹	議員	4番	城内たき子		議員
5番	阿部由紀子	議員	6番	龍野一幸		議員
7番	荻野友一	議員	8番	佐藤恵一		議員
9番	田福光規	議員	10番	原田恵召		議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長（総務課長事務取扱）	清水英利	君
教育長	藤田仁史	君	総合政策課長	上野公一	君
住民生活課長兼会計管理者	米沢正	君	保健福祉課長	小林義明	君
ふるさと納税特別任務室長	藤田健司	君	産業建設課長	中原良雄	君
教育課長	笹井佳彦	君	総務課長補佐	遠藤剛	君
代表監査委員	丸山輝人	君			

議会事務局出席者

事務局長	長井真樹	君	議会事務局書記	若林美穂	君
------	------	---	---------	------	---

◎開会の宣告

○議長（原田恵召君） おはようございます。

定数、定刻ともに至りましたので、令和8年3月長和町議会第1回定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（原田恵召君） 日程第1 会議録署名議員の指名について、会議則第127条の規定に基づき、議長において、4番、城内たき子議員、8番、佐藤恵一議員の両議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（原田恵召君） 続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、2月13日開催の議会運営委員会において決定しておりますので、議会事務局より報告いたします。

長井議会事務局長。

○事務局長（長井真樹君） それでは、私より議会日程を申し上げます。

お手元の議案書2ページを御覧ください。

2月13日に開催されました議会運営委員会で会期が決定いたしました。本日、3月定例会の開会となります。

3月4日及び5日にかけて一般質問が行われます。3月4日は5名の議員、3月5日は4名の議員から行われます。

3月9日、総務経済常任委員会、3月10日、社会文教常任委員会をそれぞれ開催いたします。

3月11日、予算特別委員会、総務経済常任委員会の所管となります。

3月12日、予算特別委員会、社会文教常任委員会の所管となります。

3月23日、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。

会期は26日間となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（原田恵召君） 報告が終わりました。

ただいまの報告のとおり、本定例会の会期を本日2月26日から3月23日までの26日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日2月26日から3月23日までの26日間と決定いたしました。

○議長（原田恵召君） ここで報告いたします。

本定例会に提出された案件は、報告第1号から報告第3号までの報告3件、発委第1号 長和町予算特別委員会の設置について1件、専決処分した令和7年度長和町一般会計補正予算（第7号）の承認について1件、議案第4号から議案第20号までの条例案17件、議案第21号から議案第28号までの補正予算案8件、議案第29号から議案第38号までの令和8年度予算案10件、議案第39号から議案第50号の指定管理者の指定に関する案12件、議案第51号 長和町過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）について1件、議案第52号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて1件、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて1件、陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情1件、合計56件であります。

これより会議に入ります。

◎日程第3 報告第1号 例月出納検査結果報告

○議長（原田恵召君） 日程第3 報告第1号 例月出納検査結果報告について、代表監査委員からの報告を求めます。

丸山代表監査委員。

○代表監査委員（丸山輝人君） 報告第1号 例月出納検査結果の報告をさせていただきます。

議案書9ページになりますけれども、よろしくお願いいたします。

報告第1号

令和8年2月24日

長和町長 羽田健一郎 殿

長和町議会議長 原田恵召 殿

長和町監査委員 丸山輝人

〃 龍野一幸

例月出納検査結果報告（令和8年度1月分）

例月出納検査結果、令和8年度1月分でございます。

令和8年2月24日に1月分の例月出納検査を実施いたしました。その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、次のページ以降を御参照いただきますようお願いいたします。

報告については、以上でございます。

○議長（原田恵召君） 報告を終わります。

◎日程第4 報告第2号 議員派遣結果報告

○議長（原田恵召君） 次に、日程第4 報告第2号 議員派遣結果について報告を行います。

議員派遣結果報告については、私から報告いたします。

お手元の議案書17ページから21ページに記載してありますとおり、1月9日に長和町議会議員ハラスメント防止研修会、1月20日に令和7年度議会運営研修会、1月27日に令和7年度上田地城市町村議会議員研修会、2月6日に立科町・長和町議会議員研修会、2月13日に青木村・長和町議会議員研修会が開催され、各議員が出席しております。

内容につきましては、ここに記載のとおりです。御参加いただき、大変御苦勞さまでございました。

◎日程第5 報告第3号 令和8年度長和町土地開発公社事業会計予算について

○議長（原田恵召君） 次に、日程第5 報告第3号 令和8年度長和町土地開発公社事業会計予算について報告を求めます。

清水土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（清水英利君） おはようございます。

それでは、令和8年度長和町土地開発公社事業会計予算につきまして、御報告をさせていただきます。

議案書の22ページをお開き願いたいと思います。

令和8年度の土地開発公社事業会計の予算につきましては、2月24日開催の理事会におきまして御承認をいただきました。地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、当議会へ報告するものでございます。

令和8年度予算におきましては、細尾団地の残る3区画の完売を目指してまいります。当団地は、分譲開始から29年が経過しておりまして、昨今の建築資材の高騰に伴う住宅建築費の上昇も販売における大きな課題となっております。理事会からも様々な御提案をいただいているところでありまして、今後は土地価格の見直し等も視野に入れ、早期売却に向けた道筋を立てていく所存でございます。

また、人口減少や移住定住等に向け、新たな宅地造成に取り組んでまいりたいと考えております。詳細につきましては、23ページから37ページの予算書を御覧いただきたいと思っております。

以上、御報告いたします。

○議長（原田恵召君） 報告を終わります。

◎日程第6 発委第1号 長和町予算特別委員会の設置について

（委員会提出）

○議長（原田恵召君） 次に、日程第6 発委第1号 長和町予算特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

荻野議会運営委員長。

○議会運営委員長（荻野友一君） 発委第1号 長和町予算特別委員会の設置についての説明をさせていただきます。

それでは、議案書38ページを御覧ください。

長和町予算特別委員会の設置について、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

議案書39ページでございます、名称、設置の根拠、目的は記載のとおりでございます。

委員の定数は9名で、議長を除く議員全員でございます。

活動期間ですが、予算の審査終了までとなっております。

以上でございますが、御理解の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。発委第1号について、会員規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、発委第1号は本日審議することに決定いたしました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより発委第1号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

したがって、令和8年度長和町一般会計当初予算につきましては、ただいま設置された予算特別委員会において審査することにいたします。

◎日程第7 長和町予算特別委員会の委員の選任について

○議長（原田恵召君） 次に、日程第7 長和町予算特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。

予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会

議に諮って指名いたします。

それでは、事務局長より朗読いたします。

長井事務局長。

○事務局長（長井真樹君） それでは、長和町予算特別委員会の委員のお名前を読み上げます。

田福光規議員、佐藤恵一議員、荻野友一議員、龍野一幸議員、阿部由紀子議員、城内たき子議員、小川法樹議員、高田 傑議員、諫山三武議員。

以上でございます。

○議長（原田恵召君） お諮りいたします。予算特別委員会の委員の選任につきましては、ただいまの朗読のとおりといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、予算特別委員会の委員をただいま朗読のとおり指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前 9時12分

再 開 午前 9時15分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第 8 長和町予算特別委員会の正副委員長の互選結果報告について

○議長（原田恵召君） 日程第 8 長和町予算特別委員会の正副委員長の互選結果報告について、互選された結果を事務局長より朗読いたします。

長井議会事務局長。

○事務局長（長井真樹君） それでは、長和町予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果を読み上げます。

委員長、田福光規議員、副委員長、荻野友一議員。

以上でございます。

○議長（原田恵召君） 予算特別委員会の正副委員長の互選結果報告を終わります。

◎日程第 9 承認第 1号 専決処分した令和7年度長和町一般会計補正予算（第7号）の承認について

（町長提出）

◎日程第 10 議案第 4号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

- ◎日程第 1 1 議案第 5 号 長和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- ◎日程第 1 2 議案第 6 号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- ◎日程第 1 3 議案第 7 号 長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- ◎日程第 1 4 議案第 8 号 長和町ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- ◎日程第 1 5 議案第 9 号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- ◎日程第 1 6 議案第 1 0 号 長和町和田宿滞在型交流施設条例の制定について
(町長提出)
- ◎日程第 1 7 議案第 1 1 号 長和町給水条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- ◎日程第 1 8 議案第 1 2 号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- ◎日程第 1 9 議案第 1 3 号 長和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- ◎日程第 2 0 議案第 1 4 号 長和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- ◎日程第 2 1 議案第 1 5 号 長和町福祉企業センター条例を廃止する条例について
(町長提出)
- ◎日程第 2 2 議案第 1 6 号 長和町福祉企業センター事務費徴収条例を廃止する条例について
(町長提出)

- ◎日程第23 議案第17号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- ◎日程第24 議案第18号 長和町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
(町長提出)
- ◎日程第25 議案第19号 長和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- ◎日程第26 議案第20号 長和町資料館条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- ◎日程第27 議案第21号 令和7年度長和町一般会計補正予算(第8号)について
(町長提出)
- ◎日程第28 議案第22号 令和7年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について
(町長提出)
- ◎日程第29 議案第23号 令和7年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算(第1号)について
(町長提出)
- ◎日程第30 議案第24号 令和7年度長和町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
(町長提出)
- ◎日程第31 議案第25号 令和7年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第3号)について
(町長提出)
- ◎日程第32 議案第26号 令和7年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第2号)について
(町長提出)
- ◎日程第33 議案第27号 令和7年度長和町上水道事業会計補正予算(第3号)について
(町長提出)
- ◎日程第34 議案第28号 令和7年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算(第3号)について

- (町長提出)
- ◎日程第 3 5 議案第 2 9 号 令和 8 年度長和町一般会計予算について
- (町長提出)
- ◎日程第 3 6 議案第 3 0 号 令和 8 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について
- (町長提出)
- ◎日程第 3 7 議案第 3 1 号 令和 8 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算について
- (町長提出)
- ◎日程第 3 8 議案第 3 2 号 令和 8 年度長和町後期高齢者医療特別会計予算について
- (町長提出)
- ◎日程第 3 9 議案第 3 3 号 令和 8 年度長和町介護保険特別会計予算について
- (町長提出)
- ◎日程第 4 0 議案第 3 4 号 令和 8 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算について
- (町長提出)
- ◎日程第 4 1 議案第 3 5 号 令和 8 年度長和町観光施設事業特別会計予算について
- (町長提出)
- ◎日程第 4 2 議案第 3 6 号 令和 8 年度長和町和田財産区特別会計予算について
- (町長提出)
- ◎日程第 4 3 議案第 3 7 号 令和 8 年度長和町上水道事業会計予算について
- (町長提出)
- ◎日程第 4 4 議案第 3 8 号 令和 8 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算について
- (町長提出)
- ◎日程第 4 5 議案第 3 9 号 指定管理者の指定について（長和町農林水産施設）
- (町長提出)
- ◎日程第 4 6 議案第 4 0 号 指定管理者の指定について（長和町依田窪林業総合センター）
- (町長提出)
- ◎日程第 4 7 議案第 4 1 号 指定管理者の指定について（長和町長門温泉やすらぎの湯）
- (町長提出)
- ◎日程第 4 8 議案第 4 2 号 指定管理者の指定について（長和町和田宿温泉ふれあい

の湯)

(町長提出)

◎日程第49 議案第43号 指定管理者の指定について(長和町道の駅大型農畜産物直売所及び付帯施設(足湯施設))

(町長提出)

◎日程第50 議案第44号 指定管理者の指定について(長和町道の駅大型農畜産物直売所及び付帯施設)

(町長提出)

◎日程第51 議案第45号 指定管理者の指定について(長和町資料館「羽田野」)

(町長提出)

◎日程第52 議案第46号 指定管理者の指定について(長和町高齢者生活福祉センター)

(町長提出)

◎日程第53 議案第47号 指定管理者の指定について(長和町デイサービスセンター長門)

(町長提出)

◎日程第54 議案第48号 指定管理者の指定について(長和町大門小規模ケア施設)

(町長提出)

◎日程第55 議案第49号 指定管理者の指定について(グループホーム和田)

(町長提出)

◎日程第56 議案第50号 指定管理者の指定について(長和町和田コミュニティーセンター)

(町長提出)

◎日程第57 議案第51号 長和町過疎地域持続的発展計画(令和8年度～令和12年度)について

(町長提出)

◎日程第58 議案第52号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて

(町長提出)

◎日程第59 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(町長提出)

○議長(原田恵召君) 次に、日程第9 承認第1号 専決処分した令和7年度長和町一般会計補正予算(第7号)の承認についてから、日程第59 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること

についてまでを一括して上程いたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。

暦の上では春を迎え、厳しい寒さの中にも福寿草が顔をのぞかせるなど、ようやく長和の郷にも春の気配が感じられる季節を迎えようとしております。

本日ここに、令和8年長和町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙の折、全員の御出席を賜り開催できますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、今年に入りましてインフルエンザが本格的に流行しており、1月下旬から2月に入ってから上田保健所管内の罹患者が他の地域に比べて非常に多い状況が続いております。町内の両小学校におきましても、先週、低学年のクラスの学級閉鎖の措置が取られております。

また、新型コロナウイルス感染症や感染性胃腸炎につきましても患者が一定数生じておりまして、こうした感染症にかからないために自己防衛策を取っていただくことが肝心となりますので、町民の皆様の健康維持を第一に、機会を捉えて対策を呼び掛けてまいりたいと存じます。

また、先週21日には上田市鹿教湯温泉付近において、たき火が燃え移り、自宅や山林およそ9,000平方メートルを焼く火事が発生しております。消防署など消火活動に尽力いただきました関係者により、翌日には鎮圧状態となりましたが、乾燥している状況での火の取扱いは十分気をつけなければならないことを痛感したとともに、この火事で被害を受けられた方に、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、国内外に目を向けますと、世界はまさに激動の中にあるといえます。長期化するウクライナ情勢やパレスチナ・ガザ地区の紛争に加え、米国におけるトランプ大統領の政策方針や米中対立の深刻化は、国際社会の分断を深めております。こうした地政学リスクは、エネルギー価格の高騰や供給網の混乱を招き、私たちの日々の生活にも直接的な影響を及ぼしております。

こうした中、国内においては先月2月8日に投開票が行われました第51回衆議院議員総選挙により、高市早苗総理大臣率いる新政権が力強い経済成長と経済安全保障を掲げて本格的に始動をいたしました。

長野3区におきましても新たな民意が示されたところであり、国にはこの難局を乗り越える強力なリーダーシップを期待するところであります。

また、地域経済に目を移せば、物価高騰に伴う実質賃金の維持や、深刻な労働力不足への対応が急務となっております。このような変化の激しい時代だからこそ、町政においては、外部環境の荒波から町民の暮らしをしっかりと守り抜く防波堤としての役割が強く求められているものと考えております。

このため、昨秋の町長選挙において託された「NAGAWA NEXT VISION VI」の下、町民の幸せを第一に各種施策に取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても御理

解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本議会に提案申し上げました議案につきまして、順次説明をいたします。

初めに、承認第1号 専決処分した令和7年度長和町一般会計補正予算（第7号）の承認についてであります。

本補正予算につきましては、2月8日に投開票が行われた衆議院議員総選挙に係る経費958万9,000円について専決処分を行ったもので、財源については国庫支出金を充てております。

次に、議案第4号から第20号までの条例案件を御説明いたします。

議案第4号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法施行令の条ずれに伴い該当箇所を正しく改正するものであります。

次に、議案第5号 長和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に伴いまして、情報の管理に関する事務について追記をする改正となります。

次に、議案第6号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例につきましては、CSデジタルパックプランを廃止し、情報館の名称が情報センターとなっていた記述を正しく修正するものでございます。

次に、議案第7号 長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の政令が改正されたことを受けて改正を行うものです。

次に、議案第8号 長和町ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、寄付金額から返礼品などの諸経費を差し引いた額を基金に積み立てることに条文を改正するものであります。

次に、議案第9号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例の制定につきましては、別表3の表に、新たにドッグランの料金を追加する改正となります。

次に、議案第10号 長和町和田宿滞在型交流施設条例の制定につきましては、和田宿滞在型交流施設「羽田野」の設置及び管理について、新たに条例で定めるものであります。

次に、議案第11号 長和町給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、1か月の料金の額を引き上げることと、ただし書の文言を追加する改正をするものでございます。

次に、議案第12号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、使用料の額を引き上げる改正をするものでございます。

次に、議案第13号 長和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、スマートフォンを利用してコンビニ等で各種証明書などの交付手続きができることになったことから、関係条文を追記する改正となります。

次に、議案第14号 長和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、ごみ処理手数料を改定するものとなります。

次に、議案第15号 長和町福祉企業センター条例を廃止する条例の制定につきましては、この3月末日をもって企業センターの運営を終了することから、条例の廃止をするものとなります。

次に、議案第16号 長和町福祉企業センター事務費徴収条例を廃止する条例の制定につきましても、企業センターの運営を終了することから、条例の廃止をするものであります。

次に、議案第17号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、4月から新たな通園制度を実施するに当たり、事業を利用した際の利用料について定める改正となります。

次に、議案第18号 長和町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、乳児等通園支援事業がこの4月より新たな給付事業として実施されることに伴い、必要な条例を定めるものであります。

次に、議案第19号 長和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、内閣府令の施行に伴い、必要な条文の改正を行うものとなります。

最後に、議案第20号 長和町資料館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、資料館「羽田野」を産業建設課の所管に用途変更するため、条文から「羽田野」の文言を削除するものとなります。

続きまして、議案第29号 令和8年度長和町一般会計予算について説明をさせていただきます。

最初に、令和8年度予算編成に当たっての基本方針について述べさせていただきます。

当町の財政は、人件費、扶助費、公債費、少子高齢化に伴う社会保障施策関連経費の増大、負担金や繰出金の増加により、公共施設、道路・橋りょう等の既存施設の長寿命化や適正な維持管理の財源不足、財政硬直化に拍車がかかっている状況であり、当初予算においても多額の財政調整基金を取り崩す財源不足を補うという状況が続いております。

このような町がおかれている厳しい財政状況を考慮した上で、令和8年度予算編成につきましては、自然災害に対応するための体制強化、地域共生社会の実現を目指した医療・福祉体制の充実強化、子育てしやすいまちづくりのための取組を重点事項とし、一つ一つの事業を精査しながら、必要な事業を絞り込み、持続可能な財政運営を目指した予算としました。

私の公約であります「NAGAWA NEXT VISION VI」に掲げた各項目を推進し、共に支え合う、笑顔に満ちた、温かく、幸せなまちづくりを目指した予算編成としたところでございます。

以上、令和8年度予算編成につきましては、今まで述べさせていただいたことを基本方針として予算編成を行ったところであります。

さて、令和8年度当初予算につきましては、一般会計が60億800万円、和田財産区特別会計を除く6つの特別会計の合計が20億6,410万円で、一般会計と6つの特別会計の総額は80億7,210万円となっております。

一般会計につきましては、前年度に比較して7,000万円、率にして1.2%の減、特別会計6会計につきましては1億1,900万円、率にして5.5%の減となっております。

一般会計、特別会計の総額では、前年度と比較して1億8,900万円、率にして2.3%の減となっております。

主な事業といたしましては、脱炭素関連では、住宅用太陽光発電システム設置補助金、住宅用蓄電池システム設置補助金を引き続き計上したほか、デジタル社会への対応関連では、基幹システムの標準化対応を進めるほか、小学校におけるタブレット端末の入替え、防災関連では国土強靱化地域計画等の改定、個別避難計画の策定、防災備蓄品の充実などを行います。

このほか、依田窪医療福祉事務組合への負担金、上田広域連合への負担金、各特別会計への繰出金をはじめとしたこれまでの継続事業に関連する予算、これまで運営してきた福祉企業センターに代わる生活困窮者の福祉就労支援の委託に関する予算、ブランシュたかやまスキー場の施設整備、クネノ内橋及び立岩下の橋の橋梁保全工事や道路修繕工事などを計上いたしました。

次に、議案第30号 令和8年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算から、議案第36号 令和8年度長和町和田財産区特別会計予算について説明をさせていただきます。

最初に、国民健康保険特別会計ですが、当初予算額は前年度と比較して5,200万円減額の8億700万円といたしました。保険給付費等交付金（普通交付金）の減額が主な要因となっております。

次に、国民健康保険歯科診療所事業特別会計につきましては、前年度と同額の1,000万円の予算額とさせていただきました。和田歯科診療所の運営経費となります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額は1億2,350万円であり、前年度比で1,280万円増額となりました。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主な要因となっております。

次に、介護保険特別会計につきましては、前年度より7,900万円減額の10億2,300万円の予算額とさせていただきました。これは施設等介護サービス給付費及び介護給付費準備基金積立金の減額が主な要因となっております。

次に、同和地区住宅新築資金等貸付特別会計につきましては、前年度より20万円増額の760万円の予算額とさせていただきました。

次に、観光施設事業特別会計につきましては、前年度より100万円減額の9,300万円とさせていただきました。マスタープランに基づき、引き続き学者村はじめ各別荘地の適切な管理運営に努めてまいります。

最後に、和田財産区特別会計につきましては、前年度より500万円減額の400万円とさせていただきました。歳入では繰越金、歳出では予備費の減が主な要因となっています。

次に、議案第37号 令和8年度長和町上水道事業会計予算及び議案第38号 令和8年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算の企業会計について、説明をさせていただきます。

上水道事業会計予算につきましては、これまでどおり適切な水の供給に努めるとともに、アセットマネジメントの結果に基づき、老朽化している施設等に対する修繕など計画的に進めて参ります。

令和7年度に実施した、滝ノ沢水道整備事業実施設計に基づき、令和8年度より改良工事を実施していく予定でございます。

公共下水道事業関係予算につきましては、令和6年度に策定したストックマネジメント実施計画に基づき、計画的かつ効率のよい施設修繕及び維持管理業務に努めてまいります。令和8年度以降は長和町上下水道耐震化計画に基づき、施設の耐震化と併せて順次改修工事を進めてまいります。経営の独立採算を目指した健全化を研究・検討し、今後の取組方針を定めてまいりたいと考えております。

以上、一般会計、特別会計、企業会計それぞれの令和8年度予算の概要となりますが、後ほど、それぞれの担当課長から予算概要及び主要事業について説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

令和8年度は、私の6期目の任期の最初の年度となります。

町民の皆様さらなるしあわせの実現に向け、各種事業の推進を一層進めてまいる所存ですので、議会の皆様、また、町民の皆様方の御支援、御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

続いて、令和7年度補正予算関係について説明させていただきます。

最初に、議案第21号 令和7年度長和町一般会計補正予算（第8号）について説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出とも各種事務事業の実績及び実績見込みに関する補正が主なものとなっております。

これらの補正以外の主な事項といたしましては、まず、地方交付税の関係ですが、普通交付税の再算定に伴い、普通交付税が追加交付されることになったため、普通交付税を増額する補正予算を計上させていただきました。普通交付税の総額は29億850万4,000円となります。追加交付された普通交付税のうち、臨時財政対策債の償還費分を減債基金に積み立てることとなっておりますので、この関係の補正予算も計上させていただきました。普通交付税の増額及び歳出予算の減額に伴いまして、財政調整基金の繰入金も減額となっております。

また、総務費では番号制度導入に伴うシステム改修等委託料として戸籍附票システム等のシステム改修の予算を、商工費ではやすらぎの湯の源泉ポンプ工事の増額補正を、土木費では道路メンテナンス事業の事業費不足分をそれぞれ計上しました。

次に、議案第22号 令和7年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）から、議案第26号 令和7年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第2号）までの特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

特別会計の補正予算につきましても一般会計の補正予算と同様に、事業の実績及び実績見込みに伴う補正予算が主なものでございます。

これら以外の補正予算としましては、国民健康保健特別会計におきまして、県負担金である特別調整交付金に係る補正予算、これに伴う直営診療施設運営分の繰出金に係る補正予算を計上させていただきます。

また、介護保険特別会計の補正予算につきましては、地域支援事業等の事業実績見込みに伴い53万円の減額補正予算を計上させていただきます。

和田財産区の特別会計につきましては、中部電力の水沢高圧線の移設による財産区所有地の賃料を計上し、森林整備事業の精算に伴う事業費の減額を行いました。

次に、企業会計の関係となります議案第27号 令和7年度長和町上水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第28号 令和7年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

最初に、議案第27号 令和7年度長和町上水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収支及び資本的収支に係る予算の組み替えが主な内容でございます。

次に、議案第28号 令和7年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第3号）につきましては、国庫補助事業の事業完了見込みに伴う収入支出の減額が主なものでございます。

補正予算関係につきましても、後ほど、担当課長より詳細について説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第39号から議案第50号の指定管理者の指定についてであります。各議案にあります施設において、施設の指定管理期間がこの3月31日をもって満了となるため、現行の事業者を引き続き指定管理者に指定するため議会へ上程をしてお諮りをするものでございます。

続きまして、議案第51号 長和町過疎地域持続的発展計画について（令和8年度～令和12年度）を説明を申し上げます。

先般、議会全員協議会におきまして御協議をいただきました案件でございますが、御案内のように過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年に策定をした現行の計画が令和7年度末で計画期間が満了することから、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする計画案を作成し、パブリックコメントによる住民の皆様からの意見募集並びに県への事前協議、正式協議を経まして同意をいただきましたことから、今回この計画を議会へ上程してお諮りをするものでございます。

続きまして、議案第52号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてでございますが、これは、例年と同様に令和8年度に実施する地域医療対策事業に上田地域広域連合のふるさと基金を取り崩して充当するものであります。

最後に、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、委員の任期満了につき、新たに丸山陽一氏を人権擁護委員に推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。

以上、本定例会に提案させていただきました案件について、概要を説明させていただきました。

詳細につきましては、御審議の際、それぞれの担当者より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（原田恵召君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま9時53分です。10時3分まで休憩といたします。

休 憩 午前 9時53分

再 開 午前10時03分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。日程第9 承認第1号 専決処分した令和7年度長和町一般会計補正予算（第7号）の承認について及び日程第59 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することとし、本日審議し即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、承認第1号 専決処分した令和7年度長和町一般会計補正予算（第7号）の承認について及び人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、本日審議することに決定いたしました。

また、今定例会に上程された議案のうち、議案第4号から議案第52号までと、陳情第1号は、委員会への付託を予定しておりますので、詳細な質疑については担当の委員会へ委ねていただき、本会議では総括的、大綱的なものについてのみ質疑をお願いいたします。

日程第9 承認第1号 専決処分した令和7年度長和町一般会計補正予算（第7号）の承認についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） それでは、議案書は42ページからになります。

承認第1号 専決処分した令和7年度長和町一般会計補正予算（第7号）について説明をさせていただきます。

それでは、議案書は43ページをお願いいたします。

第1条の関係ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ958万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億2,975万9,000円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては、この2月8日に執行された第51回衆議院議員総選挙に伴う関連費用の専決補正になります。

1月23日に衆議院が解散され、4日後の1月27日の公示と期間が大変短く、議会を招集するいとまがなかったため、専決予算を組まさせていただきました。

では、歳入歳出の説明をさせていただきます。

詳細は49ページからになります。

まず歳入では、款の14 国庫支出金、項の3 委託金、目の1 総務費委託金で、今回の選挙に伴います国からの委託金958万9,000円を、おめくりいただきました50ページ、歳出では、款の2 総務費、項の4 選挙費、目の7 衆議院議員選挙費で、節の1 報酬の選挙管理者立合人報酬の57万円をはじめ、選挙事務に従事した職員の手当、選挙に係る需用費や役務費などの総額で、国からの委託金と同額の958万9,000円を計上させていただきました。

以上、承認第1号 令和7年度長和町一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。
（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。
（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わり、承認第1号を採決いたします。承認第1号について承認することに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、承認第1号は承認されました。

次に、日程第10 議案第4号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第26 議案第20号 長和町資料館条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

清水総務課長事務取扱。

○総務課長事務取扱（清水英利君） それでは、条例案件につきまして、順次、御説明を申し上げます。

まず、議案書の54ページを御覧いただきたいと思います。

議案第4号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、55ページが改正文、56ページが新旧対照表となっております。

この改正につきましては、地方自治法施行令の条ずれに伴い、該当箇所を正しく改正するものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしております。

次に、議案書の57ページを御覧ください。

議案第5号 長和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、58ページからが改正文、69ページからが新旧対照表となっております。

改正の内容につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に伴いまして、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務につきまして追記をする改正となっております。

条例の施行日は、公布の日からとしております。

次に、議案書の79ページを御覧ください。

議案第6号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、80ページからが改正文、83ページからが新旧対照表となっております。

改正の内容につきましては、CSプレミアムパック完全移行に伴いまして、CSデジタルパックプランを廃止し、これに伴いセットトップボックスに関する記述を削除し、また、情報館の名称が情報センターとなっていた記述を正しく修正するものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしております。

次に、議案書の87ページを御覧ください。

議案第7号 長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、88ページが改正文、89ページからが新旧対照表となっております。

改正内容につきましては、国の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令について、最近の社会情勢に鑑み、補償基礎額等が改正されたことを受けまして、当町の条例に定められている補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について改正を行うものでございます。

施行日は、令和8年4月1日としております。

次に、議案書の92ページを御覧ください。

議案第8号 長和町ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、93ページが改正文、94ページが新旧対照表となっております。

内容につきましては、現行の条文では寄附金額の全てを基金に積み立てなければならない記述となっているため、予算に定める額に条文を改め、寄附金額から返礼品などの諸経費を差し引いた額を基金に積み立てることに改正するものでございます。

施行日は、令和8年4月1日からとしております。

次に、議案書の95ページを御覧ください。

議案第9号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、96ページが改正文、97ページが新旧対照表となっております。

改正内容につきましては、第8条関係の別表3の表に、新たにドッグランの料金を追加する改正となります。

施行日は、公布の日からとしております。

次に、議案書の98ページを御覧ください。

議案第10号 長和町和田宿滞在型交流施設条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、99ページから条例文となります。

制定の内容につきましては、長和町和田宿滞在型交流施設「羽田野」の設置及び管理について、新たに条例で定めるものとなっております。

施行日は、令和8年4月1日からとしております。

次に、議案書の104ページを御覧ください。

議案第11号 長和町給水条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、105ページが改正文、106ページからが新旧対照表となっております。

改正内容につきましては、上下水道事業運営審議会の答申を受けまして、1か月の料金の額を平均25%引き上げることと、緊急時の応援体制の強化に伴い、ただし書の文言を追加する改正をするものでございます。

施行日は公布の日からとし、料金額を示す第26条の規定は、令和8年8月1日からとしております。

次に、議案書の108ページを御覧ください。

議案第12号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、109ページが改正文、110ページが新旧対照表となっております。

改正の内容につきましては、議案第11号と同様に上下水道事業運営審議会の答申を受けまして、使用料の額を平均25%引き上げる改正をするものでございます。

施行日は、令和8年8月1日からとしております。

次に、議案書の111ページを御覧ください。

議案第13号 長和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、112ページからが改正文、114ページからが新旧対照表となっております。

制定内容につきましては、移動端末設備用利用者証明用電子証明書としてスマートフォンに搭載

が可能となり、スマートフォンを利用してコンビニ等で各種証明書などの交付手続きができることになったことから、関係条文を追記する改正となります。

施行日は、公布の日からとしております。

次に、議案書の117ページを御覧ください。

議案第14号 長和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、118ページからが改正文、120ページからが新旧対照表となっております。

制定の内容につきましては、長和町廃棄物対策検討委員会において、ごみ処理に係る実際の費用や将来の見通し、負担の公平性などについて審議した結果、ごみ処理手数料を見直すことについて決定いただいたことを受けまして、各ごみ処理手数料を改定するものとなっております。

施行日は、令和8年4月1日からとしております。

次に、議案書の122ページを御覧ください。

議案第15号 長和町福祉企業センター条例を廃止する条例につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

これは、令和8年3月末日をもって福祉企業センターの運営を終了することから、条例の廃止をするものとなります。

施行日は、令和8年4月1日からとなります。

次に、議案書の124ページを御覧ください。

議案第16号 長和町福祉企業センター事務費徴収条例を廃止する条例につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

これにつきましても議案第15号同様に、令和8年3月末日をもって福祉企業センターの運営を終了することから、条例の廃止をするものとなっております。

施行日は、令和8年4月1日からとなります。

次に、議案書の126ページを御覧ください。

議案第17号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

127ページが改正文、128ページが新旧対照表となっております。

内容につきましては、令和8年4月から新たな通園制度として乳児等通園支援事業を実施するに当たり、事業を利用した際の利用料について定める改正となります。

施行日は、令和8年4月1日としております。

次に、議案書の129ページを御覧ください。

議案第18号 長和町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、130ページから条文となります。

制定内容につきましては、昨年4月に制度化された乳児等通園支援事業が、この4月より新たな給付事業として実施されることに伴い、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、事業の運営に関する基準を定めるものとなります。

施行日は、令和8年4月1日としております。

次に、議案書の143ページを御覧ください。

議案第19号 長和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、144ページが改正文、145ページからが新旧対照表となっております。

内容につきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、必要な条文の改正を行うものとなります。

施行日は、令和8年4月1日としております。

最後に、議案書の149ページを御覧ください。

議案第20号 長和町資料館条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、150ページが改正文、151ページからが新旧対照表となっております。

内容につきましては、資料館「羽田野」を教育委員会所管施設から産業建設課の所管に用途変更するため、本条例から「羽田野」に関する文言を削除するものとなります。

施行日は、令和8年4月1日としております。

以上、条例に関する概要説明となります。よろしく願いをいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第27 議案第21号 令和7年度長和町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） それでは、議案書の153ページをお願いいたします。

議案第21号 令和7年度長和町一般会計補正予算（第8号）について説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、154ページからになります。

第1条の関係ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,846万8,000

円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ64億1,129万1,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費につきましては、地方自治法の規定により、令和7年度内に支出が終わらない見込みとなった事業を令和8年度へ繰り越すものでございます。

繰越事業につきましては、159ページ、第2表繰越明許費をお願いいたします。

まず、戸籍住民基本台帳費において、社会保障・税番号システム整備における戸籍附票システムなどの改修について、国よりシステムの構築が令和8年度になるとの通知があり、町の予算も令和8年度に繰り越すものでございます。

次に、社会福祉施設費では、令和7年度に実施しています福祉企業センターの縦の木福祉会への業務移管に伴う補助金において、購入予定の送迎車両について、世界的な半導体の不足により、令和7年度中の納車が困難になったため繰り越すものでございます。

次の商工費については、改修を予定していたブランシュたかやまスキー場の第1リフト更新工事において部品の供給が遅れていることと、現在、スキーシーズン営業中であり、営業が終了する4月以降に改修工事を実施したいため、令和8年度に繰り越すものでございます。

最後に土木費の道路メンテナンス事業につきましては、男女倉橋と立岩下の橋の橋梁保全工事に係るものです。橋梁下部工の工法選択に不測の日数を要したため、令和8年度へ繰り越すものでございます。

次に、160ページの第3表、地方債補正については、第3条の地方債補正になります。

まず、過疎対策事業債分といたしまして、国保依田窪病院の施設等修繕事業、道路橋梁メンテナンス事業で410万円の減額、緊急自然災害防止対策事業債分としては、町道2路線修繕工事の積算施工管理分560万円の減額、緊急防災・減災事業債分といたしましては消防車両の購入事業、県の防災無線の設備更新事業、全国瞬時警報システムの新型受信機整備事業の事業費の確定により510万円の減額補正をお願いするものでございます。

なお、起債の償還方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

それでは、歳入歳出の説明に移らせていただきます。

議案書の164ページをお願いいたします。

まず、歳入から説明させていただきますが、今回の補正予算につきましては、年度末の収入実績及び見込みに伴う補正が主なものになっておりますので、額の大きいもののみ説明させていただきます。

款の1 町税の補正の総額は265万円の減で、それぞれの税目におきまして調定額や徴収見込額で増減の補正予算を計上させていただきました。

款の10 地方交付税の関係につきましては、普通交付税の追加交付に係る補正予算として1億1,322万2,000円を増加する補正予算を計上させていただきました。

なお、補正後の特別交付税も含めた地方交付税の総額は31億8,050万5,000円となっております。

次に、款の12 分担金・負担金の補正総額は137万4,000円の減で、165ページの目の2 民生費負担金の企業センター障害者事務負担金で、町の企業センターの縦の木福祉会への業務移行に伴う収入減に伴い、247万8,000円の減額となっております。

その下の款の13 使用料及び手数料の補正総額は361万5,000円の減で、各使用料・手数料の年度末収入見込みによる補正になりますが、おめくりいただきまして、166ページ、目の3 衛生手数料の関係では、今年度実施いたしました物価高騰対応重点支援事業のごみ袋配布事業により、ごみ袋の販売実績が減少したため、可燃物処理手数料では194万円の減額となっております。

ページ中段からの款の14 国庫支出金の補正の総額は2,157万7,000円の増で、こちらも令和7年度の事業費の確定及び確定見込みによる国からの負担金、補助金の補正になります。

下段の目の1 総務費国庫補助金の関係では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、先ほど御説明させていただきました指定ごみ袋配布事業の精算や、税務のほうで実施いたしました定額減税不足額給付の給付費事業費を合わせた1,026万5,000円の増加を、おめくりいただきました167ページでは、目の4 土木費国庫補助金で道路メンテナンス事業に伴う橋の橋梁保全工事に係る追加交付分506万円の増額補正を計上してございます。

その下からの款の15 県支出金の補正の総額は175万6,000円の増になります。こちらも令和7年度の事業費の確定及び確定見込みによる国からの負担金、補助金の補正になります。

目の4 農林水産業費の多面的機能支払交付金では、交付額の確定により184万9,000円の増加となっております。

おめくりいただいた168ページ中ほど、款16 財産収入、目の1 不動産売却収入につきましては、和田地区において中部電力パワーグリッドの鉄塔敷地として、町有地を66万円で払い下げた収入を計上いたしました。

その下、款の17 寄附金、目の3 ふるさと納税寄附金につきましては、おたや祭の花火のガバメントクラウドファンディングの寄附額が確定いたしましたので4,000円の増額補正を計上してございます。

その下の款18 繰入金の補正の総額は、1億3,703万5,000円の減で、目の1 財産区繰入金は事業費の確定によるもの。

169ページの項の2 基金繰入金の中の目の2 財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算に伴い1億3,593万5,000円を減額する補正予算を計上いたしました。

その下からの款の20 諸収入の補正の総額は378万7,000円の増で、項の5 福祉企業センター事業収入では、前段でも説明いたしました、町の企業福祉センターの縦の木福祉会への業務移行による委託加工費363万7,000円の減額や、おめくりいただいた170ページ、目の4 雑入の一番下でございます情報管理系の標準化事業交付金ではガバメントクラウドに関する費用が交付対象になるなどいただきまして、382万5,000円の増となっております。

その下の款の21 町債につきましては、先ほど地方債補正の関係で御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

次に、歳出について説明させていただきます。

172ページからになります。

款の1 議会費において57万4,000円の減額になります。これ以降もそうなのですが、今回の補正につきましては年度末における事業の完了、あるいは完了見込みによる過不足の補正や人件費等の補正が主なものでございますので額の大きなもののみ御説明させていただきます。

続いて、款の2 総務費の補正総額は464万3,000円の減で、目の1 一般管理費から175ページまでの目の5 企画費までについては、それぞれの費用確定による増減になっております。

175ページ、一番下段になりますけれども、目の6 財政調整基金の減債基金積立金につきましては、普通交付税の再算定に伴い追加交付された普通交付税につきまして、臨時財政対策債償還費分を減債基金に積み立てることになっておりますので、この経費といたしまして1,010万2,000円の補正予算を組んでおります。

おめくりいただいて、176ページ中段の目の2 賦課徴収費では、上田市等と共同実施いたしました航空写真撮影負担金において、入札結果により672万円の減額、その下の戸籍住民基本台帳費では番号制度に伴うシステム改修委託費で戸籍附票システムの改修費として347万6,000円の増を、おめくりいただきまして、177ページ下段の目の1 情報管理費では負担金及び交付金で基幹系システムの共同化負担金の額の確定により490万円の減額補正などを計上させていただきました。

おめくりいただきまして、178ページをお願いいたします。

款の3 民生費の補正の総額は、389万5,000円の減で、目の2 障がい福祉費、目の3 老人福祉費、次の179ページ目の4 在宅福祉費では、各種給付事業の実績見込み、各システムの改修委託などの補正を計上させていただいております。

180ページをお願いいたします。

中段の項の3 社会福祉施設費では、これまでも御説明いたしました町の福祉企業センターの樫の木福祉会の業務移行に伴う作業員報酬の減、363万6,000円を計上してございます。

おめくりいただいた181ページの下段からの款の4 衛生費の補正の総額は、3,157万円の減で、おめくりいただいた182ページ、目の2 健康づくり費の上のほうにございますけれども依田窪福祉医療事務組合施設整備事業について、事業の内容の確定により980万円の補助額の減、以下、183ページの目の3 環境衛生費や、184ページからの目の1 塵芥処理費においては事業の完了あるいは完了見込みによる不用額の補正や負担金などの補正が主なものとなっております。

おめくりいただいて、185ページをお願いいたします。

款の5 農林水産業費の補正総額は696万1,000円の減で、目の1 農業委員会費、目の2 農業総務費、186ページにかけての目の3 農業振興費においても事業の完了あるいは完了見込みによる不用額の補正や補助金や地域おこし協力隊の活動費の組み替えなどの補正が主なものとなっております。

おめくりいただいた187ページ 目の5 農地費では多面的機能支払事業において交付額の確定により246万7,000円の増額、目の6 地場産業費では各施設の光熱水費の過不足や事業費確定による負担金や委託料の減額、おめくりいただいて188ページになります、項の2 林業費においても各施設の光熱水費の不足やイベントの負担額の減額などを計上してございます。

189ページ下段からの商工費の補正額は1,496万8,000円の増で、目の2 商工観光費の関係では、おめくりいただきました190ページ、県商工会制度資金利子補給金につきまして実績見込みにより1,119万5,000円の増額する補正予算を、その下の191ページにかけての目の3 観光費では事業の完了あるいは完了見込みによる不用額の補正や地域おこし協力隊への活動費の組み替えなどを補正してございます。

191ページの下段のほうにありますけれども、目の6 やすらぎの湯源泉管理費では、源泉ポンプのモーターの腐食が判明し、緊急交換が必要になったため247万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

おめくりいただいて、192ページ、款の7 土木費の補正総額は1,651万円の増で、目の1 土木総務費の関係では県単急傾斜崩落対策事業において県への事業負担金の確定により460万円の増、その下の土木維持費では除排雪関連経費で329万2,000円、道路メンテナンス事業で町道橋梁の設計管理、メンテナンス工事として800万円の増額補正を計上してございます。

192ページ下段からの款の8 消防費の補正総額は215万3,000円の減、おめくりいただいた193ページ、目の4 防災対策費で県防災無線整備更新工事の額の確定に伴い、負担金で404万7,000円の減額を計上してございます。

続いて、款の9 教育費の補正の総額は30万4,000円の増、補助金の額の確定や照明器具の修繕、キャッシュレス決済の手数料の増額などの補正を計上してございます。

194ページ、款の11 公債費は、起債の元金の償還額の確定に伴い45万4,000円の減額となっております。

また、人件費の補正の詳細につきましては、195ページからの附属明細に記載されておりますので、よろしく願いいたします。

以上、議案第21号 令和7年度長和町一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第28 議案第22号 令和7年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 議案書の198ページからでございます。

令和7年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきまして、御説明を申し上げます。

199ページを御覧いただきたいと思っております。

議案第22号 令和7年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきまして、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,193万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,084万4,000円とするものでございます。

それでは補正内容について説明をさせていただきます。

205ページを御覧ください。

歳入につきまして、款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税、節1 医療給付費分現年度課税分196万円の減額、節2 後期高齢者支援金分現年度課税分85万5,000円の減額、節3 介護給付費納付金分現年度課税分64万5,000円の減額につきましては、被保険者数の減少等によるものでございます。

続きまして、款の6 県支出金、項1 県負担金、目1 保険給付費等交付金、節2 保険給付費等交付金（特別交付金）1,539万円の増額につきましては、特別調整交付金の実績見込みによるものでございます。

次に、206ページを御覧ください。

歳出につきましてでございますが、款の1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、電算共同処理手数料の確定に伴い16万4,000円の増額となります。

款3 国民健康保険事業納付金、項1 医療費給付費分から、項3 介護納付金につきましては、歳入の補正に伴い、財源の内訳を変更するものでございます。

款9 諸支出金、項2 繰出金、目1 直営診療施設繰出金、節の27 繰出金について、直営診療施設整備分繰出金439万9,000円の増額、直営診療施設運営分繰出金635万7,000円の増額につきましては、実績見込みによるものでございます。

款10 予備費につきましては、このたびの歳入歳出の補正により予備費を101万円増額し、歳入歳出の調整を行うものでございます。

説明は以上となりますが、よろしくお願いたします。

○議長（原田恵召君） 本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第29 議案第23号 令和7年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 議案書の208ページからでございます。

令和7年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の209ページを御覧ください。

議案第23号 令和7年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ400万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ600万円とするものでございます。

それでは、補正の内容について御説明をさせていただきます。

215ページを御覧ください。

歳入につきまして、款1 診療報酬、項1 歯科外来収入、目1 歯科診療報酬収入、節1 現年度分について国保分で200万円の減額、社保分で100万円の減額、一部負担金100万円の減額につきましては、実績の見込みによる減額補正となります。

216ページを御覧ください。

歳出についてでございますが、款1 総務費、項1 歯科施設管理費、目1 歯科一般管理費、節12 委託料につきましては、実績見込みにより歯科医師診療報酬400万円の減額補正となります。診療体制につきまして、7月より週2日から3日に診療が可能となりましたが、休診日があったこと等によりまして、和田歯科から長門歯科へ患者が移動されたこともあり、利用者があまりにも伸びなかった状況でございます。

補正予算の説明につきましては、以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第30 議案第24号 令和7年度長和町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 議案書の218ページをお願いいたします。

議案第24号 令和7年度長和町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、既定の歳

入歳出にそれぞれ53万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,734万8,000円とするものでございます。

224ページの歳入につきましては、款8 繰入金、項1 一般会計繰入金としまして税制改正に伴う介護システム改修事業繰入金114万8,000円の増額及び実績見込みによる繰入金の減額となっております。

款10 諸収入では、配食サービス負担金の実績見込みにより84万7,000円を減額補正するものでございます。

225ページからの歳出につきまして、款1 総務管理費、項1 総務管理費では、介護システム改修委託料として114万8,000円の増額、項3 介護認定審査会費では上田地域広域連合への負担金58万1,000円の減額、款2 保険給付費、項1 介護サービス等処費では福祉用具購入費として26万6,000円の増額、おめくりをいただき、項2 介護予防サービス等諸費では介護給付費47万8,000円の増額、款4 地域支援事業費では、項2 介護予防・生活支援サービス事業費、おめくりをいただき、項3 一般介護予防事業、項4 包括的支援事業・任意事業では、それぞれ実績見込みによる減額となっており、調整のため予備費を96万8,000円増額補正させていただいております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第31 議案第25号 令和7年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 議案第25号 令和7年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書は228ページからになりますが、229ページをお願いいたします。

令和7年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出の補正、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ381万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,327万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書235ページをお願いいたします。

最初に歳入でございますが、款2、項1、目1、節1 貸付権利金でございますが、美し松別荘地において1区画販売できたことによりまして128万7,000円の増額でございます。

款3、項1、目1、節1、財政調整基金繰入金でございますが、475万3,000円減額する

ものでございます。

次に、歳出でございますが、議案書236ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目2 別荘地総務管理費、目3 学者村別荘地管理費、目4 美し松別荘地管理費、237ページに行きますが、目5 ふれあいの郷別荘地管理費、目6 美ヶ原高原郷別荘地管理費、目7 直営観光施設管理費、それぞれの事業におきまして事業等の実績及び実績見込みによる減額となっております。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第32 議案第26号 令和7年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

清水総務課長事務取扱。

○総務課長事務取扱（清水英利君） それでは、議案書の239ページを御覧ください。

議案第26号 令和7年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ599万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、243ページを御覧ください。

まず、歳入ですけれども、土地貸付収入は中部電力の鉄塔敷に係る額が確定したことにより107万6,000円を増額するものでございます。

また、次のページの歳出でございますけれども、森林造成事業の実績による負担金100万円の減額が主な内容でございます。予備費で218万9,000円を調整をさせていただくものとなっております。

説明につきましては以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第33 議案第27号 令和7年度長和町上水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） それでは、議案書246ページをお願いいたします。

議案第27号 令和7年度長和町浄水道事業会計補正予算（第3号）でございますが、最初に、

収益的収入及び支出の補正でございます。第2条、令和7年度長和町上水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款 水道事業費用、既決予定額3億2,550万円、補正予定額4,162万4,000円を減額し、計2億8,387万6,000円とするものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございますが、第3条、予算第4条本文括書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,878万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,878万4,000円で補填するものとする」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款 資本的収入5,997万6,000円、支出、第1款 資本的支出1億2,876万円とするものでございます。

253ページをお願いいたします。

令和7年度補正予算実施計画書（第3号）でございます。

収益的支出の支出でございますが、第1款、項1、目2 配水及び給水費で節17 委託料を4,162万4,000円減額するものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございますが、最初に収入でございます。款1、項1、目1、節1 建設改良等の財源に充てるための企業債でございますが1,500万円借入れによる増額でございます。

次に、支出でございますが、款1、項1、目2、節17 委託料でございますが、収益的収支で減額した委託料を資本的収支で増額するもので、収益的収支から資本的収支に組み替えるものでございます。

令和7年度長和町上水道事業会計補正予算（第3号）についての説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第34 議案第28号 令和7年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） それでは、議案書256ページをお願いいたします。

議案第28号 令和7年度長和町公共下水道及び排水処理施設事業会計補正予算（第3号）でございます。

最初に、収益的支出の補正でございます。

第1款 下水道事業費用、既定予定額4億5,943万9,000円、補正予定額99万9,000円を増額し、計4億6,043万8,000円とするものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出の補正でございます。

第3条、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,476万6,000円は、減災積立金5,410万7,000円、過年度損益勘定留保資金1,642万5,000円、当年度損益勘定留保資金6,332万7,000円、引継金90万7,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款 資本的収入、既定予定額2億843万9,000円、補正予定額179万円を減額し、計2億664万9,000円とするものでございます。

続きまして、支出でございますが、第1款 資本的支出、既定予定額3億4,224万5,000円、補正予定額83万円を減額し、計3億4,141万5,000円とするものでございます。

続きまして、議案書261ページをお願いいたします。

令和7年度補正予算実施計画明細書(第3号)でございます。

最初に、収益的支出でございますが、款1、項2、目1、節50でございますが、企業債利息として99万9,000円の増額でございます。

次に、資本的収入及び支出の収入でございますが、款1、項6、目1、節1 国庫補助金でございますが、長門水処理センター耐震診断委託事業の事業費精査に伴う防災・安全社会諸本整備交付金の減額でございます。事業費の2分の1を交付金で見込んでおりますが、事業費が減額になったことにより交付金も減額となったものでございます。

続きまして、支出でございますが、款1、項1、目3、節18 委託料でございますが、先ほど申し上げました長門水処理センター耐震診断委託事業の事業費精査に伴う事業費358万円の減額でございます。

次に、款1、項2、目1、節68 建設改良費等の財源に充てるための企業償還金でございますが、275万円の増額とするものでございます。

説明につきましては以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長(原田恵召君) 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第35 議案第29号 令和8年度長和町一般会計予算についてから、日程第44 議案第38号 令和8年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算についてまでを一括して議題といたします。

各課長より、令和8年度予算の主要事業について概要説明を求めます。

最初に、総務課関係について説明を求めます。

清水総務課長事務取扱。

○総務課長事務取扱(清水英利君) それでは、別冊になっております各課の新年度予算概要の3ページを御覧ください。

総務課関係の一般会計予算概要を御説明申し上げます。

まず、総務係でございますけれども、行政事務包括業務委託の継続やフルデマンド運行を引き続き行いつつ、県が推進しております地域連携ＩＣカードを導入いたしまして、さらなる利便性の向上を図ってまいります。

そのほか、所務事務経費、人事管理経費に係るものや、８月に任期満了となります県知事選挙の費用を計上させていただきました。

次に、危機管理係ですが、広域連合消防本部負担金及び消防団に係る費用のほか、防犯カメラの維持管理経費と１台増設する費用並びに防犯灯ＬＥＤ化事業などの経費を計上させていただきました。

次に、情報管理係ですが、広報ながわの発行に係る経費のほか、庁内ネットワーク機器リース料や基幹系システム共同化負担金、ケーブルテレビに係る番組制作業務委託、民間移行検討支援業務委託、インターネット接続使用料などに係る費用を計上させていただいております。

大門、長久保、和田の３支所につきましては、それぞれ施設の管理・維持経費を計上させていただいております。

また、５ページからの主要事業でございますが、それぞれの係が所管する主な内容と事業費を掲載させていただきましたので、御確認をお願いいたします。

以上が一般会計に係る予算概要となります。

続きまして、長和町和田財産区特別会計予算でございますが、７ページを御覧ください。

本特別会計につきましては、予算額を歳入歳出それぞれ４００万円といたしまして、例年どおり、管理する山林に係る経費のほか、和田財産区管理会の運営経費などを見込んでおります。

総務課に係る概要説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 次に、総合政策課関係について説明を求めます。

上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） それでは、総合政策課の令和８年度予算概要主要事業について説明をさせていただきます。

予算概要書の８ページをお願いいたします。

最初に、財政管財係の予算概要について説明させていただきます。

まず、財政関係では、令和８年度の一般会計補正予算の概要でございますが、一般会計当初予算総額は６０億８００万円で、前年対比１．２％減の予算となりました。詳細につきましては御覧いただきたいと思いますが、これまでと同様、限られた財源を有効活用することはもちろんのこと、急激な社会経済情勢の変化や新たな課題にも対応しつつ、事業の継続性、町の発展、安心・安全な暮らし、豊かな地域社会の実現に必要な事業を実施する予算といたしました。財政調整基金の残高が減少する中、住民福祉の向上と町のさらなる発展を念頭に置きつつ、持続可能な財政運営のために、より一層財源の確保と歳出削減の努力をしてまいります。

おめくりいただいて9ページになりますが、財産管理の関係では、庁舎や公用車等、財産の適切な管理運営のための経費を計上したほか、令和8年度では公共施設等総合管理計画の改定の予算を計上してございます。

同じく9ページの中段からは、移住定住関係の予算概要になりますが、今年度実施した空き家実態調査等を踏まえ、改定される空き家等対策計画の策定予算、空き家改修等の支援、空き家バンクや田舎暮らし体験住宅の運営、U I Jターン移住支援事業、住まい快適助成金、新婚生活支援事業、町営、公営住宅の関連経費等について予算を計上し、移住定住の促進を引き続き図ってまいります。

次に、企画政策係の予算概要につきましては、従来より実施しております町民手づくり事業補助や地域おこし協力隊、女子美術大学と連携したアートによる長和町活性化事業、今年度から着手しております町勢要覧の作成を実施いたします。また、経済センサスをはじめとした統計調査の経費について予算計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

主要事業の関係について御説明させていただきます。

最初に、財政管財係の関係ですが、町有財産等に係る管理経費、公用車や庁舎管理に係る経費のほか、基金、公債費に係る経費を計上させていただきました。

次に、移住定住の関係ですが、空き家対策に関する予算といたしまして、令和9年度から施行する長和町空き家対策計画の改定に伴う予算550万円、このほかに空き家改修に係る補助金や移住定住促進の関係では、体験住宅の経費やU I Jターン就業・創業支援事業や地域振興住宅助成金、住まい快適助成金事業、いわゆる住宅リフォーム助成等の予算を計上させていただいてございます。

11ページをお願いいたします。

企画政策係の関係でございますが、町民手づくり事業補助金、令和7年度から実施しております町勢要覧の作成に係る8年度分予算として218万3,000円、このほか、地域おこし協力隊に係る経費や女子美術大学とのアートによる長和町活性化事業に関する経費、また町の長期総合計画の策定に係る8年度分の予算として514万2,000円などを計上させていただいております。

以上、総合政策課の令和8年度の予算概要、主要事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（原田恵召君） 次に、住民生活課関係について説明を求めます。

米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） それでは、住民生活課に続きまして説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

住民生活課では、一般会計の4係と3つの特別会計を担当しております。

それでは、初めに一般会計の予算概要について説明をさせていただきます。

まず、会計係でございますけれども、公金の収納、支払業務に必要な予算を計上させていただきました。また、昨年3月より運用を開始しております窓口公金収納、キャッシュレス対応に伴う

経費を計上いたしました。

税務係につきましては、町税の賦課徴収に必要な予算を計上させていただいております。

窓口保険係につきましては、窓口業務と保険業務に分かれております。窓口業務についてでございますが戸籍住民基本台帳業務、窓口関連業務、コンビニ交付システムの経常経費などの予算について計上をさせていただきました。

次に、保険業務についてでございますが、住民生活課では国民健康保険と後期高齢者医療保険に関する業務を所管しており、3つの特別会計を担当しております。特別会計における予算概要、主要事業につきましては後ほど説明をさせていただきます。

最後に、環境温暖化対策係でございます。14ページにかけまして各種事業を行っております。環境衛生費、塵芥処理費につきましては、景観、環境、自然エネルギーの活用に関する事業、住宅の耐震診断、犬や猫の適正な飼育、ごみの収集運搬、生ごみや堆肥化処理に関することなどの予算を計上させていただいております。

次に、各係の主要事業につきましては、15ページからになります。詳細につきましては御覧をいただきたいと思いますが、税務係におきましては、令和8年度の町税の徴収見込みを7億2,700万円を見込みました。昨年度との予算対比では830万円ほどの増額の見込みとなっております。

続きまして、窓口保険係でございます。窓口業務といたしましては、安定した業務運営を行うための経費のほか、戸籍住民基本台帳システム、コンビニ交付システム保守等委託料、7年度のマイナンバー法の改正に伴いまして、戸籍住基に振り仮名記載などが必要なことから戸籍システム改修委託料、戸籍システム使用料をそれぞれ計上させていただいております。

次に、保険業務でございますが、町としての負担金、国民健康保険、後期高齢者医療特別会計への繰出しを行い、特別会計の財政安定を図るための予算を計上しております。

16ページ、4の環境温暖化対策係につきましては、環境衛生費、塵芥処理費について、広域連合に支払う丸子クリーンセンター負担金などの経常経費に加えまして、河川の水質検査委託料207万4,000円、住宅耐震改修事業補助115万円、住宅用太陽光発電蓄電池設置に対する補助合計で120万円、ごみ処理手数料、ごみ収集運搬委託料4,863万7,000円、生ごみ収集運搬委託料567万8,000円などを計上してございます。

また、花と緑のまちづくり費については、景観団体への補助金として30万円を計上しております。

以上が、住民生活課の一般会計に係ります予算概要、主要事業の主な説明となります。

続きまして、特別会計の説明をさせていただきます。

17ページでございますけれども、国民健康保険特別会計についてでございますが、予算概要といたしましては、県の保険税統一に向け、国民健康保険基金からの繰入れなども行いながら税率改正を実施し、国保会計の安定的運営を継続して図ってまいります。令和8年度の予算総額は、歳入歳

出それぞれ8億700万円となっております。

主要事業といたしましては、保険税率の検討と県の保険税統一に向け、国民健康保険運営協議会におきまして、保険税率改定の検討を重ねてまいります。また、令和4年度より実施しております未就学児の被保険者に係る均等割額額の軽減補助を継続してまいります。

次に、19ページの国民健康保険歯科診療所事業特別会計でございます。予算概要、主要事業としては、令和8年度の予算総額を歳入歳出それぞれ1,000万円を計上しております。令和8年度も医療法人新正会への業務委託により診療を行ってまいります。

業務といたしましては、国民健康保険連合会等から診療報酬を歯科診療所からの一部負担金として受け入れまして、同額を医療法人新正会へ委託料として支出しております。

最後に、20ページの後期高齢者医療特別会計でございます。予算概要、主要事業といたしましては、令和8年度の予算総額を歳入歳出それぞれ1億2,350万円としてございます。後期高齢者医療につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合におきまして運営を行っております。後期高齢者医療保険は、今後見込まれる医療費などの推計を基に2年に一度改正されておりますが、令和8年度の保険料につきましては、所得割率8.80%、均等割額4万8,827円となっております。令和8年度から始まります子ども・子育て支援金賦課額として均等割額1,339円、所得割率0.25%と決定されております。

町では、後期高齢者医療広域連合と連携しながら、引き続き保険料の徴収、資格確認書等発送業務、医療費、高額医療費の申請受付業務など、加入者の方への総合窓口を行ってまいります。

以上が、住民福祉課に関します令和8年度の予算概要、主要事業の説明となります。よろしくお願いたします。

○議長（原田恵召君） 次に、12ページに戻っていただいて、ふるさと納税特別任務室長から説明を申します。

藤田室長。

○ふるさと納税特別任務室長（藤田健司君） それでは、別冊の予算概要12ページということでお願いたします。

ふるさと納税特別任務室関係の予算概要でございます。

ふるさと納税につきましては、その市場規模が1兆円超えるという国家的な定着を見せております。

その一方で、都市部からの税収の流出、自治体間におけますところの返礼品競争の激化、物価高に伴う生活防衛による日用品の需要の増加といった転換点にもあるといわれておるところでございます。また、返礼品の3割ルールや仲介サイトのポイント規制など制度の適正化が進みまして、さらには税制改正によりますところの必要経費の減額改正など、単なる寄附から実績、通信販売や応援したいといった側面、これらの活動の質が重視される方向へ変化しつつある現実もあるところでございます。このような状況下でございますけれども、納税額の増額へ向けまして、引き続き関係

する皆様と連携を深めて取り組んでまいります。

主要事業でございますけれども、ふるさと納税に係りますところの寄附金額並びに主だった経費を主要事業として掲載させていただきましたので、それぞれ御確認をお願いいたします。

説明につきましては以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 次に、保健福祉課関係について説明を求めます。

小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 保健福祉課につきまして、予算概要書の21ページをお願いいたします。

福祉系の予算概要でございますが、社会福祉総務費では、引き続きの福祉医療給付などに加え、令和8年度より新たに福祉企業センター業務を引き継ぐ福祉就労支援事業の委託を行ってまいります。

障がい福祉費では、障がい児・者の支援事業、老人福祉費では敬老祝賀事業等を予算計上しております。

介護高齢者支援系の地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口として、高齢者と御家族を支援するための予算計上をしております。

子育て支援系では、保育料の軽減や3歳以上児の副食費無償化及び令和8年4月から新たに子供の育ちを応援するこども誰でも通園制度を実施してまいります。また、児童手当の支給や子育て支援センターの運営、子育て応援ごみ袋支給事業、子育て応援給付金、子育て支援サポート利用補助など、切れ目のない手厚い子育て支援を行ってまいります。

保育園では、令和8年度は85名の園児をお預かりし、安心・安全な保育園運営を行ってまいります。ながと保育園・和田保育園の交流の機会を設け、様々な体験の機会を増やすとともに、保育園ICT化を活用し、保育園の安全と利便性、保育事務の効率化を図ってまいります。

健康づくり系では、健診受診率向上に努めるとともに、妊娠・出産・子育てまで切れ目なく安心して子供を産み育てられる子育て支援を行います。また、令和8年度より、信州大学医学部小児医学教室及び依田窪病院の御協力をいただき、国が推奨する5歳児健診を先進的に始めてまいります。子供から高齢者までの心と体の健康を支援するとともに、住民の安心となり信頼できる地域医療を支えてまいります。

男女共同参画系では、児童の保護や人権の尊重、男女共同参画の実施のための事業展開及びふれあい館や図書館の運営を行ってまいります。

主要事業につきまして、福祉系の社会福祉総務費では子供さんなどへの福祉医療給付2,274万円、新規事業といたしまして、福祉企業センター業務を引き継ぐ福祉就労支援業務委託750万円、おめくりをいただき、障がい福祉費では障がいをお持ちの方の福祉医療給付2,706万円、障害者自立支援給付2億615万円、障がい児支援に係る児童福祉給付2,972万円及び老人福祉費などとなっております。

介護高齢者支援係の関係では、養護老人ホームなどの老人保護措置費 2, 128 万円、高齢者生活福祉センターほほえみに係る費用 1, 494 万円、おめくりをいただき、介護保険特別会計繰出金としまして、法定繰入額が合計で 1 億 5, 801 万円などとなっております。

子育て支援係では、高校生年代 18 歳までの児童手当給付 6, 996 万円のほか、子育て支援センターの運営、ライフステージごとに手厚い子育て支援を応援する事業となっております。

保育園につきましては、ながと保育園バス運行委託 1, 686 万円、和田保育園バス運行委託 64 万円のほか、保育園運営に係る経費となっております。

おめくりをいただき、健康づくり係では依田窪医療福祉事務組合負担金としまして 5 億 3, 354 万円、病院の医療機器の購入や施設整備を町の過疎債事業により負担する依田窪医療福祉事務組合施設整備分の負担金 3, 430 万円、65 歳以上の新型コロナ、带状疱疹ワクチンを含む定期予防接種委託料 2, 147 万円、老人保健施設負担金 4, 829 万円、病院や健康づくり事業団への健診委託料 1, 772 万円です。

人権男女共同参画係では、児童館、隣保館及び図書館を一体的に運営するふれあい館の運営経費などとなっております。

続きまして、長和町介護保険特別会計につきまして、27 ページをお願いいたします。

介護保険事業によります介護保険給付費と地域支援事業など 10 億 2, 300 万円の予算を計上させていただいております。施設等の介護サービス給付費や介護給付費準備基金積立金などの減額により、前年度の当初予算よりも 7, 900 万円減額の予算となっております。

おめくりをいただき主要事業となりますが、令和 8 年度におきまして、今介護保険事業計画を評価し、次期、第 10 期 3 年間の計画を策定してまいります。介護予防生活支援サービス事業、一般介護予防事業、配食サービスなどの任意事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業などにより、住み慣れた地域での自立した生活が続けられるための支援と、医療・介護・福祉が連携し、一体的な住民サービスの提供を行ってまいります。

29 ページ、同和地区住宅新築資金等貸付特別会計では、前年度に比べ増額の 20 万円の 760 万円の予算となっております。

以上、保健福祉課となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 次に、産業建設課関係について説明を求めます。

中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） それでは、産業建設課に係る予算概要、主要事業について説明をさせていただきます。

議案書の 30 ページをお願いいたします。

最初に、一般会計について説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

最初に、農政係、農業委員会、農業振興費関係でございます。日本型直接支払制度であります中山間地域直接支払事業及び環境保全型農業直接支払事業の取組を推進してまいります。

また、農業振興一般事業では、J A生産部会が行う担い手農家の安定経営を図るための推進作物振興事業等の補助を実施してまいります。また、みどりの食料システム戦略に基づき、環境に優しい農業を推進してまいります。

次に、農地費の関係ですが、農業用施設の維持管理につきまして、順次、計画的に事業を実施し、農業基盤の維持管理に努めてまいります。また、多面的機能支払交付金を有効に活用してまいります。

地場産業費の関係でございますが、活性化施設蔵など所管する施設の良好な維持管理と、新たな特産品開発への支援の充実を図ってまいります。

31ページをお願いいたします。

マルメロの駅ながと、また、和田宿ステーションの2つの道の駅について、指定管理者をはじめ関係機関と協力し、農業所得の向上、都市農村交流の促進、地域の活性化に資する取組を推進してまいります。

次に、商工観光係の関係でございますが、最初に商工振興費の関係でございます。

商工振興のための制度資金融資、利子補給や信用保証料の負担など、継続して支援をしてまいります。また、新規雇用、販路拡大に関する助成のほか、創業を目指す方に創業初期支援を行い、地域産業振興施策の充実を図ってまいります。

次に、観光費の関係でございますが、長和町観光振興計画の策定を目指すとともに、信州・長和町観光協会と連携を図り、地域の観光資源を活用し、各種イベント等を開催する中で、観光地域としてブランドを確立することを目標に誘客、宣伝活動に取り組んでまいります。

施設管理費の関係でございますが、温泉施設につきましては、必要な指定管理料を計上するとともに指定管理者と連携し、さらなる福祉の向上及び温泉を確保した産業振興及び安定した温泉経営を目指してまいります。

32ページをお願いいたします。

ブランシュたかやまスキー場ですが、スキー場の施設等の改修につきましては、各年度精査をした上で、国の補助や有利な起債を活用した事業を実施してまいります。

次に、建設林務係の関係でございます。

最初に、林業費の関係でございます。松くい虫被害対策については補助金を活用し、引き続き対策を実施してまいります。また、有害鳥獣駆除対策においても農産物等の被害削減に取り組んでまいります。また、森林環境譲与税を有効に活用し、森林整備をはじめ林道等の整備、また、別荘地等の環境整備に取り組んでまいります。

次に、土木管理費の関係でございますが、社会資本整備総合交付金事業において国庫補助を活用しながらクネノ内橋、立岩下の橋の橋梁保全工事を実施いたします。また、地区要望及び損傷箇所を精査した中で、予算の範囲内で舗装修繕工事及び道路修繕工事を実施してまいります。

なお、一般会計における主要事業につきましては、概要書の33ページから35ページに記載さ

れておりますので御覧いただけたらと思います。

次に、上水道事業会計の予算概要、主要事業について御説明申し上げます。

概要書の36ページをお願いいたします。

上水道事業会計では、安心・安全な水道水供給のための予算を計上させていただきました。上水道事業会計は年々給水人口の減少による収入減と、施設の老朽化による修繕等で経費が増え、経営が厳しくなってきております。そこで、アセットマネジメントを作成し、老朽化する施設の修繕を計画的に進めるとともに、料金改定のシミュレーションを実施しており、料金改定を予定してございます。

上水道事業会計の主要事業でございますが、工事請負費として滝ノ沢水道整備事業1億8,500万円を計上してございます。

続きまして、概要書の37ページをお願いいたします。

長和町公共下水道及び排水処理施設事業会計の予算概要、主要事業について御説明申し上げます。

平成9年度の供用開始から28年を経過しており、現在は主に施設の維持管理業務を行っている状況でございます。標準耐用年数を経過した設備が多いため、今後においては、施設の修繕及び更新に係る経費等が増加傾向にあると予想しているところでございます。令和6年度に策定いたしましたストックマネジメント実施計画に基づき、計画的かつ効率のよい施設修繕及び維持管理に努めてまいります。

主要事業でございますが、工事修繕といたしまして大石下マンホールポンプ移設工事で2,000万円、また、起債償還として企業債元金2億5,737万9,000円を計上してございます。

続きまして、概要書の38ページをお願いいたします。

観光施設事業特別会計の関係でございます。

観光施設事業特別会計では、令和3年度に策定されたマスタープランに基づき、直営別荘地の安定した運営管理の実現のための予算を計上いたしました。

主要事業でございますが、直営別荘地管理事業として学者村別荘地、美し松別荘地、ふれあいの郷別荘地、美ヶ原高原郷別荘地の維持管理業務に関する経費でございます。行政事務包括業務委託料として2,148万3,000円、各財産区への土地使用料として2,765万3,000円、除雪車4台分の重機借上料として446万円を計上してございます。

以上、産業建設課所管の予算についての説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 次に、教育課関係について説明を求めます。

佐々井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） それでは、教育課関係の予算概要及び主要事業について御説明させていただきます。

教育課におきましては学校教育係、社会教育係、文化財係になります。

新年度予算概要書の39ページからになります。

まず、学校教育係の関係でございますが、教育委員会に係る経費、各小学校の運営経費、中学校組合への負担金などについて計上しております。そのほか小学校のICT関係として支援業務委託の経費、Chromebookの更新経費などが主なものとなります。

令和8年度予算におきましても、子育て支援施策として給食費無償化について、当町では国に先行して町費で無償化を実施してきたところでございますが、令和8年4月より国が補助を始めることになりましたので、来年度は国の補助不足分を町費で支援を行うこととしております。そのことで給食費完全無償化を継続するほか、高等学校通学費等補助も引き続き実施し、保護者の皆様の経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、社会教育係の関係でございますが、生涯学習講座の開催や小集団グループの育成、総合文化祭の開催、文化活動など生涯学習の支援に取り組んでまいります。また、青少年の健全育成を目指して、長和スポーツクラブを中心として開催しております各種スポーツ教室への補助金等、体育施設の維持管理費等を計上させていただいております。

次に、40ページに係る文化財係の関係でございますが、歴史関連施設の維持管理運営経費の計上のほか、国史跡に指定されております星糞峠黒耀石原産地と歴史の道中山道や宿場の町並みについて、修繕箇所等の整備を行い、保存活用を図ってまいります。令和8年度の国際交流事業でございますが、第6期黒耀石大使の渡航経費負担金を計上しております。ちなみに第6期は4人の大使が渡航する予定でございます。

次に、主要事業の関係でございますが、特筆したもののみ申し上げますと、学校給食関係につきまして、小学校給食費は児童176人分、1,565万5,000円、与田窪南部中学校は長和町の生徒101人分で779万円を予算計上しております。そのほか、小学校ICT支援としてChromebook202台分の更新費用で1,295万9,000円を計上しております。そのほか、黒耀石関係におきまして国際交流事業として748万8,000円を計上しております。

以上が、教育課関連予算の概要でございます。よろしくお願いたします。

○議長（原田恵召君） 次に、議会事務局関係について説明を求めます。

長井議会事務局長。

○事務局長（長井真樹君） それでは、新年度予算概要書の42ページになります。

議会関係ですが、主な事業といたしましては、年4回の定例会、本会議、一般質問及び常任委員会の開催、必要に応じて臨時会、特別委員会を設置して、それぞれ開催してまいります。

議会運営については、タブレット端末機を導入し、定例会、臨時会、委員会、全員協議会等で活用を進めてきたところであり、引き続き取り組んでいくところとしております。

議会本会議のインターネット配信につきまして、機器の整備を今年度予算で整えておりますので、一般質問についてインターネットの動画配信サイトを利用して行っていきたいと考えております。

これまで開催してきました住民との懇談会や各種団体との懇談も機会を捉えて計画していきたいと考えております。

議会だよりについては、年4回発行し、議会活動を周知しまして、議会への関心や理解が深まるような議会だよりの作成に努めていきます。町公式ホームページも有効に活用して必要な情報を提供していく予定でございます。

そのほか、他町村の先進的な事例などを学ぶための視察や各種研修会へ参加しまして、議会力や資質向上などの研鑽に取り組んでいきます。

歳出の主な事業につきましては、議会会議録作成委託料89万9,000円、議会だよりの編集委託料55万5,000円、タブレット端末の会議システムライセンス料49万2,000円などとなっております。

続きまして、43ページを御覧ください。

監査委員費の関係であります。監査委員の報酬が主なものでございます。監査計画に基づく例月出納検査、定期監査、決算審査等を行ってまいります。そのほか、指定管理者監査、また必要に応じて随時監査なども実施いたします。

議会及び監査委員事務局の所管します令和8年度予算概要、主要事業の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（原田恵召君） 以上で、概要説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。そのままでお待ちください。

休 憩 午前11時46分

再 開 午前11時48分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ここで、発言を求められていますので許可しますので、どうぞ。

上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） この後、指定管理についての御説明、御提案をさせていただき予定でございますが、議案書のほうで字句の修正をお願いしたい部分がありますのでよろしく願いしたいと思います。

まず、議案書の350ページ、議案第43号でございます。文章中の中で「長和町道の駅大型畜産物直売所」となっておりますけれども、こちら「農畜産物直売所」の誤りでございます。訂正をさせていただきたいと思います。

同じく施設の名称のほうも「大型畜産物」になっておりますけれども「農畜産物直売所」の誤りでございます。よろしく願いします。

次に、同じく360ページ、議案第44号のほうでございますが、こちらと同じく本文中で「道

の駅大型畜産物直売所」になっておりますが、「農畜産物直売所」の誤りでございます。施設の名称についても同じく「農畜産物直売所」のほうに改めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（原田恵召君） 43号、44号につきまして、タイトルもですけど本文の中のところも「道の駅大型畜産物直売所」となっているところの「農」が抜けておりますので、訂正をすることで許可しましたので、御承知をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。お分かりになりますか。いいですか。

それでは、続けさせてもらいますのでよろしくお願いいたします。

次に、日程第45 議案第39号 指定管理者の指定について（長和町農林水産施設）から、日程第56 議案第55 指定管理者の指定について（長和町和田コミュニティーセンター）を一括して議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） それでは、指定管理者の指定の関係について御説明をさせていただきます。

本議会に提出させていただきました指定管理者の指定案件につきましては12件ございます。いずれの案件も地方自治法の規定により、指定管理者を指定するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の308ページからお願いしたいと思います。

議案第39号についてでございます。

施設の名称につきましては、長和町農林水産施設でございます。指定管理者の名称につきましては、株式会社長門牧場、代表者につきましては代表取締役社長竹内邦義さん、主たる事務所の所在地は長和町大門3539番地2。

指定管理期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となっております。

おめくりいただいた309ページからは指定申請書の写しを添付させていただきましたのでよろしくお願いたします。

次に、議案書の320ページをお願いいたします。

議案第40号について説明させていただきます。

施設の名称につきましては長和町依田窪林業総合センターでございます。指定管理者の名称につきましては、信州上小森林組合、代表者につきましては代表理事組合長石井公彦さん。主たる事務所の所在地は上田市富士山2464-226。

指定管理期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となっております。

321 ページからは指定管理申請書の写しを添付させていただいておりますので御覧いただきたく思います。

次に、議案書の328 ページをお願いいたします。

議案第41号について御説明させていただきます。

施設の名称につきましては長和町長門温泉やすらぎの湯でございます。指定管理者の名称につきましては、株式会社長和町振興公社、代表者につきましては代表取締役柳澤秀雄さん。主たる事務所の所在地は長和町古町2436-1。

指定管理期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となっております。

329 ページから指定管理申請書の写しを添付させていただいております。

次に、議案書の339 ページをお願いいたします。

議案第42号について説明させていただきます。

施設の名称につきましては、長和町和田宿温泉ふれあいの湯でございます。指定管理者の名称につきましては、株式会社長和町振興公社、代表者につきましては代表取締役柳澤秀雄さん。主たる事務所の所在地は、長和町古町2436-1。

指定管理期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となっております。

340 ページから指定管理申請書の写しを添付してございます。

次に、議案書の350 ページをお願いいたします。

議案第43号について説明させていただきます。

施設の名称につきましては、長和町道の駅大型農畜産物直売所及び附帯施設（足湯施設）でございます。

指定管理の名称につきましては、株式会社長和町振興公社、代表者につきましては代表取締役柳澤秀雄さん、主たる事務所の所在地は長和町古町2436-1。

指定管理期間につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となっております。

351 ページからは指定管理申請書の写しを添付させていただいてございます。

次に、議案書の360 ページをお願いいたします。

議案第44号について御説明させていただきます。

施設の名称につきましては、長和町道の駅大型農畜産物直売所及び附帯施設でございます。

指定管理者の名称につきましては、株式会社マルメロエイト、代表者につきましては代表取締役社長中原政幸さん。主たる事務所の所在地は長和町古町2463番地3。

指定管理期間につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となっております。

361 ページからは申請書の写しを添付させていただいてございます。

次に、議案書の398 ページをお願いいたします。

議案第45号について説明させていただきます。

施設の名称につきましては、長和町資料館「羽田野」でございます。

指定管理者の名称につきましては、株式会社米谷鐵五郎、代表者につきましては代表取締役社長中村勘次さん。主たる事務所の所在地は、長和町和田2849番地1。

指定管理期間につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となっております。

399 ページから指定管理申請書の写しを添付させていただいておりますので、御覧いただきたいと思っております。

次に、議案書の422 ページをお願いいたします。

議案第46号について説明させていただきます。

施設の名称につきましては、長和町高齢者生活福祉センターでございます。指定管理者の名称につきましては、社会福祉法人依田窪福祉会、代表者につきましては理事長吉池順一さん。主たる事務所の所在地は、上田市下武石776番地1。

指定管理期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となっております。

423 ページから指定申請書の写しを添付してございます。

次に、議案書の438 ページをお願いいたします。

議案第47号について御説明させていただきます。

施設の名称につきましては、長和町デイサービスセンター長門でございます。

指定管理者の名称につきましては、社会福祉法人依田窪福祉会、代表者につきましては理事長吉池順一さん。主たる事務所の所在地は、上田市下武石776番地1。

指定管理期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となっております。

指定管理申請書については、439 ページからを御覧いただきたいと思っております。

次に、議案書の453 ページをお願いいたします。

議案第48号について、施設の名称につきましては長和町大門小規模ケア施設でございます。

指定管理者の名称につきましては、社会福祉法人依田窪福祉会、代表者につきましては、理事長吉池順一さん。主たる事務所の所在地は、上田市下武石776番地1。

指定管理期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となっております。

454 ページから指定申請書の写しを添付してございます。

次に、議案書の469 ページをお願いいたします。

議案第49号について説明させていただきます。

施設の名称につきましては、グループホーム和田でございます。指定管理者の名称につきましては、社会福祉法人依田窪福社会、代表者につきましては、理事長吉池順一さん。主たる事務所の所在地は、上田市下武石776番地1。

指定管理期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となっております。

470ページから指定申請書の写しが添付してございます。

最後になりますけれども、議案書484ページをお願いいたします。

議案第50号について御説明させていただきます。

施設の名称につきましては、長和町和田コミュニティーセンターでございます。指定管理者の名称につきましては、社会福祉法人長和町社会福祉協議会、代表者につきましては、会長尾美徳子さん。主たる事務所の所在地は長和町和田4253番地1。

指定管理期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となっております。

485ページから指定申請書の写しがございますので御覧いただきたいと思っております。

以上、説明につきましては以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います、質疑ございますか。
田福議員。

○9番（田福光規君） 議案第44号の長和町道路駅大型農畜産物直売場及び附帯施設の関係で、申請書では指定管理料、令和8年度以降が1,800万ということで書かれておるんですけど、お聞きしたところでは、今回、予算上は1,750万というふうに訂正されているというふうにお聞きしたんですけどどちらが正しいでしょうか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 令和8年度の予算では50万円減額させていただいておりますけれども、まだ議決になっておりませんので、議決いただきましたら町の予算に合わせて会社のほうの収支も訂正というか、直していただくような形になるかと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） ただ申請書では1,800万というふうに書かれておるわけですね。この申請書が付いた指定管理用の審査を行うわけなんですけど、だから予算書の中身と申請書の中身が違ったものを別々に審査する、同じところということになるんですけど、何かおかしいんではないかと思うんですけど、それでよろしいですか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 申請書はあくまで申請であって、決定したものではありません。それに基づいて、町として予算をどういうふうに編成していくかということになってくるかと思

ます。今のところ、そういう形で考えておりますので、この申請が全てそのとおりということではなくて、御判断いただければと思います。

いずれにしても、委員会の審議の中でさらに詳細に答弁等させていただければと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） じゃあ、要望ですけど、予算特別委員会が10、11、行われます。11日の最後、採択しますね。それを受けて本会議で採択されないと通らないと思うんですけど、その採択を受けて、できれば請求というか申請書そのものも変更したものに変わっていただけると非常に分かりやすいと思うんですけど、そうすれば理解しやすいと思ひますが。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） いずれにしても、今、田福議員さんおっしゃられたように、予算案が議決していただければ申請書もその額に合わせて訂正、差し替えをさせていただければと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（原田恵召君） 他にございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第57 議案第51号、長和町過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） それでは、議案書491ページをお願いいたします。

議案第51号 長和町過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）について御説明をさせていただきます。

計画書は492ページから561ページになります。

令和8年4月より施行いたします長和町の過疎地域持続的発展計画でございますが、先般、議会全員協議会におきまして御協議をいただきました案件でございます。

先ほどの町長の提案理由の説明でも申し上げましたけれども、計画の対象期間は令和8年度から令和12年度までの5年間で、令和3年度から施行されております過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法における令和13年3月31日までの後期の過疎計画になります。

町では、令和8年度から令和12年度の後期の期間に予定いたします過疎対策に係る各種事業について、長和町過疎地域持続的発展計画案を作成いたしまして、パブリックコメントによります住民の皆様からの意見募集並びに県への事前協議を実施してまいったところでございます。

県との協議も終了いたしまして同意もいただいておりますので、今回、この計画を議会に上程し、お諮りするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います、質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第58 議案第52号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） それでは、議案書の562ページをお願いいたします。

議案第52号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを説明させていただきます。

ふるさと基金の権利放棄につきまして、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

放棄する権利の内容でございますが、長和町の出資総額7,423万8,000円のうち354万6,000円を権利放棄するものでございます。

権利放棄に係る相手方につきましては、上田地域広域連合となります。

権利放棄をする理由につきましては、令和8年度に実施いたします広域連合の地域医療対策事業に充当するためでございます。

詳細につきましては、563ページ以降に資料を添付させていただきましたが、上田地域広域連合全体では出資総額3億2,447万8,000円のうち、8,361万9,000円を放棄するものでございます。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

休憩中に、議会全員協議会を行います。

休 憩 午後 0時08分

再 開 午後 0時14分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第59 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

担当課長より説明を求めます。

小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 議案書の567ページをお願いいたします。

人権擁護委員の推薦につきまして、長和町の人権擁護委員は4名が法務大臣より委嘱され御活動をいただいておりますが、そのうち1名の方が令和8年6月30日をもって3年間の任期が満了となります。つきましては、人権擁護委員会法第6条第3項の規定により、丸山陽一さんを人権擁護委員に推薦したく、議会の意見を求めるものです。

生年月日及び住所につきましては、記載のとおりとなりますのでよろしく願いをいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。本案について、原案のとおり適任とすることに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任と決定いたしました。

◎日程第60 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

○議長（原田恵召君） 次に、日程第60 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を上程いたします。

本陳情は、委員会付託を予定しております。また、後日、趣旨説明会を予定しておりますので、所管する常任委員会はよろしくをお願いいたします。

◎日程第61 委員会付託について

○議長（原田恵召君） 次に、日程第61 委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に提出されました議案第4号から議案第20号までの条例案17件、議案第21号から議案第28号までの令和7年度補正予算案8件、議案第29号から議案第38号までの令和8年度予算案10件、議案第39号から議案第50号の指定管理者の指定に関する案12件、議案第51号長和町過疎地域持続的発展計画（令和8年度から令和12年度）についての1件、議案第52号上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについての1件、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情の1件につきましては、委員会付託表のとおり、それぞれの委員会に付託したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、委員会付託表のとおり、委員会へ付託することに決定いたしました。

各委員会は、本会期中に審査の上、結果報告願います。

次に、3月4日及び5日に一般質問を予定しておりますが、4日及び5日の会議時刻を午前9時からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、3月4日及び5日の一般質問につきましては、午前9時から開始いたします。

◎散会の宣告

○議長（原田恵召君） 以上をもちまして、本日予定していた会議は終了いたしました。

会議を閉じ、散会といたします。

散 会 午後 0時18分

第 2 号

(3 月 4 日)

議 事 日 程

令和 8 年 3 月 4 日
午前 9 時 0 0 分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問
散 会

令和8年長和町議会3月定例会（第2号）

令和8年3月4日 午前 9時00分開議

出席議員（10名）

1番	諫山三武	議員	2番	高田	傑	議員
3番	小川法樹	議員	4番	城内	たき子	議員
5番	阿部由紀子	議員	6番	龍野	一幸	議員
7番	荻野友一	議員	8番	佐藤	恵一	議員
9番	田福光規	議員	10番	原田	恵召	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長（総務課長事務取扱）	清水英利	君
教育長	藤田仁史	君	総合政策課長	上野公一	君
住民生活課長兼会計管理者	米沢正	君	保健福祉課長	小林義明	君
産業建設課長	中原良雄	君	教育課長	笹井佳彦	君
総務課長補佐	遠藤剛	君			

議会事務局出席者

事務局長	長井真樹	君	議会事務局書記	若林美穂	君
------	------	---	---------	------	---

◎開議の宣告

- 議長（原田恵召君） おはようございます。
長和町議会第1回定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 一般質問

- 議長（原田恵召君） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、本日5名の一般質問を行います。
3番、小川法樹議員の一般質問を許します。

小川議員。

- 3番（小川法樹君） おはようございます。それでは早速、質問いたします。
私からの質問は、長和町のデジタル化についてです。

令和3年5月にデジタル改革関連法が公布され、行政、民間、準公共部門のDX（デジタルトランスフォーメーション）——以下DXと言いますが——の取組が本格的に推進されるようになりました。国においては、デジタル庁を新設し、マイナンバーカードの普及・利用促進やガバメントクラウドの整備による自治体の17業務の業務システムの標準化、自治体の31の行政手続のオンライン化など、様々なデジタル化を進めてきたところです。もはやデジタル化は、一部の都市部や大規模自治体だけの話ではなく、私たちのような小さな町においても、避けては通れない共通の課題となりました。

DXについては、デジタル技術とデータを活用して、既存のプロセス等の改変を行い、新たな価値を創出して新たな社会の仕組みに変革することですが、私の理解では、自治体はAIやRPA（ロボティクス・プロセス・オートメーション）などのデジタル技術を活用し、住民や事業者にとって便利な行政サービスを提供することにより、これまで職員が手作業で行っていた膨大な定型業務、データの打ち込み、書類の照合といった作業を自動化・簡略できると考えます。そして、この単純業務や定型業務をなくすことにより生まれた貴重な時間をただ削るのではなく、住民の方々の直接の対話や地域の課題解決といった、人にしかできない創造的な業務に費やすこともできます。現在の長和町を見れば少子高齢化は加速し、生産年齢人口の減少は待ったなしの状況です。これに伴い、役場職員の人員確保も年々厳しさを増していくことが予想されます。それらを補うためにも業務の効率化や簡素化は重要な取組だと考えます。

さて、長和町のデジタル化への取組について、令和4年度に長和町DX推進本部を設置し、各課からデジタル化において様々な意見や要望を吸い上げ、推進本部において導入検討を行ってきたところだと認識しておりますが、町民サービスの利便性の向上と職員の負担軽減という観点からどの

ようにデジタル化に取り組んできたかお伺いいたします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。ただいま議員の御質問、町のデジタル化の取組に関する御質問でございます。

令和3年に制定をされました地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、通称標準化法により、自治体の基幹業務のうち20業務のシステムを標準仕様に変更することと、行政手続オンライン化においては、情報通信技術の活用による行政手続等に関わる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、通称デジタル行政推進法により、マイナンバーカードを利用したオンライン申請ができる仕組みとなっております。

国が進める自治体DXは、令和2年12月に閣議決定をされたデジタル・ガバメント実行計画における自治体関連の各施策において、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係各省庁による支援対策を取りまとめ、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画として策定をされました。

町では、この計画に基づいた8つの自治体DXにおける重要取組事項について、推進をしております。

詳細につきましては、総務課長事務取扱より答弁させていただきます。

○議長（原田恵召君） 清水総務課長事務取扱。

○総務課長事務取扱（清水英利君） 当町におきましては、令和4年度からDX推進本部を設置いたしまして、様々なシステム導入を検討してまいりました。

先ほど町長の答弁にもありました自治体DXの8つの重要取組事項でございますけれども、1つ目に、自治体フロントヤード改革の推進、2つ目としまして、地方公共団体情報システムの標準化、3つ目として、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づく共通化等の推進、4つ目としまして、公金収納におけるeL-QRの活用、5つ目としまして、マイナンバーカードの取得支援・利用の推進、6つ目として、セキュリティー対策の徹底、7つ目に、自治体AIの利用推進、8つ目としまして、テレワークの推進、この8つになります。

このうち1つ目のフロントヤード改革の推進につきましては、令和5年度に実装しましたが、書かない窓口システムの導入を行いまして、フロントヤード改革を進めました。これにより、国が進めるバックヤード改革まで行えるよう今後検討を進めていくところでございます。

また、2つ目の地方公共団体のシステム標準化につきましては、令和6年度から開発を開始し、令和7年度で一部を標準化対応いたしました。標準化対象20業務のうち、生活保護と児童扶養手当は県で行っているため、当町の対象業務は18業務になりますけれども、そのうち住民基本台帳、選挙、就学、国民年金、国民健康保険、健康管理、児童手当、子ども・子育て支援、戸籍・戸籍の

附票、印鑑の業務は令和8年2月24日に標準システムに移行してございます。残りの各種税、後期高齢者医療、介護保険、障がい者福祉につきましては、令和8年10月に移行する予定としております。

また、御質問の住民サービスの利便性向上と職員の事務効率化についてでございますが、住民サービスの向上におきましては、住民向けアプリ「ライフビジョン」、通称「Nナビ」でございますけれども、これにより住民が必要な情報をいち早くアプリのプッシュ通知でお知らせすることで素早い情報伝達を可能にし、ライブカメラや防災情報など、すぐ知りたい情報を常に置いておくことにより知りたい情報を確認できるものとして運用しているところでございます。Nナビアプリでは、広報や子育て情報、ながわごんの予約アプリにアクセスできるため、町民が利用する便利なポータルアプリとして今後も改良してまいりたいと考えております。

続いて、書かない窓口システムについてでございますが、このシステムは、申請書を書かずにタブレット端末で申請者の免許証やマイナンバーカードを読み取ることによりまして、住所・氏名・生年月日等の基本情報を自動で申請書に書き加え、必要な項目を職員がヒアリングすることで申請書を作成するシステムとなります。申請書を書かないということから、高齢の方などからは簡単でよいという評価をいただいているところでございます。

次に、役場でお支払いする税以外の料金について、会計窓口でキャッシュレス決済できるようにキャッシュレス機器を導入しております。様々な決済ブランドにも対応しているため、利用者アンケートでも大変よい評価をいただいているところでございます。

ほかにも、保育園ICTシステムの導入では、園児の登降園の管理や欠席連絡、お便りなどがアプリ上でできるようになりました。園児が熱を出して欠席する場合など、わざわざ保育園に電話で連絡することなくアプリで完結できるようになりました。利用する保護者や保育士からも大変好評をいただいているところでございます。

また、町のホームページをリニューアルしたことにより、今まで見づらい状況にありましたトップページも、ビジュアルの改善と検索機能の強化により探しやすいページになりました。

直接住民に関わる場所では、シニア向けに毎年スマホ教室を行っておりまして、毎回定員に達する盛況ぶりでございます。

さらに、職員の事務効率化におきましても様々な勉強会や検討を行っております。

導入事例としますと、勤怠管理システムの導入によりより細かい勤怠管理ができたことや、庁内ネットワークの更新、グループウェアのクラウド化等を行いました。

そして現在進めているものでは、業務可視化ツールを使い、無駄な作業や効率化できる作業を洗い出し、改善・検討・外部委託へつなげていくための作業を行っておりますし、事業者が町と契約する際に紙ではなく電子文書で契約できる電子契約システムの導入も検討しておりますので、準備でき次第、公表してまいります予定でございます。

一方、導入に至らなかったものでございますけれども、議員が言われましたRPAにつきまして

は、試験導入をしてみました。利用料金に比べまして処理する量の少なさなどから諦めた経過がございます。RPAは、大きな市などであれば導入メリットがあるだろうかと考えております。

さらに、施設予約システムやアプリが使えない住民に向けた電話を使った情報発信システム、無人店舗、AI契約審査システム、ノーコードツールなどにつきましても検討いたしましたけれども、費用対効果や予算確保が困難であった経過がございます。

令和8年度におきましては、AIを使った業務支援システムを導入する予定としておりまして、挨拶文の作成や音声データの文字起こし、アイデア出し、翻訳、画像生成、AIOCR機能搭載により、様々な業務の効率化を図ってまいります。

○議長（原田恵召君） 小川議員。

○3番（小川法樹君） 今お話の中にあつたNナビは、大変便利で私も活用しておりますが、広報や子育て情報、ライブカメラといった今知りたい情報をプッシュ通知で即座に届けられる仕組みは、デジタル化の恩恵を町民が最も実感しやすい、すばらしい取組だと思います。

そこで次の質問ですが、ただいま御説明のあつたデジタル化の取組について、PDCAサイクル——計画、実行、測定・評価、対策・改善等による効果の検証は行っていますでしょうか。

○議長（原田恵召君） 清水総務課長事務取扱。

○総務課長事務取扱（清水英利君） 効果検証に関する御質問でございます。

お話しの方のPDCAサイクルですが、各種マネジメントの基礎となるものでございまして、DX推進部会で検証を行っております。まず、プラン（P）でございまして、年度初めに導入計画、検討計画を立案し、行動（D）として具体的なシステムなどの導入、評価（C）として年度末のDX推進部会で結果を共有して、次年度に向けたアクション（A）を確認し行っていくというサイクルとされているところでございます。

このような研修を行い、今後のデジタル経営については、現在、ITコーディネーター協議会の支援を受けておりますので、引き続き御支援いただきながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（原田恵召君） 小川議員。

○3番（小川法樹君） できないことを安易に引き受けるのではなく、現状の課題を整理し専門家の助言を得ながら、一つ一つ着実に判断を下されていることがよく分かりました。

さて、これまでの長和町のデジタル化の取組は、町民の利便性の向上を図る事業が多いように感じます。総務省のホームページから自治体の取組事例集を見ますと、愛知県の39市町村においては、AIを活用した総合案内サービスとしてチャットボットによる住民の生活に関連する問合せの応答を行っており、効果として、単純な問合せはAIのみで対応できるため、職員の手間が削減された。質問への24時間対応と問合せ方法が増えたことで市民の利便性が向上したとあります。

また、宮崎県串間市では、LINEによる施設予約を導入し、効果として、1件当たり最大10分程度かかる電話での予約対応や受付調整に係る事務処理の件数が1割程度にまで削減。利用者は

24時間リアルタイムで予約・空き状況を確認できるようになり、市民サービスが向上したとあります。

こうした先進事例は全国にありますが、私が最も注目し、我が町が学ぶべきと感じたのは、同じ小県郡の青木村の事例です。先日、私は青木村の研修会にて、あおきテレビと呼ばれるデータ放送を実際に拝見してまいりました。そこで目にしたのは、徹底した高齢者視点での設計です。現在の我が町のデータ放送と決定的に違うのは、テレビリモコンのdボタンをわざわざ押す必要がないという点です。チャンネルを合わせればメニューが表示され、迷わず行政情報や防災情報にアクセスできる。この一手間の差こそが、スマホを持たない高齢者の方々にとっての使いやすさに直結していました。

さらに特筆すべきは、このシステムでデジタル回覧板が運用されている点です。現在、我が町では各地域で回覧板を回しております。しかし青木村ではこれをテレビ画面で確認できます。これにより、雨の日や雪の日にお宅からお宅へ回覧板を届けるという、特に高齢層の住民の方々の身体的な負担を劇的に解消できます。同時に、役場側にとっても紙資源の削減、さらには情報の即時伝達という資源保護と行政効率化の双方において極めて合理的な仕組みとなっていました。

デジタル化の恩恵は、スマホを使いこなす世代だけのものではありません。むしろ情報が届きにくい高齢層にこそ、テレビという身近なインフラを通じて、デジタル化の恩恵を届けるべきではないでしょうか。

ほかにも多くの自治体がAI、RPAを活用し、単純業務や定型業務をデジタル化することにより、全業務で年間1万時間以上の業務時間の削減や20%近い職員の超過勤務時間の削減の実現をしたという事例もお見受けしました。

これらの事例から学べるのは、単に最新の技術を導入したということではなく、住民が役場に縛られる時間を減らし、同時に職員の貴重な時間を生み出したという点です。

例えば、先ほど申し上げた串間市の施設予約の例ですが、現在、町民が各施設を借りる際、平日の日中に電話をするか、直接窓口へ足を運ぶ必要があります。しかし仕事をされている現役世代や子育て中の保護者の方々にとって、日中の手続は決して容易ではありません。もしLINEやNナビ等で夜間や休日でも空き状況が確認でき、その場で予約が完結すれば、住民にとっては、いつでも、どこでもという利便性が生まれます。

また、職員側の視点に立てば、予約のたびに電話対応をし、台帳を確認して手書きで記入するという一連の作業が自動化されます。こうした小さな事務の積み重ねをデジタルで解消していくこともまた、職員の負担軽減につながっていくと考えます。もちろん自治体によって抱える事情は異なりますが、各地域の自治体が苦労して積み上げた成功事例は、我が町にとっても非常に価値のある教科書になります。ゼロから作るのではなく参考にして、柔軟な姿勢で検討していくことが重要だと考えます。長和町においても、このような職員の負担軽減につながるデジタル化の導入は検討されているのでしょうか。

○議長（原田恵召君） 清水総務課長事務取扱。

○総務課長事務取扱（清水英利君） 職員の負担軽減につながるデジタル化の導入に関する御質問でございます。

最初の答弁でも触れておりますけれども、詳しく御説明を申し上げます。

最初に言われましたA I 総合窓口システムにつきましては、令和5年度に少し違う委託方法で導入検討を行っております。全ての手続をワンストップで行えるサービスを検討いたしましたが、まず何をすべきか分析した結果、各担当で持っている業務の洗い出し作業が先であると判断をいたしまして、業務手順の中の無駄や外部に委託できることを確認することが先決であり、業務手順の確認を終えた段階で外部委託できる業務を窓口業務に集中させ、ワンストップ窓口を目指すために準備を進めておるところでございます。これは、国が進めるフロントヤード改革の一環でございます。業務効率化と窓口改革を同時に行うための手段でございます。

次に、チャットボットの導入でございますが、チャットボットを提供する事業者から費用等を聞き取り、どのような効果があるか検討をいたしました。近隣町村でも導入している自治体がありますけれども、担当者からは、期待したほど問合せがないというような話も聞いております。導入費用、導入後の運用費用も割高であることから、聞き取りをした自治体より人口の少ない当町では費用対効果が見込めない可能性が非常に高いと判断をいたしまして、現在、導入の検討は中断しております。

今後、あんまり費用のかからないチャットボットを提供する事業者が見つかりましたら、改めて導入検討をしてみたいと考えております。

次に、施設予約システムの関係でございますが、令和5年から6年にかけて導入を検討いたしました。当町では、施設予約をオンライン申請できるようにしたいと検討した施設は、体育施設と行政が管理する会議室や公民館などになります。施設をオンライン予約で完結し、利用料もキャッシュレス決済でその場で予約を完了させるシステムの導入を検討したわけでございますが、体育施設におきましては鍵の受渡し問題や利用に関する諸問題がありまして、こうした問題が解決しない限り施設予約システムの導入は困難であると判断をいたしまして、こちらのシステムも導入検討は現在中断をしております。

続いて、A I、R P Aの導入でございますが、R P Aにつきましては、最初の答弁でも申し上げましたように、試験導入をしてみたものの、利用料金に比べまして処理する量の少なさなどから見送った経過がございます。

A Iにつきましては、2020年にC h a t G P Tが世の中に出てきてから現在まで、様々な生成A I サービスが展開されております。A I に関しては、使う側の利用方法により善にも悪にもなることから、きちんとした情報リテラシーが求められ、必須スキルとなります。このため、行政の職員が利用する場合、まずはきちんとセキュリティー研修を受けてスキルを身につけることが重要であり、個人情報や肖像権の侵害、画像生成などでは企業ロゴなどにも配慮して類似したものを生

成しないなど、商標権の侵害にも注意をしなければなりません。こうしたスキル習得の研修を受けた職員しか使用させないなど、きちんと厳格化した上で進めてまいりたいと考えているところでございます。

近年高度化する情報社会の中、事業者が開発するサービスは目まぐるしく変化をしております、数年前に導入したシステムよりよいシステムを提供する事業者が現れ、最善を見つけることが非常に難しくなっております。住民サービスを第一に、利便性を考えてサービス提供を行うべきではありますが、まずは、町職員が業務のデジタル化にしっかり対応できるように研修を重ねていくことが必要であり、重要であると考えているところでございます。

毎年、デジタルリテラシー研修やセキュリティ研修、その他研修を行っておりますので、引き続き職員のレベルアップを目指しまして、より高度なサービス提供ができる体制を整えてまいりたいと考えております。

なお、生成AIの利用は令和8年度予算におきまして要求させていただいておりますので、予算が認められましたら本格運用を進めまして、効果検証を行ってまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 小川議員。

○3番（小川法樹君） 全国的なDXの流れを注意しつつも、最後は長和町の住民にとってどうかという独自の物差しで判断されていることがよく分かりました。先進事例を知っているだけでなく、それを我が町の文脈に翻訳して取り込もうとする前向きな答弁をいただき、大変心強く感じます。こうしたほかの地域の自治体と比較検討の結果が、今後の施策にどう生かされていくのか注視させていただきます。

町の財政的な制約もあるかとは思いますが、定型的な業務のデジタル化を進めることができれば、現在支出している超過勤務手当の削減や包括業務委託料の削減が見込めると考えますし、ペーパーレスが進めば紙代やコピー代などの削減にもつながると考えます。

また、従来の業務を変革するという点から変化への抵抗感やデジタル化への理解不足、デジタル人材不足といった問題もあるかと思いますが、冒頭でも申し上げたとおり、デジタル化は職員の業務負担の軽減と町民の利便性の向上が最大の目的だと考えています。理事者や管理職も含めた職員研修を徹底していただき、全職員がDXの基本的な知識を有し、基本的なIT・ICTツールが使えるようスキルアップに努めていただきますとともに、システム等の操作研修を随時行うことで、職員の皆さんがシステム操作を熟知しデジタル化サービスを活用することで、町民の利便性がますます向上されることを期待いたします。研修の際には我々議員も参加できる環境をつくっていただき、行政と共に学びスキルアップしていけるよう努力していく所存です。

我が町には、豊かな自然と温かい人のつながりがあります。この長和町ならではのよさを守り、さらに発展させていくためにこそ、デジタルでさらなる新しい力を賢く取り入れていくべきではないでしょうか。デジタル化の追求はあくまで手段であり、その目的は全ての町民の過ごしやすさと、持続可能な町の未来にほかなりません。ぜひ様々なデジタル化を検討していただき、その未来に向

かい進んでいただけるよう期待しています。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（原田恵召君） 以上で、3番、小川法樹議員の一般質問を終結いたします。

ここで9時40分まで休憩いたします。

休 憩 午前 9時30分

再 開 午前 9時40分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

9番、田福光規議員の一般質問を許します。

田福議員。

○9番（田福光規君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

本日私は、第1に、上下水道料金引上げ20%への見直しについて、第2に、河川、湖沼の水質検査の結果と対応について、第3に、移住定住の促進、空き家バンクの取組について、以上3つについての一般質問を行います。

最初の質問です。上下水道料金引上げ20%への見直しについてであります。

改めて、水道法の理念について申し上げます。

1957年に公布されました水道法は、第1条で「水道の布設及び管理を適切かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする」と定めております。水道水は「清浄・豊富・低廉」とうたっています。「清浄」とは、衛生的で飲めるということ。「豊富」とは、たくさん供給されるということ。そして「低廉」とは、水道水は安くなければいけないということであります。

私は、当町の上下水道事業は大変厳しい状況であることを認識しておりますが、上下水道事業問題は、全国の地方自治体が同様に抱えている問題であり、地方財政だけでは対応し切れない状況に直面しております。この問題の解決のためには、当町の独自課題として、すなわち町民への料金の値上げだけで対応するのではなく、一般会計からの対応、そして町民負担の在り方等を検討するとともに、長野県や国に対しての働きかけ、財政支援が必要だと思っております。

最初に羽田町長に、国県への要望、提案の取組についてお聞きします。

羽田町長は、12月議会で「国は水道事業の広域化に係る各種支援施策を打ち出しており、町も近隣市町村と事業の共同化、また広域化について検討を始めている。今後も国の水道事業に係る支援策をさらに検討し有効活用を図るとともに、経費節減の技術提案についても検討を進めている。その上で、国や県に対し財政支援の必要性の要望を積極的に行ってまいりたい」との答弁でありました。その後の具体的な取組と今後の見通しについてお聞きします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 当町における水道事業は、御承知のとおり、人口減少に伴う料金収入の減少などに直面する一方、老朽化した施設の更新や耐震化に向けた財政負担が課題となっております。また、このことは長和町だけではなく多くの自治体にとっても課題となっているものでございます。

こうした課題解決のため、令和6年にアセットマネジメントを策定し、中長期的な視点に立ち効率的な管理運営に取り組んでおり、また、健全な財政基盤を維持していくために料金改定を予定しているところでございます。

しかしながら、現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難であり、持続性を持たない懸念がございます。

将来にわたって安定的な住民サービスを確保していくためには、現在の経営形態の在り方自体を見直し、運営に必要な人材確保や施設の効率的運用、また経営面ではスケールメリットの創出を可能とする広域化、あるいは広域連携の推進が重要であるというふうに考えております。

そのため、先ほどお話しございましたように、1月26日でございますが、水道事業の広域化、いわゆる広域連携に関する要望書を新田副知事に提出をさせていただいたものでございます。

そして、この要望書の提出につきましては、全ての58長野県町村長の同意をいただき、町村会長として提出をさせていただいたものでございます。

今後、さらに持続可能な運営に向けた技術的・人的支援、また上下水道事業におきましても広域化の検討及び技術・財政両面での支援の拡充についても要望してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 次に、上下水道料金の25%の引上げで、家計の負担は幾らになるかお聞きします。

12月の一般質問でも申し上げましたが、2人世帯の方で25%の値上げになると幾らになるか。昨年の選挙の際に訪問したお宅でお話ししますと、料金は月約1万円とのことで、そうすると月2,500円の値上げ、年に3万円もの値上げとなってしまいます。しかし町が議会向けに行った上下水道料金の改定等の勉強会の資料では、上水道料金は、2人世帯規模として口径が生活用として13ミリ、月10立方メートルとして月に1,397円とされています。下水道料金を計算しても3,122円、町民の皆さんからお聞きしている金額1万円の3分の1以下です。とても理解できない数字ですので、町の実態を調べていただくことにしました。昨年8月の上下水道の契約の口数で、事業者等と思われる4万円以上の口数を除いて平均金額を出すことをお願いしました。算出結果をお聞きします。

○議長（原田恵召君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 事業者及び定額制、こちら別荘地でございますが、定額制を除いた一般家庭の使用料については、平均で1か月当たり、上水道が2,147円、下水道が2,91

6円で合計5,063円となります。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 報告では水道料金の平均が1か月、上水道が2,147円、下水道が2,916円という報告です。思っていたよりもとても低い金額で驚いています。2人住まいの我が家の上水道料金は、一昨年で平均して月3,432円と平均よりも1,000円以上も高い金額でしたので、当町は一人世帯の方が大変多いことが想定されると思います。ただ、調べていただいた上下水道料金の平均は、月に5,063円、25%引き上げるとそれでも6,329円で、月に1,266円の引上げ、年1万5,192円もの引上げになってしまいます。国民年金のみで生活されている方、老夫婦には大変大きな負担増になります。

次に、上下水道料金の引上げを20%へ見直すことについてお聞きします。

この30年は、“失われた30年”と呼ばれ、賃金も年金も上がらず、国民は苦しい生活を余儀なくされてきました。それに加えて、昨今の異常な物価高であります。ほとんどの町民の皆さんは、諸物価の高騰のさなかに一気に25%の引上げに驚き、反対しておられます。本来ならば、この異常な物価高騰に対し、町民の命と暮らしを守るために町が全力を挙げて取り組むべきであるにもかかわらず、逆に町が上下水道料金を25%も値上げして、家庭平均で年に1万5,000円以上もの新たな負担をかけようとしています。

私は、当町の上下水道事業、そして町の財政状況が大変厳しいことも認識しておりますが、町民の皆さんの生活も大変厳しい状況であり、今後もますます厳しくなっていくことが考えられます。15%値上げ分の総額は、上水道で約3,000万円、下水道で約2,000万円、計5,000万円ですが、町民の皆さんの御負担を少しでも緩和するために、一気に25%の値上げではなく、例えば、国の小学校の給食費の無償化に伴う過疎債を活用するなど何とか工夫を行い、1,000万円を繰り入れ、値上げを20%に抑える検討を行っていただきたいと思います。

町民負担を少しでも和らげるよう、値上げを20%に抑える検討を行う余地がないかお聞きします。

○議長（原田恵召君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 水道料金の値上げにつきましては、合併以降これまで区域の拡大等による設備投資の必要もなく、住民サービスの観点からも大規模な値上げをせず運営をしてまいりました。しかし、現在ある施設も耐用年数を迎え、老朽化により今後施設を維持していくためにはその費用も必要となることから、審議会等で議論を重ねていただき値上げ幅を算出してございますので、御理解いただきたいと思います。

なお、25%の値上げの根拠でございますが、水道料金改定等に関する法令等に基づき算出されたもので、永続的な給水サービスの提供を確保するため、資産維持費——更新準備金でございますが——資産維持費の計上が必要であり、本来であれば対象資産に対して3%が標準とされていますが、3%で算出するとあまりにも大きな負担となってしまうため、資産維持率1%で算出した料金

改定となっております。

近年、料金改定した県内の他の市町村においても、資産維持率1%を根拠に改定している状況でございます。

また、既に一般会計からの繰入れにつきましても、令和8年度予算案において上下水道事業、法定、法定外含めまして合わせて3億2,000万円を超える繰入れを行っている状況の中で、これ以上の繰入れは困難であると考えております。

改定の幅を抑えれば、その分、今後においてさらに負担が増える状況にございますので、料金改定に御理解いただきますようお願いするものでございます。

その中で、さらなる支出の削減、また臨時交付金の活用など、使用者の負担軽減も検討していきたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 私は、一気に25%の引上げは大き過ぎる、過疎債等を使って1,000万円を何とか一般財源から繰り入れて20%引上げに抑えていただきたいと思います。今後の議論は、今月の9日に行われます総務経済の常任委員会の議員の皆さんに委ねたいと思います。

要望を申し上げます。この間、12月と2月の2回にわたり、議員向けの上下水道問題の学習会を行っていただきました。その中で12月の学習会の際に私が申し上げた、一気に25%引上げは大き過ぎるとの意見を受けて、羽田町長から段階的な引上げのシミュレーションの検討を行うよう指示があったと多くの議員が記憶しています。先日の議員会議の際に、私からシミュレーション結果の報告を議会に行うよう要請してほしいとの声が出されました。シミュレーション結果の報告を9日の総務経済常任委員会に行っていただきますようお願いいたします。

次の質問です。3月議会に上下水道料金の値上げの条例案が提出されていますが、今後の上下水道料金の値上げに関する予定についてお聞きします。

○議長（原田恵召君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 今後の予定でございますけれども、周知期間を経た後、8月1日付料金改定を行い、11月請求分より新料金にて請求をさせていただきたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 次に、水道料金の福祉減免制度の実施についてお聞きします。

水道料金の引上げに伴い、経済的に厳しい家庭への援助、福祉減免の実施を要望、要請いたします。

参考に、京都府の与謝野町の福祉減免制度を紹介いたします。

制度の概要は、生活弱者の方を支援するため上下水道料金の10%相当額を減免ということになります。対象者は、独り親世帯の方、重度障がい児を扶養している方、身体障がい者等の方、そして75歳以上の方で構成されている住民税の非課税世帯の方、以上が対象となっています。

なお、上記の与謝野町では、対象者を住民税非課税世帯の75歳以上の方に限定されていますが、

当町は住民税の非課税世帯の方が多いため、生活困窮者を対象とした場合、年齢制限を設けずに実施されるよう要望いたします。

以上、実施に向けた検討に対するお考えをお聞きします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 現段階におきましては、福祉減免について検討はしてございませんが、議員の御質問にあります与謝野町、またほかの自治体でも実施してございますので、情報収集をしていきたいと考えております。

なお、減免による収入減についても経営上大きな課題となりますので、多岐にわたる検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 再質問いたします。

11月の請求分より水道料金の新料金にて請求との答弁でありましたが、新料金に間に合うよう検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 水道料金の福祉減免制度の実施につきましては、情報収集をし、今後検討させていただきたいと考えてございます。

福祉減免制度を導入するのもしないのか、また仮に導入するとした場合、いつから実施していくのか慎重に検討してまいりたいと思います。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） ぜひ値上げに合うような検討と実施をお願いしたいと思います。

次に、上下水道事業懇談・説明会の開催についてお聞きします。

上下水道問題は、全国の地方自治体の問題ですが、特に我が長和町のように給水人口が少なく、しかも年々人口減少している自治体の困難さは深刻になっています。しかし多くの町民の皆さんは、25%の値上げ方針に対して、「突然のことでよく分からない。まずはきちんと説明すべきだ」との意見を持たれています。

これらの意見を踏まえて、25%値上げを考えている当町の上下水道事業の現状と課題、そして老朽化を迎えている上下水道の配管の更新・耐震化など、今後の方向について町民の皆さんの理解を深め、御意見を聞くために、ぜひとも町民向けの説明会を開催することが必要だと思います。町のお考えをお聞きします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 今回の料金改定においては、町民の皆様には大きな御負担をおかけすることになりますので、上下水道事業の現状と料金改定の考え方、また料金改定の経緯等を御理解いただくため、上下水道事業説明会を開催する方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 再質問いたします。

開催する方向で検討するとの答弁でしたが、実施されるのか、検討だけして実施しないのか、どちらでも取れる答弁でございます。議会では5月16日の土曜日に議会報告懇談会を開催する予定です。それまでに上下水道事業の説明会を必ず開催していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。はっきりとした答弁をお願いします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 上下水道事業説明会を開催する前提で開催時期、開催方法及び内容について検討するというところでございます。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 次の2つ目の質問に入ります。河川、湖沼の水質検査の結果と対応についてであります。

町で実施している河川、湖沼の水質検査の場所と頻度についてお聞きします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 河川、湖沼の水質検査についての御質問でございますが、河川管理者が水質調査を行う根拠となる法律として、河川法及び水質汚濁防止法がございます。平成9年の河川法改正を受けまして、河川管理者は、まず1つとして、人と河川との豊かな触れ合いの確保、2つ目として、豊かな生態系の確保、3つ目として、利用しやすい水質の確保、4つ目として、下流域や滞留水域に影響の少ない水質の確保の視点を持って水質管理を行うことが求められてございます。

河川管理者が行う水質調査につきましては、河川水質管理の視点に基づきまして計画を作成し、実施することが重要であるというふうに言われております。

詳細につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（原田恵召君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） それでは、私から水質検査の場所と頻度について、答弁をさせていただきます。

河川では、長野県が管理する大門地区にある一級河川大門川美し松簡易水道ポンプ場手前と落合橋上流の2か所、本沢川一之橋下の1か所、大茂沢川大門水防庫裏の1か所、長久保地区にあります一級河川五十鈴川五十鈴川一号橋下の1か所、古町地区では依田川五反田橋下の1か所、和田地区におきましては、男女倉沢川唐沢ダム上、追川大石橋下及び和田橋下の2か所、依田川大狭間橋下、大多沢橋の下、青原橋下の3か所、普通河川和田川男女倉橋下及び松沢川ヤクミ橋下の2か所であり、町が管理する準用河川におきましては、大門地区の大笹川アイシー山木荘裏、鷹山川フィッシングガーデン手前の2か所となっており、合わせまして16か所から採取をしております。

また、採取の頻度につきましては、6月、8月、11月、2月の年4回それぞれ実施をしております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 水質検査の結果の共有とその結果に対する対応についてお聞きします。

私は、昨年の12月議会の社会文教常任委員会で配付されました水質検査の報告書を見て、異常値が掲載されていることに驚き、担当部署の方にお聞きしましたが、対応は特別にされていないとのことでした。

水質検査報告書の共有についてお聞きします。水質検査報告書は、担当者と担当課長で保有していたとお聞きしていますが、全課長での共有は行われていませんでしたか。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 水質検査報告書の共有についての御質問でございます。

水質検査報告書につきましては、当時、担当者及び担当課長において保有をし、必要に応じて確認・共有するものであると認識しております。

全課長を対象とした一律の共有は行っておりませんが、本件は環境分野を所掌する担当課において共有・管理すべき性質のものであるとの認識でございます。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 水質検査報告書、異常値に対する対応はどうなっていましたか。異常値に対する対応マニュアル等はなかったのでしょうか。

○議長（原田恵召君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 異常値に対する対応マニュアル等についての御質問でございますが、水質検査報告書において基準値を超える、いわゆる異常値が確認された場合には、担当課において内容を精査いたしまして、分析会社からの所見などから再分析等、状況に応じた対応を行うこととしておりました。

なお、当時は異常値への対応を体系的に整理した独自の対応マニュアルという形では整備していませんでしたが、関係法令や通知等に基づき対応していたものと認識しております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 今後の水質検査報告書の共有と異常値に対する対応についてお聞きします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 今後の水質検査報告書の共有と異常値に対する対応についての御質問でございますが、今後の水質検査報告書の共有につきましては、担当課内にとどまらず、必要に応じて関係課長間でも情報の共有を図る仕組みづくりについて検討いたしたいと考えております。

また、異常値が確認された場合の対応につきましては、これまでの運用を整理し、再検査の実施、原因の究明、関係機関への報告及び住民への情報の提供までを含めた一連の流れをつくり、近隣市町村の対応などを参考にしたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 2か所の水質検査の異常値の対応について、具体的な話をお聞きします。

最初に、河川の大石水路の検査結果と対応についてであります。

大腸菌が検出されていますが、300以下が正常値ということですが、大石水路の大腸菌数は、令和6年の11月13日検査で5,100、令和5年度8月16日検査で2,500など、過去6回の検査全てで異常値を示しています。5,100を示した令和6年11月13日の業者のコメントでは、「大腸菌数はふん便性のみの検査です。そのため、少しでも口に含むと体調不良などの影響を及ぼす可能性が高いです」。

2,500を示した令和5年度8月16日のコメントでは「目視でも分かるぐらい水質が汚い状態でした」と記載されています。

最初です。大石水路はどこからどこへの水路ですか。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 大石水路はどこからどこへ流れる水路かという御質問でございますけれども、大石水路の取水は、大門川岩井、相馬橋下流右岸から取り入れを行っておりまして、その後、新屋川を横断し、落合・四泊地区を流れ、長久保の社団法人シルバー人材センター長和支所西側で国道を横断し、長久保横町の町道町裏線の流れまして、旧千歳屋商店様の南に流れる堅町水路に合流をしている水路となっております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 水の採取地点はどこでしょうか。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 採取した地点についての御質問でございますけれども、町道町裏線、堅町の南水路との合流地点の手前となりまして、地番でいいますと長久保の1676番地の西という地点となっております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 今回出されました現在の大腸菌の推移を、環境衛生上どのように評価しますか。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 現在の大腸菌の推移、環境衛生上どのように評価するかとの御質問でございます。

検査結果には一定の変動が見られるものの、現時点において直ちに重大な環境衛生上の問題が生じているとは認識をしておりません。

分析会社の所見にもありますように、引き続き持続的な監視の中で推移を確認してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 大腸菌の発生の原因と今後の対応についてお聞きします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 大腸菌の発生と今後の対応についての御質問でございます。

大腸菌の発生原因につきましては、降雨時における表流水の流入、生活排水や農地からの流出、さらには野生動物の影響など、複合的な要因が考えられるところがございます。現時点におきまして、特定の単一原因を断定する状況にはございませんが、検査結果や周辺環境の状況を踏まえ、分析会社と今後の測定等について協議を行っております。

今後の対応につきましては、引き続き定期的な水質検査を実施し、基準値を超える数値が確認された場合には、上流での再検査及び原因の確認を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、適切な措置を講じてまいります。

環境衛生の確保は重大な責務であると認識をしております、担当課といたしましては、継続的な監視と適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 2つ目の異常値データの具体例について質問します。

湖沼、姫木湖の検査結果と対応についてお聞きします。

姫木湖は、姫木平の管理運営を行っている姫木の森有限会社のホームページの「姫木・りんどうの郷の魅力」のコーナーのトップ写真に取り上げられているように、姫木地域の重要観光地の一つであります。姫木湖が汚れ、観光地らしくない状態になれば、姫木地域の魅力が大きく低下してまいります。姫木湖は、流入する支川が2本ありますが、大雨が降ったとき以外は流入量が非常に少ない状況です。

また、ペンション区域は下水道が設置されていますが、別荘区域はふん便くみ取方式、生活用水の地下浸透方式と浄化槽設置に分かれますが、前者が多数を占めており、長年にわたる姫木湖への生活用水の流入の影響が心配されています。

姫木自治会では、2018年から毎年、長和町への要望書を提出しておりますが、2018年の12月に提出しました要望書では、姫木平別荘地開発時から生活されておられる方々から「姫木湖の水質汚染が心配。調査し対応してほしい」という声を掲載しました。要望に対して、「水質検査を行い、異常なしだった」との口頭報告の上で「毎年、年2回実施しています。今後も実施していきます」との回答をいただき、安心した経過があります。その後も毎年検査していただいていたようですが、残念ながらその結果を確認できないで経過してしまいました。

今回いただいた水質検査報告書で、姫木湖の異常値を確認しました。化学的酸素COD――3以下が正常値でありますが一の数値が、令和4年から令和7年の4年間で計6回の検査中、3.2から4.8の4回の異常値を示しています。

特に、令和5年8月16日が4.8、令和6年8月21日が4.3、残念ながら昨年の8月は検査が未実施であります。夏のお盆時が特に高い数値を示しており、夏の生活人口増と水温の上昇等の影響が考えられます。

質問です。化学的酸素CODを測定する意義、またCODはどのような数値で、示す異常値は姫木湖のどのような状態を示しているのでしょうか。お聞きします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 化学的酸素CODの意義、また示す異常値、姫木湖のどのような状態を示しているかとの御質問でございます。

化学的酸素要求量、いわゆるCODを測定する意義につきましては、水中に存在する有機物の量を把握し、水質の汚濁状況を総合的に評価するための代表的な指標である点でございます。

CODは、水中の有機物を酸化する際に消費される酸素量を数値で示すものでございまして、数値が高いほど水中の有機物が多く、水質の汚濁が進んでいる可能性を示すものとなっております。

CODの値はミリグラム毎リットルで表示されまして、環境標準において水域の類型ごとに目標値が定められております。

目標値を上回る、いわゆる異常値が確認された場合には、有機物の流入の増加や水の滞留による分解の進行などが考えられ、水の透明度の低下や悪臭の発生、場合によっては溶存酸素の減少による生態系への影響が懸念される状態を示すものでございます。

姫木湖においてCODの数値が上昇している場合には、流域からの生活排水や農地由来の流出、降雨の影響など複合的な要因が関与している可能性があることから、経年的な推移を確認しつつ、総合的に評価をしていく必要があると認識をしております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 水質汚染の原因と今後必要な具体策についてお聞きします。

3. 6を示した令和5年11月13日のコメントでは、「大分濁っている状態でしたので、化学的酸素要求量CODが高く、基準超過しております。前回の8月も基準超過4.8しておりますので、今後対策が必要かと思われまます」。

3. 2を示した令和7年11月19日のコメントでは、「目視ではありますが、湖の動きがなく滞留している感じがありました。そのため、表面には泡が集まっている感じでした。少し動きがあるだけでも水質状態は改善されるかと思ひます」と記載されています。

「今後対策が必要、少し動きがあるだけでも水質状態は改善される」と記載されていますが、考えられる水質汚染の原因と、今後必要な具体策についてお聞きします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 考えられる水質汚染の原因と今後の必要な具体策についての御質問でございますけれども、「今後の対策が必要であり、少しの動きでも水質の状態は改善される」との記載につきましては、現状が固定的なものではなく、流入負荷の抑制や水の循環の改善などにより、水質の改善が期待できる状況であることを示したものでございます。

考えられる水質汚染の原因といたしましては、生活排水や農地からの栄養塩類の流出、降雨時における表流水の流入、底質からの内部負荷、水の滞留による有機物の蓄積など、複合的な要因が想定されます。これが重なることで、CODの上昇や大腸菌数の増加などの水質変動が生じている可能性があると思ひます。

今後必要な対策といたしましては、まず、流域全体での負荷の把握を行い、生活排水などの流れを監視するとともに、関係者に聞き取りなどを行いながら、降雨時の流入状況の確認を進めてまいります。

また、水の滞留が影響している場合には、水の循環を促す方策について検討をいたします。

併せまして、継続的な水質測定により経年的な推移を把握し、科学的根拠に基づき段階的に必要な措置についても検討いたします。

環境保全は継続的な取組が重要であることから、関係部署及び関係機関と連携をしながら、実効性のある対応について努めてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 姫木湖の水質改善の実施についてお聞きします。

姫木湖の水質の改善のためには、水の流量の増加、水の入替え等が必要だと思っておりますが、長和町、そして姫木湖の管理者である大門財産区としての具体的な取組の実施についてお聞きします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 町、大門財産区としての具体的な取組についての御質問でございます。

姫木湖の水質改善に向けて、水の流入の増加や水の入替えなどは、水質保全のために重要な要素であると認識をしております。

町といたしましては、流域からの生活排水などの状況や降雨時の表流水の流入の把握、水質測定の継続など、基礎的な管理・監視を着実にを行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、湖の水の循環改善に資する施策を検討してまいります。

また、姫木湖の管理者である大門財産区におきまして、姫木湖内の水量・水位の調整や水門などの運用を通じて水の滞留を防ぎ、入替えを促す管理が行えないかなどを含め、維持管理会社であります有限会社姫木の森と検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） あと小質問2つありましたが、時間の関係上、割愛させてもらって、大きな3つ目の質問に入らせていただきます。

移住定住の促進、空き家バンクの取組についてであります。

私は、昨年12月議会で、このテーマで質問を行いました。時間の関係で質問できなかった後半部分の質問を行います。

最初に、移住定住の促進、特に子育て世代の移住の推進のために、子育て支援をさらに充実させる取組について質問いたします。

当町の子育て支援策は、学校給食費の無料や18歳までの医療費の無料化、子育て支援センターの開設、高校生の通学支援など、他の市町村と比較しての優れた支援策を実施しています。子育て世代の新たな受入れを進めるために、さらなる子育て支援策の実施を要望いたします。

国は来年度から小学校の給食の無償化を実施するとして、1か月1人5,200円の給食費用の公費負担を行うことを発表しました。現在、当町は、町単独で無料化を実施しており、財源は過疎債を充てています。

質問です。当町の小学校の給食費用は幾らで、国の無償化により軽減される費用負担は幾らになりますか。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 12月議会で御質問いただいた、移住定住促進に関する質問の続きになります。

前回の答弁でも申し上げましたが、町の大きな課題となっております人口減少問題に対して対策におきまして、移住定住の促進は重要な施策の一つとなっております。

移住定住関連の施策の一つとして、ただいまお話にございましたように、子育て世代を呼び込むために、子育て支援に対する取組として、18歳までの医療費無料化、子育て応援給付金の支援、小中学校の給食費・保育園の副食費の無償化、高等学校の通学費等の補助、町営住宅家賃の低減等の様々な施策をこれまで実施をしております。

今回は、子育て支援施策の質問からということでございますが、議員の御質問の当町の小学校の給食費用、国の無償化による軽減される費用等については、教育長より答弁をさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 給食費無償化事業の御質問でございます。

国は、令和5年度の全国平均を用いて、完全給食実施団体については、1か月当たり児童1人につき5,200円の交付金を交付すると発表がございました。

当町における児童1人当たりの1か月にかかる給食費は、長門小学校の低学年で月に20日喫食したとして6,300円、高学年で6,800円、和田小学校の低学年で6,500円、高学年で7,000円となります。

交付金を差し引きますと、長門小学校の低学年で1,100円、高学年で1,600円、和田小学校の低学年で1,300円、高学年で1,800円となります。

令和8年度予算額で計算しますと、長門小学校、和田小学校の給食材料費を合わせると1,565万5,000円となりますが、来年度の児童数が両校で176人ですので、交付金は1,006万7,000円となります。残りの558万8,000円が町費負担となりますので、その分過疎債を充当する予定となっております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 子育て世代の移住も目指して、ゼロ歳から2歳までの未満児の保育料の無料化を提案いたします。長野県ではまだ実施自治体はないようでございますが、全国では埼玉県の行田市等で実施されています。費用は年間で約460万円であり、十分捻出可能な金額だと考えますが、お考えをお聞きします。

○議長（原田恵召君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 令和元年10月から、国の保育料無償化制度により、3歳以上児クラスと、ゼロ歳から2歳児クラスの住民税非課税世帯の保育料が無償化され、現在はゼロ歳から2歳児クラスのお子さんのみ保育料を頂いております。

保育料は、国の保育料基準を基に各自治体で定められておりますが、町におきましては、保育料の軽減を行っており、保育園への同時入所や所得等にかかわらず世帯第2子を6割軽減、世帯第3子以降を無償とする減免や独り親世帯等への減免のほか、保育料区分につきましても、所得に応じた国の8階層区分から、より細分化した20階層としており、世帯の状況に即した保育料の設定をしております。

また、令和6年度からは県の保育料軽減事業補助金を活用し、新たに低所得世帯の保育料軽減も行っております。

保育園は、保護者が仕事や病気などのため、家庭で保育のできないお子さんを保育する施設であるため、全ての家庭が利用するものではございません。特にゼロ歳から2歳児クラスは、保育園を利用せず家庭内で子育てしている世帯も多いため、保育園を利用している一部の方のみを対象に無償化の支援をすることとなりますので、ライフステージに応じ、全ての子供さん、子育て世帯を対象とした子育て支援事業の継続など、有効に財源を活用していきたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 次に、18歳以下の子供さんの国保税の均等割の無料化を提案いたします。

国保税の均等割は、赤ちゃんからお年寄りまで1人当たりにかかる税金であります。現在、子供の国保税の均等割は、2022年より、6歳未満が国の施策により半額低減、6歳から18歳までは、長和町の独自施策で半額支援を行っております。

長野県では全額無料化の自治体はまだありませんが、全国では、岩手県の宮古市等多くの自治体で全額無料化が広がっています。新聞報道によりますと、11月27日の厚労省の社会保障審議会医療保険部会において、国民健康保険の国保税の均等割の軽減制度を高校生年代18歳まで拡充する方針が了承され、早ければ2027年度より実施されるとのことでもあります。当町は、6歳から18歳までの均等割を長和町の独自施策で半額支援を行っており、その費用は、令和6年度で41世帯59人、54万1,800円であります。この費用が早ければ2027年度より国の支援となりますので、この54万1,800円に、6歳未満が国の施策により半額低減になっていた金額、令和6年度で5万9,449円を加えれば全額無料化が実現できます。全額無料化についてのお考えをお聞きします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 現在、長和町国民健康保険では、町独自に7歳以上18歳以下の被保険者に係る均等割保険税の半額を、子育て世帯支援事業補助金として世帯主に交付をしており、国の制度で実施している未就学児に係る均等割保険税の半額軽減と合わせますと、18歳以下の被

保険者は均等割が半額となっております。

このような市町村独自事業を行っている自治体は、平成25年6月時点で長野県内でも長和町を含め4町と少なく、均等割全額を軽減している自治体はないことから、子育て世帯に対する支援の面で、現時点ではアピールができていないのではないかと考えております。

なお、仮に18歳以下の均等割を全額補助した場合、国の制度で実施している分を除き、概算で約120万円必要となり、さらに毎年9万9,000円の経費がかかっております子ども・子育て支援事業補助金対象者データ作成支援事業業務委託につきまして、ツールの変更が生じますので追加経費も発生すると考えられ、これらの財源は皆様から納めていただいております保険税から支出すべきものではないため、国民健康保険事業の基金を取り崩しての対応となります。

また、県では保険料水準の統一加速化プランにおいて、令和15年には県内どの地域に住んでいても、所得水準、世帯構成が同じであれば保険税も同じであることを目指すとしております。そのため、同じ保険税負担で同じ住民サービスが受けられるように、県内の保険料水準の在り方を議論しているところでございます。

以上のことから、現時点において18歳以下の被保険者に係る均等割の無償化をすることは考えてございませんが、今後、国の制度で実施している未就学児均等割軽減の適用拡充が提案をされておりますので、国の動向を注視しながら、子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 次に、2月21日に開催されました移住者交流会in長和の開催結果について、参加者等の概要についてお聞きしたいと思います。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 2月21日に開催をいただきました移住者交流会の参加者数の概要についての御質問でございますが、移住者交流会の開催は長和町では初めての試みでございます。移住者の皆さんが参加しやすい集まりとするため、合同会社ナワメ社の御協力をいただきながら計画をさせていただきました。

コンセプトとしては、移住者の皆様が地域で孤立せず、住民同士のつながりを持てる仕組みづくりの一環として、緩やかにつながる、暮らしの声が変わる場を提供し、長和町に移住した方が、移住後の不安や悩みを共有でき、暮らしの実感や工夫を言葉にして無理なく人と地域になじんでいただけの場を目指しました。

会場も、役場の会議室ではなく、和田地域の古民家レストランをお借りいたしまして、アットホームの緊張感の少ない雰囲気、話やすさと居心地を最優先にした会場づくりを意識させていただきました。

同席した職員からは、当日は、自らも移住者であるナワメ社のスタッフによる進行により、移住者の皆さんがふだん感じていることをお聞きすることができて、移住者同士の交流も深まったのではないかとというふうに報告を受けております。

町といたしましても、今後もこのような会を継続的に開催する中で、移住者の皆様のリアルな声を町の施策や魅力発信につなげていきたいというふうに考えております。

議員御質問の参加者人数については担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 参加者人数につきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

当日の参加者は17名で、参加者の中には、御夫婦やお子様連れもいらっしゃり、温かい雰囲気での移住者交流会となりました。

交流会の企画・運営をお願いした合同会社ナワメ社から移住者の皆さんへのお声がけもあり、有意義な移住者交流会を開催することができました。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） この移住者交流会は、私が、4年ほど前になりますが、一般質問で、上田市で開催されていることを参考に開催を要望いたしました。4年越しで開催できましたことを非常にうれしく思っています。私、当日はちょっと都合で参加できなかったんですけど、今後の開催も期待したいと思います。

次の質問です。移住先として長和町を選んだ理由について出された意見についてお聞きしたいと思います。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 移住先として長和町を選んだ理由について出された意見について、御報告させていただきます。

なお、当日のテーマと議員の御質問の内容が違っているところもありますので、答弁は、当日のテーマごとに移住者の皆さんから出された意見や感想で御報告をさせていただきますので、お含みおきください。

まず、「この町の〇〇がお気に入り」というテーマで出されたものでは、山と太陽といった自然環境。施設では温泉やブランシュたかやまスキー場。史跡などでは、町内の神社、上和田のバス停、和田の中山道の町並み、不動滝、姫木平。店舗では、マルシェ黒耀、また町内の飲食店。それから役場の窓口対応ですとか、持ち込みオーケーな町のごみ処理場についてお褒めの言葉をいただきました。

次に、「この町の〇〇をおススメしたい」というテーマでは、夜空や夜の静けさなどの自然。子育て関係では、小学校や子育て支援センターの手厚い支援。水、特に先日NHKで放送されました黒耀の水。施設では、温泉ややすらぎの湯の滑り台や愛宕山桜公園。生活面では、近所の方から野菜が届くですとか、生活コストが安い。また、具体的な町内の飲食店の名前やメニューなどもお勧めとして出てまいりました。

○議長（原田恵召君） 時間内でお願いします。田福議員。

○9番（田福光規君） ちょっとあと2つお聞きしますが、時間の関係上割愛させていただきますが、あと移住されて困ったことだとか町への要望というのをお聞きしていろいろな意見が出たようなので、担当部署のほうからまた町民の皆さんにお知らせしていただけたらと思いますので、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原田恵召君） 以上で、9番、田福光規議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時50分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時50分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

1番、諫山三武議員の一般質問を許します。

諫山議員。

○1番（諫山三武君） それでは通告に従い、一般質問を行います。

1点目は、長和町の環境・施設を生かした合宿受入れの在り方についてです。

まずは、長野県の施策動向と、それを踏まえた長和町の現状について御説明いたします。

現在、長野県では、スポーツ合宿や各種団体合宿を地域振興の一つの柱として位置づけ、「長野県合宿ガイド」を作成し、市町村ごとの合宿受入れ環境を整理し、県内外に向けて情報発信を行っています。このガイドは、合宿地を検討する団体にとって重要な判断材料となっており、合宿受入れに対応可能な市町村や施設、環境条件などが掲載されています。例えば東信州エリアでは、上田市、小諸市、佐久市、東御市、立科町などの自治体が紹介されています。

一方で、この「長野県合宿ガイド」に目を向けますと、現状、長和町の合宿に関する情報は掲載されていません。県が合宿を地域振興施策として明確に推進し、市町村単位で受入れ環境を整理・発信している中で、長和町がその枠組みに入っていないという点は、まず確認しておくべき課題であると考えます。

では、長和町は合宿を受け入れる条件を有していないのかと申しますと、必ずしもそうではありません。町内には地域のスポーツ活動や健康づくりを支える多様な体育・運動施設が整備されています。屋内外のゲートボール場をはじめ、野球やサッカーなどに利用できる各地区のグラウンド、柔道・県道に対応した武道場、バスケットボールやバレーボールなどが行える町民体育館があります。また、屋内プールを備えた和田B&G海洋センターやテニスコート、マレットゴルフ場などを含む和田総合運動公園「湯遊パーク」、町内2か所ある温泉施設など、子供から高齢者まで幅広い世代が日常的にスポーツに親しめる環境が整っています。

さらに、合宿をスポーツ分野に限定せず、文化・芸術活動まで視野を広げてみますと、和田支所のホールのように、映画上映や演劇、コンサート、発表会などが可能な文化系施設や木工、紙すき、陶芸、調理なども可能な施設も存在しています。こうした施設は、演劇、音楽、ダンス、映像制作、

文芸、ゼミ活動など創作や表現活動を目的とした文化系合宿の拠点としても活用し得る条件を備えていると考えられます。

このように整理してみますと、長和町は合宿受入れに必要な施設環境や立地条件を十分有していると言えます。にもかかわらず既存の施設や環境が合宿受入れという視点で横断的に整理され、町の強みとして対外的に発信されてはいません。このことが県の合宿施策の枠組みに入っていない要因の一つではないかという問題意識が浮かび上がってきます。

こうした問題意識は、町の中長期的な施策方針とも整合します。長和町デジタル田園都市国家構想総合戦略によれば、本町の人口は、2020年の約5,600人から2040年には約3,600人、2060年には約2,100人まで減少すると推計されており、人口減少と高齢化の進行が地域経済やコミュニティーの持続性に大きな影響を与えることが示されています。そのため、同戦略では自然動態対策に加え、交流人口、関係人口の拡大を通じた社会動態の改善を重要な柱の一つとして位置づけています。

具体的には、基本目標2として、地域資源を生かした観光・交流文化の構築で人の流れを呼び込む長和町をつくるが掲げられており、数値目標として社会移動、つまり転入者数から転出者数を差し引いた数については、令和5年度は38人の転出超過でしたが、令和11年度には9人の転出超過まで改善すること。また、観光客数については、令和5年度の約41万4,000人から令和11年度には50万人まで増加させることが設定されています。これは、短期的な観光振興にとどまらず、町と継続的に関わる人の流れを生み出す取組が求められていることを数値目標の面からも示しているものと考えます。

また、町長が掲げる「NAGAWA NEXT VISION VI」においても、人・場所・仕事づくりをキーワードに、スポーツや交流を通じた地域資源の活用、体育施設の検証や利活用の推進などが明記されており、町内の既存施設を生かした交流機会の創出は町政の基本方針の一部として位置づけられていると理解しています。

このような計画や公約を踏まえますと、合宿受入れは、基本目標2が掲げる人の流れを呼び込む施策の具体的な手段の一つとして、また、町長公約に示された施設活用や交流促進とも整合的な取組として検討に値するテーマであると考えます。

合宿受入れを町として進めていく場合、施設の有無だけでなく、実際の運営を想定した活動の動線をあらかじめ整理しておくことも重要になります。例えば、ペンション等の宿泊施設から町なかにある体育館やグラウンドなどの練習施設までの移動手段をどのように確保するのかという交通の問題があります。

現在、一部の宿泊施設では独自に送迎を行っている例もありますが、町として合宿受入れを位置づけるのであれば、ながわごん等の公共交通や、場合によってはスクールバスとの連携なども含め、どのような考え方で移動手段を整理していくのかという視点が必要になると考えます。

また、合宿の規模によっては、複数の宿泊施設を利用する、いわゆる分泊が生じる場合も想定さ

れます。その際には食事内容の統一や料金設定の考え方など、運営上の調整が必要となるケースも考えられます。

さらに、合宿には参加者本人だけでなく、保護者や家族が同行する場合もあり、滞在中に利用できる公園や温泉、周辺施設の情報提供など、同行者を含めた受入れ環境をどのように整理・周知していくかという点も実務的な検討事項の一つであると考えます。

これらは現時点で具体的な対応策を決めることを求めるものではありませんが、合宿受入れを町施策として位置づけていくのであれば、事前に想定しておくべき論点であり、個別の事業者任せにするのではなく、町としてどの段階まで関与し、どのような整理を行うかという考え方を共有しておくことが重要だと考えます。

以上の点を踏まえまして、長和町における合宿受入れの現状と今後の方向性について、以下質問いたします。

長和町デジタル田園都市国家構想総合戦略及び町長公約に照らしたとき、合宿受入れは町の施策の中でどのように位置づけられているのか。観光施策、スポーツ振興、交流施策など、どの分野の取組として整理されているのか、町の認識を伺います。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 大分質問以外の御意見も頂戴いたしました。ただいまの御質問に対しての答弁をさせていただきます。

スポーツ及び文化・芸術に関する合宿受入れの御質問ということでございますが、合宿受入れにつきましても、長和町デジタル田園都市国家構想総合戦略の基本目標でございます「地域資源を活かした観光・交流文化の構築でひとの流れを呼び込む長和町をつくる」及び、私の公約にもございます「耀く未来のためのまちづくり」を実現するため、積極的に取り組まなければならない施策の一つであるというふうに考えております。

それぞれスポーツ合宿、ある大学のバレーボールの合宿が来たり、個々のそういった動きはあるわけでございますけれども、県のほうにそういったことを申し込んでございませんので、県の施策の中には長和町が入っておらないというのが現実でございます。

また観光振興、スポーツ振興及び交流施策において、それぞれ担当する部署が横断的に一丸となって取り組まなければならない施策であり、単なる町内体育施設の貸出しにとどまらず、合宿を契機とした長和町への滞在時間を重要な要因と捉えまして、関係人口の創出やふるさと納税の増に向け、長和町ファンを育成できる大切な機会であるというふうに考えております。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 長野県が作成している長野県合宿ガイド等の合宿関連施策について、町として把握しているか伺います。

現状、長和町の情報が掲載されていないその理由や課題について、どのように整理しているのかをお聞かせください。また掲載の意志があるか伺います。

○議長（原田恵召君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 長野県が作成しております長野県合宿ガイドにつきましては、町としても承知しているところでございます。

現在、当町の施設が掲載されていない理由につきましては、以前、長野県合宿ガイドに記載されておりました姫木平自然の家が、株式会社マウント長和より町に返還され、現在営業を休止しているためでございます。

姫木平自然の家につきましては、今後、新たな取組等が実施できる状況になりましたら、再度掲載を検討し、その取組と併せまして、信州長和町観光協会と連携し、様々な合宿の受入れに前向きな宿泊施設についてアンケート調査等を実施し、掲載意向のある宿泊施設に確認を取った上で、積極的に掲載できるように取り組んでまいります。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 町内にある体育館、武道館、グラウンド、テニスコート、コミュニティー施設等について、合宿受入れという観点から、施設数、利用状況、団体利用や連続利用の可否などを町として把握しているか伺います。併せて、文化系・芸術系合宿の受入れ可能性について、これまでに検討や整理が行われているかについてもお尋ねします。

○議長（原田恵召君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） まず、各体育施設の予約管理状況について申し上げますが、施設数、利用状況などについて、施設を所管する教育委員会では、合宿受入れを観点にしての管理は行っておりません。予約管理につきましては、紙ベースの利用簿で管理をしております。まず年間を通して町内スポーツクラブ等の利用計画を優先し、施設の予約確保を行っております。そのほか、町外の合宿等の利用者の申込みは、宿泊先の業者及び旅行代理店が空き状況を照会して申込みを行うケースがほとんどでございまして、利用目的に合宿等記載があるものと業者名と競技種目しか記載していないものもございまして、合宿の申込み件数も正確に把握できていないのが現状でございます。

なお、文化系・芸術系の合宿受入れにつきましては、施設所管側の教育委員会では検討は現在してしておりません。ちなみに、コミュニティー施設の予約管理につきましては、主に指定管理者が行っている状況でございます。

○議長（原田恵召君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 教育課が所管しております各種体育施設につきましては、合宿等を受け入れる一定の施設環境は整っており、利用実績や予約状況については承知しております。

しかし、合宿特有の連続使用等に関する様々な整備や料金体系等につきましては、改めて検討していかなければならない部分であるとも考えております。

また文化・芸術関係の合宿につきましては、現在使用されていない公共施設をはじめ、町内の空き家や空き別荘などの利活用が期待できる事業だと考えておりますので、関係する部署と対応でき

る施設の把握を進めてまいります。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 新たな施設整備を行うことなく、既存施設や宿泊施設を活用して合宿受入れを進めるに当たり、合宿に関する相談や調整を行う窓口の明確化や、受入れ可能な施設・資源を整理した情報発信、例えばリスト化やウェブ掲載等を行う考えはあるでしょうか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 当町は交通及び宿泊基盤が限定的な地域でありますので、無理に受入れ規模の拡大を目指すのではなく、先の質問でも回答いたしましたとおり、合宿受入れに前向きな宿泊施設様の受入れ可能人数の目安や各団体の移手段等を把握した上で、情報発信を行うことが重要であると考えております。

現時点で窓口を一本化することは難しいかもしれませんが、体育施設管理者である教育課に連絡が入った場合、また信州長和町観光協会や産業建設課商工観光係に連絡が入った場合は、まず情報共有を行い、合宿を検討されるお客様へ当町の実情をお話ししながら、気持ちよく合宿ができるよう対応してまいります。

また、将来的にはこうした合宿等の受入れの窓口やコーディネートを担う団体の育成にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 合宿受入れを短期的な観光施策にとどめず、関係人口創出や将来的な継続的来訪につながる施策の一つとして、町として位置づけていく考えがあるのか。今後の町の方針を伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 最初の町長の答弁にもございましたが、観光振興、スポーツ振興及び交流施策において、担当する課が一丸となって取り組まなければならない施策であり、単なる町内体育施設の貸出しにとどまらず、合宿を契機とした長和町への滞在時間を重要な要因と捉え、関係人口の創出やふるさと納税の増加に向け、長和ファンを育成できる大切な機会だと考えているところでございます。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 合宿受入れをスポーツ分野に限らず、文化・芸術分野へと広げていく場合、陶芸、木工、紙すき、天体観測など専門的な技術や知見を生かした指導や体験ができる環境づくりも重要になると考えます。その際には、施設だけでなく、指導や協力を担う人材の存在が受入れの成否を左右する要素になると思われまます。こうした文化系合宿の受入れに向けて、町内外から協力いただける方の募集や、人材の掘り起こし・整理について、町が中心となって検討・調整していく考えはあるでしょうか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 議員の御質問にもありますとおり、施設だけではなく人材も非常に重要な要素であると考えておりますので、窓口の一本化等も含め、関係する部署及び団体、また現役の地域おこし協力隊の皆様、さらに協力隊OBの皆様などと様々な検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） では続いて2点目に移ります。2点目は、長和町における企業誘致施策の方向性について伺います。

まずは、質問の背景と問題意識から御説明いたします。

先ほどの質問の中でも述べましたが、長和町デジタル田園都市国家構想総合戦略によれば、本町の人口は、2020年の約5,600人から、2040年には約3,600人、2060年には約2,100人まで減少すると推計されています。特に、生産年齢人口の減少と高齢化率の上昇が続くことが示されており、地域経済や雇用環境を将来にわたって維持していく上で大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、同総合戦略では「地域資源を活かした地域産業の振興で働いてみたくなる長和町」を基本目標の一つに掲げ、施策の方向性として、雇用創出のための企業誘致や働く場所の確保を明記しています。

具体的には、企業誘致件数について、現状ゼロ件から令和11年度までに1件とするKPIが設定されていると承知しています。

また、町長が掲げる「NAGAWA NEXT VISION VI」においても、人・場所・仕事づくりを柱とし、サテライトオフィス、テレワーク、リモートワーク、シェアハウスの推進が明記されており、町として従来型の働き方にとらわれない企業誘致や新たな仕事の形を受け入れていく方向性は、これまでも示されてきたと認識しています。

一方で、こうした戦略やビジョンが示されている中で、では実際にどのような企業を、どのような段階で、どのような手法によって町として関わろうとしているのか、その具体像が町内外から分かりやすく共有されているかという、必ずしも十分とは言えないのではないかという問題意識を持っています。

企業誘致というと、従来は工場立地や大規模な設備投資を伴う企業を想定した議論になりがちですが、近年では、アニメ制作、デザイン、ゲーム開発、ITサービス、編集・制作業など、人材とパソコン、通信環境があれば成立する、いわゆる人材集約型・低環境負荷型の産業が拡大しています。こうした分野では、本社機能を都市部に残したまま、地方にサテライト拠点を設けたり、プロジェクト単位で一定期間滞在したりといった多様な立地形態が一般化しつつあります。

では、長和町にこうした企業を受け入れる条件がないのかと申しますと、決してそうではありません。町内には居住に転用可能な空き家や既存住宅、一定の通信環境、自然環境に恵まれた生活条件など、初期投資を抑えた形で人や企業を受け入れるための要素が既に存在しています。新たに大

規模な工業団地造成や施設整備を行わなくとも、既存資源を組み合わせることで、企業との関係づくりを始める余地は十分あると考えます。

他自治体の事例に目を向けますと、新潟市では、アニメ制作会社を対象としたアニメ制作スタジオ向け視察ツアーを自治体主導で実施し、これまでに4回開催、延べ32社の企業が参加しています。この取組では、いきなり企業誘致を行うのではなく、まず関心のある企業に地域を訪れてもらい、制作環境や支援制度、生活環境を理解してもらおうという段階的なアプローチが取られています。企業誘致を「結果」ではなく「プロセス」として捉える姿勢は、長和町においても参考になる事例ではないかと考えます。

さらに、企業誘致を進めるに当たっては、行政側の想定だけでなく、企業側が地方立地やサテライト拠点に対して、どのような条件を重視し、どのような点に不安を感じているのかを把握することが不可欠です。首都圏を中心とした企業への取材やアンケート調査を通じて、業種別のニーズや条件を整理することは、その後の施策を現実的なものにするための重要な基礎作業になると考えます。

また、企業誘致は働く場だけで完結するものではありません。特に人材集約型の企業を想定した場合、社員の短期滞在や中長期的な居住といった住環境の確保が不可欠となります。その際、町内に点在する空き家を社員の住居やお試し滞在、プロジェクト拠点として活用することができれば、企業誘致と空き家対策、移住定住施策を一体的に進めることも可能になるのではないかと考えます。

では、こうした現状と課題、そして可能性を踏まえ、長和町における企業誘致の在り方について、以下質問いたします。

長和町デジタル田園都市国家構想総合戦略及び「NAGAWA NEXT VISION VI」において、企業誘致や新たな働き方はどのように位置づけられているのか、町としての基本的な考え方を伺います。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町デジタル田園都市国家構想総合戦略及び「NAGAWA NEXT VISION VI」において企業誘致や新たな働き方はどのように位置づけられているのかとの御質問でございますが、当町のデジタル田園都市国家構想総合戦略基本目標1は「地域資源を活かした地域産業の振興で働いてみたくなる長和町をつくる」及び、私の公約でございます「NAGAWA NEXT VISION VI」内の「産業耀く潤いのまちづくり」において、企業誘致は人口減少社会の中で地域経済の持続可能性を確保するための重要な施策の一つとの位置づけにしております。

単に企業を呼び込むだけではなくて、コロナ以降の多様な働き方を積極的に研究し、当町における受入れ態勢を構築することで、新たな人の流れをつくり、総合戦略内にあります「キラリと耀く強み」を再点検しながら、雇用の創出をさらに町内の起業等、町民の活気を生む環境づくりを目指していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 過去10年程度を振り返り、本町における企業誘致の実績や取組状況について、町としてどのように整理・評価しているのかをお聞かせください。

また企業誘致を担当する部署の現状や相談窓口の体制についても併せて伺います。

○議長（原田恵召君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） これまでの取組を振り返りますと、和田地域におきまして黒耀の水を製品化するための天然水充填工場計画や、古町地域において動物病院の誘致など様々な取組を実施してまいりましたが、相手方の都合や地形的制約等の問題により、誘致できていない状況が続いておりました。

令和5年に上田広域経済牽引事業促進協議会において策定されました地域未来投資促進法に基づく長野県上田地域基本計画内において、古町呑入地区を重点地域として登録いたしました。

この地域未来投資促進法の重点地域に指定された地域へ企業が進出した場合、法人税の特別償却・税額控除が受けられることや、事業を始めるための資金確保を国がサポートする制度活用等のメリットがあるとともに、農地転用の特例も受けることができます。

窓口といたしまして、産業建設課商工観光係となり、現在、様々な相談等を受け付けているところでございます。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 工場立地に限らず、サテライトオフィスやテレワーク型、クリエイティブ系などの人材集約型企業を、町として誘致対象に位置づける考えはあるでしょうか。総合戦略やビジョンとの関係を含め、町の認識を伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 御質問いただいておりますサテライトオフィスやクリエイティブ・芸術系の人材集約型企業の誘致につきましても、工場立地を目的とした企業誘致とは違う形での産業誘致でございますので、当町が目指すべき企業誘致の一つであると認識しております。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 企業誘致を本格化させる前段階として、首都圏をはじめとする都市部の企業に対し、取材やアンケート調査などを通じて、地方立地に対するニーズや条件を把握する取組を検討する考えはあるでしょうか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 現在、地域未来投資促進法の重点地域であります古町呑入地区において、町外の企業1社が強い関心を示しており、希望する土地の用地交渉や工場立地に向けた基本設計等の準備が具体的に進められているところでございます。

産業建設課におきましては、古町呑入地区での企業誘致を最優先とし事業を進めてまいりますが、首都圏の企業に対する取材やアンケート調査につきましては、総合政策課と協議しながら、検討及

び実施したいと考えてございます。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 企業誘致を進めるに当たり、社員の短期滞在や居住の受皿として町内の空き家を活用するなど、住環境整備と一体で施策を進めていく考えがあるのか、町の認識を伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 企業誘致を進めるに当たり、空き家対策や移住定住施策と一体的に進めていくことは、非常に合理的かつ効果的な手法であると考えております。こちらにつきましても空き家・移住定住を担当する総合政策課と協議をし、長和町らしい受入れモデルの構築等も含め、検討してまいります。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 企業誘致を単発の取組ではなく、関係人口の創出や将来的な継続的来訪につながる施策として位置づけていく考えがあるのか、今後の町の方針をお聞かせください。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 当町の企業誘致はデジタル田園都市国家構想総合戦略や町長の公約においても、人口減少社会の中で地域経済の持続可能性を確保するため、重要な施策と捉えております。

現時点では地域未来投資促進法の重点地域である古町呑入地区への企業誘致を成功させることを最優先としながらも、複数の担当部署が知恵を出し合い横断的に協力し合うことで、様々なスタイルの企業誘致に対応できると考えております。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 以上、合宿受入れ及び企業誘致の方向性について質問させていただきました。いずれも既存資源をどう生かし、いかに人の流れを生み出していくかという視点に立った取組であると考えております。人口減少は避けられない現実ではありますが、交流人口や関係人口を増やすことは、私たちの意思と工夫によって変えられる分野であります。長和町の資源は決して小さくありません。それをどう束ね、どう見せ、どう迎え入れるかが問われています。実効性ある検討と具体的な前進を期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（原田恵召君） 以上で、1番、諫山三武議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで、昼食のため休憩といたします。

休 憩 午前11時25分

再 開 午後 1時00分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

7番、荻野友一議員の一般質問を許します。

荻野議員。

○7番（荻野友一君） 議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

私は今回、長和町長期総合計画の中より、自然と調和した快適で安全なまちづくりについて質問をさせていただきます。

長和町長期総合計画の中に、町の将来像は「森のささやき 清らかな流れ 悠久の歴史（いにしえ） 未来（あした）へ耀く 美しの郷」と示され、自然との調和を推し進める行政の方針がはっきりと提示されております。

自然と調和した快適で安全なまちづくりについて、令和4年度から令和8年度長和町長期総合計画の後期基本計画の第5節にも記載されていますが、計画最終年度の令和8年を迎え、町として行ってきた施策と結果について、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町長期総合計画に関する御質問でございます。

長期総合計画は、まちづくりの最も基本となる計画でございます。全ての分野における町政の方向性を示す町の計画の最上位の計画でございます。

このため、長期総合計画では社会経済環境の変化、町の特性や課題などを踏まえて長和町の目指す将来の姿とその実現のための施策を、総合的・体系的に取りまとめてございます。

長期総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されております。

基本構想につきましては、町政を総合的かつ計画的に運営するために、平成29年度から令和8年度の10年間の長和町の将来像を実現するための目標や施策を明らかにするものであります。

また基本計画につきましては、基本構想で定めた目標を達成するために、各分野における主要施策の個別計画の策定や整備方針、関連する具体的な施策を体系的に明らかにするものでございます。

この基本計画は、計画期間を5年ごとに前期と後期とに分けて策定することとしまして、前期基本計画は平成29年度から令和3年度、後期基本計画が令和4年度から令和8年度ということになっており、現在は後期基本計画の計画期間中ということになっております。

実施計画につきましては、基本計画に示した施策について具体的に実施する各事業の内容や財源について明らかにするもので、3か年の計画となります。この実施計画につきましては、毎年度ローリング方式により見直しを行いまして、予算編成や事務事業執行の具体的な指針としております。

先ほども申し上げましたが、現在は第2次長和町長期総合計画の後期基本計画の計画期間中でございます。来年度、令和8年度が最終年度ということになります。

長期総合計画につきましては、町の将来像である「森のささやき 清らかな流れ 悠久の歴史（いにしえ） 未来（あした）へ耀く 美しの郷」を基に3つの基本理念、4つの基本目標、6つの基本施策により構成される基本構想を策定し、基本構想で定めた基本目標を達成するために各種施策を推進してきたところでございます。

そして、基本理念及び基本目標に基づき、6つの基本施策を掲げております。6つの基本施策に

つきましては、1つ目が、産業の振興に関する「活力に満ちた産業のまちづくり」。2つ目が、交流の促進に関する「つながりが広がるまちづくり」。そして3つ目が、保健・医療・福祉・子育ての充実に関する「健康で笑顔あふれる安全なまちづくり」。4つ目が、教育と文化の充実に関する「豊かな心と文化を育むまちづくり」。5つ目が、生活環境や生活基盤の整備に関する「自然と調和した快適で安全なまちづくり」。最後6つ目が、住民参加と行財政運営に関する「ささえあいのまちづくり」とこのようになっております。

さて、議員御質問の自然と調和した快適で安全なまちづくりにつきましては、この6つの基本施策の中の生活環境や生活基盤の整備に関するものでございます。

この施策につきましては、推進施策として災害防止と環境保全、そして道水路の整備と保全、そして上下水道の整備と保全、そして住宅等の整備と保全の4つの推進施策を掲げまして、13の施策方針を掲げております。それぞれの施策方針に沿って、全部で67の施策を推進しておるところでございます。

これらの施策に係る結果、いわゆる現時点での成果について、まだ令和8年度を残した状況の中でございますが、施策の実施状況につきましては、「達成」、「ほぼ達成」できた事業が62事業、「未達成」の事業が5事業となっております。未達成の事業もございまして、残り1年の計画期間の中で達成できるようにしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、第2次長期総合計画が令和8年度で計画期間が終了することから、令和7年度と令和8年度の2か年の事業で、令和9年度から10年間を計画期間とする第3次長和町長期総合計画の策定を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 続きまして、環境保全の観点から、昨年町内の堆肥汚泥から検出されました有機フッ素化合物PFAS、PFOS、PFOAについて、昨年6月定例議会の田福議員の一般質問もありました。田福議員の質問の中に、有機フッ素化合物の中のPFOS、PFOAなどの有害物質の説明等はございましたので、私は今回、発見された経緯とそれからの町の対応について質問をします。

まず最初に、この有機フッ素化合物が検出された経緯についてお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 有機フッ素化合物が検出をされた経過についての御質問でございます。

令和6年12月に環境省が最終取りまとめとして「水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査の結果について」が示され、また町民の安心安全のため、毎年春と秋に希望する町民に対して一斉配布を実施している汚泥肥料につきまして、令和7年の春の配布の前に検査を実施いたしました。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 有機フッ素化合物PFOS、PFOAの検出後の町の対応について、発見以降、どのような対応が施されてきたのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 町の対応についての御質問でございます。

4月3日には、長門牧場で作られています汚泥肥料「ながわ1号」の採取結果が明らかとなり、1キログラム当たり78マイクログラムという分析結果でございました。

町は速やかに対策をとることといたしまして、国の資料などを参考に、健康への悪影響はないと考えられると認識。今後、堆肥を希望される町民の皆様におかれましては、御理解をいただいた中での御予約をお願いいたしますとしまして、8日には町のホームページに公表し、一斉配布を希望される方に配布の実施を行いました。

その後の町の対応につきましては、町民の方が安心して肥料を利用されることが確認できるまで汚泥肥料の配布について休止をしている状況でございます。

また、原因究明に向けての町の対応状況でございますが、5月7日に生ごみ下水汚泥「ながわ2号」、これは汚泥再生処理センターで作られる堆肥でございますけれども、それにつきまして検査を実施いたしました。6月16日に議会の皆さんに報告させていただいたとおり、ながわ2号から70マイクログラムが検出をされました。6月26日にさらにこの追跡の調査を実施することといたしまして、生ごみ下水汚泥、し尿汚泥について検査を実施し、8月の26日報告をいたしましたとおり、これらの検体からはPFASは検出をされませんでした。

このことから、ながわ2号を作る原料である戻し堆肥が原因である可能性が高いと判断をいたしまして、装置内の成分の入替え作業を行い、装置内の濃度が薄まったと判断し、1月15日に再検査を実施いたしました。

2月10日に報告をさせていただきましたとおり、2月10日の報告の中で5.8マイクログラムとの検査結果でございました。

最新の結果状況を踏まえまして、健康リスクは極めて低く安心であると判断し、4月から希望者への無料配布再開に向けて現在準備を進めている状況でございます。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） すいません、今の答弁の中で単位が違っていると思うんですが、マイクログラムではなくてマイクログラムだと思いますが、確認をお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 答弁の中で申し上げました単位につきましては、4月3日に検出されたのは78マイクログラムでございます。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） ナノもマイクロもなかなか常に接する単位じゃないので、私もどの程度の大きさというのはよく分かりませんが、1ナノグラムが1億分の1グラムということで、すごく小

さいものだという認識はございます。次の質問に参ります。

汚泥堆肥づくりが町によって行われるようになった経緯についてお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 堆肥づくりが町によって行われるようになった経緯についての御質問でございます。

町は、平成24年度から、今まで燃えるごみとして出していた生ごみを、燃えるごみとは別としまして、牛ふんと混合した牛ふん堆肥を長門牧場の敷地で行うことといたしました。

その後、施設の不具合や青木村との共同処理するし尿の汚泥や終末処理場からの下水汚泥の処理費の高騰、さらには下水汚泥はリンや窒素等資源を含有しており、ポテンシャルを生かした肥料利用の拡大は、農林水産業の持続性に貢献が可能なことから、平成31年度から牛ふん堆肥から汚泥堆肥に切り替えて運用しているところでございます。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 有機フッ素化合物の中でPFOA、PFOSの危険性について、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 有機フッ素化合物の中でPFOA、PFOSの危険性について、町の見解についての御質問でございますけども、有機フッ素化合物、いわゆるPFASのうち、PFOA及びPFOSにつきましても、環境中で分解されにくく長期間残留し、生体内にも蓄積しやすい性質を有していることから、国際的にも懸念が示されている物質であると認識をしております。

またPFOS、PFOAは、その性質上、慎重に扱うべき物質であるとの認識に立ちつつ、科学的根拠に基づいた冷静な対応を行うことが重要であると考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 有機フッ素化合物PFOS、PFOAが及ぼす人体への影響について、また摂取された有機フッ素化合物がどのような健康被害を起こすのか。町の見解をお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 有機フッ素化合物が及ぼす人体への影響等についての御質問でございますが、有機フッ素化合物の人体への影響につきましても、内閣府食品安全委員会の評価によりますと、PFOS、PFOAは出生体重の低下や免疫機能への影響が否定できないとされる一方で、発がん性との関連については根拠が限定的と評価をされております。すなわち、科学的に一定の影響が示唆されているものの、現時点で国内で因果関係が確定した健康被害事例が公式に確認されている状況にはございません。

摂取されたPFOS、PFOAは体内で分解されにくく、血液や肝臓、腎臓などに蓄積することが知られています。長期に渡る高濃度暴露は、動物実験や国際的な研究において、肝機能障がいや免疫系の変化、生殖機能への影響などが示唆されておりますことから、継続的な監視と暴露低減が

重要であるとされております。

町といたしましては、国や県の指針・基準、最新の科学的知見を踏まえまして、測定結果の適切な情報提供や国・県との連携による安全対策を継続し、町民の健康と安全を最優先に対応してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 今の答弁の中で高濃度暴露の話が出ましたが、国が示す有機フッ素化合物の耐容摂取量T D I値とは、どのようなものかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 有機フッ素化合物、特にP F O A及びP F O Sについて、国は科学的知見に基づき、耐容一日摂取量T D Iを設定しております。

T D Iとは、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても、健康に影響が生じるおそれがないと推定される1日当たりの量を意味しております。つまり、T D I以下の摂取であれば、長期間にわたる摂取でも健康リスクは低いと評価される数値でございます。

なお、内閣府食品安全委員会の令和6年の評価書では、P F O A及びP F O SのT D Iをそれぞれ「20ナノグラムを体重1キログラム当たり、1日当たりに摂取した場合」と設定をしております。これは国内外の疫学研究や動物実験を基に、免疫系への影響や出生体重低下などの影響を考慮して導き出した値として公表されております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） T D I値の説明をいただきました。この値は、あくまでも摂取量ということですから、例えば体重50キログラムの人が毎日1,000ナノグラムを摂取し続けても健康に影響がないという、国が表した数字になると思います。

例えば土壌内に200ナノグラムの有機フッ素化合物が存在し、それが土に吸収され地下水に至り、飲み水に混入する割合や、農作物が地下水より吸収し、その作物を人が食べて吸収するとなると、ほとんど計測が困難な量になることが考察できます。

町からの説明でも、土壌から稲作による米が吸収する量はほとんどないとお聞きしました。P F A Sについては大変危険な化合物という印象を受けましたが、科学的な根拠を正確に理解し、正しく恐れることが重要であると考えます。

次に、毒性の高い有機フッ素化合物の一部、P F O A、P F O Sは既に国の対策により、国内での生産・輸入の禁止がされていますが、町内に持ち込まれる可能性はどのようなことが考えられるのか。また町内で発見されたときの町の対応についてお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 町内に持ち込まれる可能性はどのようなことが考えられるかなどについての御質問でございます。

毒性の強いP F O SやP F O Aは、国の法律により国内での製造や輸入が原則禁止されており、

町内で新たに製造されることはありません。

しかし、輸入製品や過去に使用された消火剤、撥水加工製品などに微量残留している場合や、適切に処理されず保管されている場合には、町内に持ち込まれる可能性があります。

万が一、町内でこれらの物質が確認された場合は、関係部局と連携して速やかに調査し、流通経路や発見場所を特定するとともに、町民への情報提供や安全確保を徹底し、必要に応じて国県の指導の下、回収や処理を行います。

町としましては、国の規制・指針に基づき、町民の健康と安全を最優先に、引き続き監視・管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 町内の水道水への有機フッ素化合物による汚染はあるのか、お尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 町内の有機フッ素化合物による水道水への汚染はあるのかとの御質問でございますが、町の水道水において有機フッ素化合物は検出されてございません。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 水道水の水質検査について、今後どのように進められるのか。また、どのように安全を担保していくのか。町の考えをお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 現在も法に基づきまして水質検査を実施してございますが、令和8年度からはフッ素化合物の検査も回数を増やす予定をしております。

いずれにいたしましても、使用者に安全な水をお届けできるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 町内の河川等が有機フッ素化合物により汚染される可能性について、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 町内の河川等が有機フッ素化合物により汚染される可能性についての御質問でございますが、先ほどの答弁と重複いたしますが、これらの物質は国内での製造・輸入が原則禁止をされており、一般的な流通や使用による新規排出の可能性は低いと考えております。

しかし、過去に使用された消火剤や工業製品、撥水加工製品などに微量が残留している場合や、国外から持ち込まれた製品からの漏出により、局所的に河川などに流入する可能性は否定ができません。

町といたしましては、国や県の指針に基づき、町内河川の水源の水質を定期的にモニタリングするとともに、万が一汚染が確認された場合には速やかに流入源や影響の範囲を調査し、町民への情

報提供や必要な安全対策を講じるなど、科学的根拠に基づく対応を徹底してまいります。

町の安全と安心を最優先に、引き続き監視・管理を行ってまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 町内の有機フッ素化合物による土壤汚染については、どのように検査をし、どのように対策をするのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 町内の有機フッ素化合物による土壤汚染の調査、対策についての御質問でございます。

P F O SやP F O Aなどは過去に使用された消火剤や工業製品、撥水加工製品などから土壤に残留する可能性がございます。町では、国や県の指針に基づき、必要であれば土壤中の有機フッ素化合物について定期的にサンプリングを行い、分析機関で濃度を測定することで汚染の影響を確認しております。

万が一、規制値や暫定目標値を超える濃度が確認された場合には、流入源や影響範囲を速やかに特定するとともに、関係機関と連携して適切な除去・浄化措置等を講じてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 現実的に町内の身近な環境中に有害な有機フッ素化合物は増えるのでしょうか。町の現状についてお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 町内の身近な環境中における有害な有機フッ素化合物の増加についての御質問でございますが、P F O SやP F O Aなどの毒性の高い物質は、国の規制により国内での製造・輸入が原則禁止をされており、新たに大量に発生する可能性は低いと考えております。

現状の町内環境におきましても、水道水や河川の定期的なモニタリング結果からは、国の暫定目標値や水質基準を超えるような有害濃度は確認をされておらず、身近な生活環境で増加している状況ではございません。

ただし、過去に利用された消火剤や撥水加工製品、工業製品などから微量に残留する可能性はあり、局所的な蓄積や流入には注意が必要であると考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 先日、松本におきまして泡消火剤による有機フッ素化合物の汚染が報道されましたが、町内における公共、企業内の消火器、消火設備で使用されている消火剤にも含まれるものが存在しているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 町内における公共、企業内の消火器、消火設備等で使用される消火剤に含まれるものが存在しているかとの御質問でございますが、有機フッ素化合物を含む消火剤

につきましては、主に空港や航空機、大規模な工場施設、立体駐車場などの消火に使用される泡消火剤には規制前は広く利用されており、一般的に利用する粉末タイプの消火器等には使用がされておられません。依田窪南部消防署に確認をいたしましたところ、町内に泡消火剤を使用する設備はございませんでした。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 身の回りにあります生活必需品の中にも、また町民の廃棄物の中にも有害な有機フッ素化合物が含まれる危険性があると聞きましたが、町の対応についてお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 身の回りにある生活必需品などの中で有害な有機フッ素化合物が含まれる危険性があるとお聞きしての町の対応についての御質問でございます。

身の回りの生活必需品や町民の廃棄物の中には、過去に製造・使用された撥水加工製品や防汚加工製品、古い調理器具や包装材などにPFOSやPFOAなどの有機フッ素化合物が微量残留している可能性がございます。

特に廃棄物として処理される場合、適切に管理をされなければ、環境中への流出、河川・土壌への蓄積につながるおそれがございます。

町では、時代に沿った廃棄物の処理やリサイクルのルールに基づきまして、来年度から一般家庭ごみの適正処理について一部ルールを変更することとしております。

生活必需品に含まれます可能性がある有害物質につきましては、国や県の指針に従い情報提供や啓発を行い、町民の安全と環境保全に努めてまいります。

さらに、万が一、有機フッ素化合物が確認された場合には、速やかに調査を行い、関係機関と連携して適切な処理・対策を講じる体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 現状で長和町内の環境は、有害な有機フッ素化合物PFOS、PFOAに対して町の見解は「安全であると考えている」との認識でいいのか、お尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 長和町内の環境は有害な有機フッ素化合物に対して安全であると考えているとの認識についての御質問でございます。

環境分野につきましては、とても範囲が広がりますので、今まで町が行ってきた水道水と汚泥肥料に絞り答弁をさせていただきます。

町の方針等につきましては、今までの答弁のとおりでございますが、その中で行政の責任とは、現時点で得られている最新かつ信頼性の高い科学的知見に基づき、合理的な判断を行うことであると認識をしております。

汚泥肥料における今回の判断は、町単独の判断ではなく、国の健康リスク評価及び県の共通認識に基づくものであり、行政裁量の範囲内で適切な手続を踏んだ判断でございます。

現時点で、健康被害が生じる科学的根拠は示されておらず、その前提において、町が過度に委縮した判断を行うことは、行政の責任を果たしているとは言えないと考えております。

なお、将来において国の基準や知見が変更された場合には、当然ながら速やかに対応を見直し、その時点で求められる責任を適切に果たしてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 有機フッ素化合物PFASには1万種類以上の化合物があり、その中で有害な物質としてPFOS、PFOAが取り上げられ、最近のニュースの中でも富山県や岐阜県での地下水の汚染が発見されたとの報道がありました。これらのニュースでも、発生源は以前に有機フッ素化合物を生産していた工場の敷地内など、ある意味工場公害とも言えるものであると捉えております。PFAS全体は今までの工業製品の中で多量に生産されており、PFASに対し早くから警鐘を鳴らしてきたアメリカの学者も、現在の環境中にあるPFASを完全に無くすことはできないだろうと語っております。日本国内でも製造・輸入の禁止がされ、対策は進んできています。ただし、先ほども述べましたが、人の生活の中で必要視され多く製造されてきたものですから、今後も汚染発見のニュースは続くものと思われまます。発見されたものが本当に人的な被害を生み出す量なのか、正しい知識を持ち、正しく恐れることが大事であると思ひます。

今回の町内での発見に対し、町は先ほどからの質問の答弁でも明らかになったことですが、的確に対処してきたことと思ひます。これ以降も監視を続け、発見時には迅速な対処をお願いしたいと思ひます。

ここからは、町内における産業廃棄物の処理に関して質問をいたします。

岡山県吉備中央町での有機フッ素化合物による水道水汚染では、リサイクル目的で野積みされていた汚染物除去に使用された活性炭が汚染の原因とされています。業者も土地所有者も行政も、有機フッ素化合物の毒性について認知しておらず、今回の汚染につながったと見られています。

吉備中央町では、リサイクル目的のため産業廃棄物とは捉えていなかったとの見解ですが、町内における産業廃棄物についてどのような規制があり、どのように監視されているのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 町内における産業廃棄物についての規制・監視についての御質問でございます。

町内における産業廃棄物についてでございますが、産業廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正な収集・運搬・処理が義務づけられております。

具体的には、排出事業者の責任の下、事業者は廃棄物の種類や量を把握し、許可を受けた処理業者に委託することが必要であり、処理業者も適切な管理・処理を行うことが求められております。

産業廃棄物については、法令に基づき、町ではなく長野県において排出事業者・処理業者への指導や監視を徹底しております。よって、町独自の規制等はなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法

律により、違反等を犯した者は罰則等が科せられることとなります。

また、監視につきましては、常時町内のあらゆる箇所の監視は困難であることから、通報などにより発覚次第、迅速に関係機関と連携した対応を行う体制を整えている状況でございます。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 和田の野々入地区におきまして、残土処分地の申請が出されて、昨年5月に県から許可書が下りていますが、付された条件の内容について具体的に提示していただき、処分地に対して町の対応についてお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 野々入地区の残土処分地でございますが、宅地造成及び特定盛土等規制法——通称盛土規制法でございますが——の申請を施工業者が上田建設事務所へ行っております。

上田建設事務所のホームページによりますと、土砂の堆積を行う面積については4万671平方メートル、最大堆積高については36.8メートルと公表されております。

森林法に基づく林地開発許可に関しましても、施工業者から佐久地域振興局林務課に申請をしており、盛土の安全管理等の条件が付され、許可されております。

また土壌汚染対策法に基づく3,000平方メートル以上の土地の掘削、盛土、切土などによる形質変更を行う申請であります、一定の規模以上の土地の形質の変更届出書についても、施工業者から上田地域振興局環境課に提出されております。

適正に申請され許可を受けた事業でございますので、特段町として対応することはないと考えてございます。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 処分された残土中における有害物質の検査等は、どのように行われるのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 野々入地区の残土処分地の施工業者に確認したところ、国土交通省による盛土規制法の施工とともに創設された、建設発生土が適切に利用・処分されるためのストックヤード運営事業者登録制度に基づき、建設発生土の搬出先の事前確認や搬出後の受領書の確認を行い、その中でトンネル工事などにおける破碎した岩を含む残土については、搬出事業者へ試験データの提示を義務づけ、受入れ時、また5,000立米の土砂の搬入ごと試験を実施し、大雨直後などの水質調査も実施予定であると回答をいただいております。

また、土壌汚染対策法に基づく申請は、搬出元の業者が行っており、その他の産業廃棄物においては、廃棄物処理法に基づき搬出業者の責任において処理することが義務づけられておりますので、土砂と一緒に搬入されることはないと考えてございます。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 下流域における水質検査については定期的に行う必要があると思うが、町の対応についてどのようなお考えかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 現状におきまして、下流域における河川での定期的なモニタリング調査につきましては、定期的な実施をしている状況でございます。

今後につきましても、継続して定期的な調査を実施していく予定でおりますが、国の暫定目標値や水質基準を超えるような結果が確認された場合には、関係者及び関係機関と協議し、対応について検討していかなければならないと考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 先ほどの答弁とちょっと重なるかもしれませんが、大事なところなので質問いたします。残土処理におきましては、2021年7月に起きました熱海市の土石流災害が記憶に残りますが、危険に対応するために町としてどのような対策を取るのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法が令和5年5月26日から施行されました。

盛土規制法が施行された後、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で国や県により包括的に規制されてございます。

許可や監督、申請や相談については上田建設事務所が行っているものであり、現状、町として特別な対策を講じる予定はございません。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 次に、町のあちこちに不法投棄されたごみから有機フッ素化合物が流出する危険性はないのか、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 町内に不法投棄されたごみから有機フッ素化合物が流出する危険性についての御質問でございますが、PFOSやPFOAなどの有機フッ素化合物は、過去に使用された撥水加工製品や消火剤、工業製品などに含まれている場合がございます。

したがって、特に古い製品や廃棄物が適正処理をされず不法投棄された場合には、雨水や地下水を通じて環境中に微量が流出する可能性は否定できません。

町では、不法投棄の未然防止のため、ごみ無地蔵の設置や不法投棄看板による啓発活動を継続するとともに、既に不法投棄が確認された場所については、速やかに撤去・適正処理を実施しております。

さらに、P F A Sを含む可能性がある廃棄物については、国や県の指針に従い、必要に応じて関係機関と連携して安全対策を講じる体制を整えることとしております。

以上のように、町民の安全と環境保全を最優先に、不法投棄による有機フッ素化合物の流出リスクを最小化するため、監視・管理、啓発活動を継続してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 旧和田峠、大門峠、笠取峠の道路脇の不法投棄されたごみについて、粗大ごみも多く含まれますが、不法投棄されているごみの実態を町が所在地、ごみの量など把握されているのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 不法投棄されているごみの実態を町が把握しているかとの御質問でございますが、令和4年度から、町の環境美化等を目的に、主要道路に落ちているごみ拾いについて、共立ソリューションズとの包括業務契約に盛り込み、社員に行っていただいております。

大門峠につきましては、年1回、町民ボランティア町内清掃において、姫木自治会が頂上まで足を運び、不法投棄されたごみを担当者が回収に当たり、状況把握等に努めております。

次に、和田峠につきましては、有料道路が無料化されたこともあり、通行車両が非常に少なく、また投棄しても谷となっていることから、なかなか道路からは目につきにくい状況でございます。

そんな中、今年度は長野県、一般社団法人長野県資源循環保全協会、収集処理業者の協力をいただき、11月4日に共同活動の一環として、時間が限られている中でございましたが、環境美化活動を実施いたしました。

最後に、笠取峠でございますが、共立ソリューションズの社員による業務としていただいておりますが、大型車の往来が激しく思うように拾えない状況であり、主となるものについては、口頭により報告をいただいております。

町としましては、令和7年3月議会の阿部議員の一般質問において答弁をさせていただきましたとおり、その後、当該区間において上下線の重点箇所道路管理者と事前協議を行い、抑止を目的とした禁止看板を8か所設置したところでございます。

なお、町には清潔で美しい環境を確保するため、ポイ捨て等及び不法投棄の防止を図ることを目的とする長和町ポイ捨て等及び不法投棄防止に関する条例が制定されており、合併前の長門町ポイ捨て等及び不法投棄防止に関する条例を引き継いでいるものとなります。

また、本条例には、必要があると認めるときは警察などに通報する等適切な処理を講ずるものの規定や、原因者がポイ捨てをしたものについては、撤去勧告に従わない場合などは住所、氏名及び内容を公表することができるということとしております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 現在既に不法投棄されたごみの処理について、町の対応をお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 不法投棄されたごみの処理、町の対応についての御質問でございますが、町では、発見次第、速やかに現地の状況を確認しております。

また、現場が公共用地か個人所有地かによって町の対応も異なってきます。

悪質な場合や複数回散見される場合は、不法投棄の再発防止のため、不法投棄看板を設置したり、個人所有地であれば所有者の意向を確認し、設置に必要となる看板や木やくいを現物支給して対応している状況でございます。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 最後の質問になりますが、環境汚染、景観汚染、どちらも自然との調和を大切に考える長和町の方針において大変大きな問題と捉えていますが、これからの対策について、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 自然との調和を大切に考える長和町の方針において、環境汚染、それから景観汚染ともに大変大きな問題と捉えておりますが、これからの対策についての御質問でございますが、町といたしましては、自然との調和を大切に基本方針の下、環境汚染や景観汚染を重大な問題として認識をしまして、監視、そして管理体制の強化、廃棄物処理の適正化、不法投棄防止、住民への情報提供や啓発を徹底するとともに、迅速かつ毅然とした対応を行いまして、町民の皆さんの健康と安全、そして自然環境の保全を最優先に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 自然と調和した快適で安全な町をつくるためには、行政と住民が団結した協働でのまちづくりが絶対必要となります。住民からのもろもろの通報を科学的・客観的に把握し、速やかな処理をすることが行政の責任と思います。これからも、長和町が一丸となって快適に暮らせる町となりますよう、議会も環境整備に目を配り、行政と共に目標に向かえるように努力したいと考えております。

以上で、今回の私の一般質問を終了いたします。

○議長（原田恵召君） 以上で、7番、荻野友一議員の一般質問を終結いたします。

ここで2時4分まで休憩いたします。

休 憩 午後 1時54分

再 開 午後 2時04分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

8番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） それでは、よろしくお願いいたします。

議長の許可をいただきましたので、これから一般質問を行います。本日は、私の通告のほうは、はじめに3番のながわ星空回廊を行い、次に2番目の沿線道路のごみの管理を行い、3番目に役場庁舎への太陽光の発電導入の件について一般質問を行っていきます。

では、まずはながわ星空回廊を生かした観光戦略と別荘地住民・二地域居住者への波及効果について質問いたします。

長和町の観光資源として、足元だけでなく、天空にも貴重な観光資源が眠っています。星空観光は年間20万人が訪れる阿智村があり、二番煎じと言われても仕方ありませんが、既に提出した企画書に記載しましたように、長和町は星空と歴史という全国で唯一無二の強みがある観光スポットです。

まず、長和町の星空を生かした観光戦略についてですが、長和町はSQMの値、専門用語で申し訳ないんですが、要は星空の見やすさの数値のことなんですが、20.5ポイントから21.3ポイントという全国トップクラスの暗さを誇り、天の川が肉眼で見える町です。

この価値を面として結びつけたながわ星空回廊は、町の新たな観光ブランドになります。

参考ですが、阿智村の星空の見やすさの数値は、20.0から21.0で、長和町のほうが同程度以上の数値があります。

和田峠や美ヶ原、星くそ峠、鷹山、姫木平、長門牧場、笠取峠など、町内には星空観測に適した地域が連続的に存在しています。これを点ではなく線や面としてつなぐことで、長和全体が星を見るフィールドという新しい観光体験を提供できると考えます。

そこで伺います。町として、星空回廊構想を観光戦略に位置づける考えはないか質問いたします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 星空を活用した観光施策としては、過去に美ヶ原高原観光協議会との協働で、長野県地域発元気づくり支援金を活用しました美ヶ原高原タイムラプス事業を実施しておりました。

本事業では、総合光学機器メーカーである株式会社ビクセン様から撮影機材の協力を受けまして、プロカメラマンの北山輝泰氏を講師に迎えましてタイムラプス撮影のワークショップや夜の美しい塔及び美ヶ原高原美術館周辺での撮影会を実施した経過もございます。新型コロナ感染拡大に伴い事業を中止しておりましたが、佐藤議員おっしゃるとおり、長和町のSQM値20.5から21.3という数値は、国内屈指の観測環境であり、極めて希少な地域の資源であるというふうに認識しております。

また、これまで点として存在していた美ヶ原高原や黒耀石体験ミュージアムのある星くそ峠、ブランシュ鷹山スキー場を要する大笹峰や長門牧場などの観光資源を夜に置き換え観測スポットとし、ながわ星空回廊として体系化することで、点ではなく面として結びつける着想は、滞在型観光を推進する上で、非常に有効なブランド戦略になるのではないかと考えておるところであり

ます。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 長和町は縄文文化と黒耀石の一大産地であり、縄文人も見上げた星空という物語性を持つ地域です。

星空、縄文、黒耀石プラス中山道という組み合わせは、全国でも唯一無二です。町として、縄文、黒耀石、歴史、星空を統合したストーリー型観光を展開する考えはないでしょうか、質問いたします。

○議長（原田恵召君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 貴重な御提言をいただき、誠にありがとうございます。

議員がおっしゃるとおり、星空、縄文、黒耀石、中山道という組み合わせは、長和町の歴史と自然を掛け合わせた魅力的な観光資源としてのポテンシャルを有していると考えております。

黒耀石や中山道といった文化財について、その歴史的価値やこれまでの町や町民の取組を踏まえつつ、縄文、黒耀石、歴史、星空を統合したストーリー型観光の在り方や具体的な姿勢を産業建設課と協議してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 長和町における観光消費額を増やすには、日帰りではなく夜間滞在層の獲得が不可欠です。星空観光は夜間に活動するコンテンツであり、宿泊、飲食、ガイドなどの地域経済への波及が大きいと考えられます。

夜間滞在の獲得に、星空戦略が不可欠であるという認識を町は持っているのか。そのために具体的施策をどう考えているのか、御質問いたします。

○議長（原田恵召君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 観光消費額の向上には、宿泊を伴う夜の経済活動が不可欠でございます。

また、当町の星空は、佐藤議員おっしゃるとおり縄文人も見上げた星空でありますので、将来的には黒耀石体験ミュージアムのナイトミュージアムツアーや星空を眺めながら黒耀の水で醸造されたお酒や食事を楽しむナイトテラスなど、観光振興及び関係人口の創出につながるような施策が考えられると思いますので、関係部署及び団体等と協議を行ってまいりたいと思います。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） ながわ星空回廊を実現するには、観測地点の安全確保が前提です。駐車場整備、トイレ、照明管理、案内表示、案内動線などの整備計画をどう進めるのか、御質問いたします。

○議長（原田恵召君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 星空の観測地点の安全確保に向けた駐車場整備、トイレ、照明管理、案内表示、安全同線などの整備計画の策定に当たりましては、教育委員会として関係する文化財が

棄損し、その保存が脅かされることがないように必要な対策を提言してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 信州長和町観光協会では、夏季のスキー場活用策として、周囲の光をほぼ遮断できるブランシュたかやまスキー場第二駐車場をフィールドとしたながわ星空さんぼなどの観光施策を検討してまいりましたが、トイレの設置や通電、水道の確保といったインフラ面での課題が大きく、現時点で実現には至ってない状況でございます。

このようなことから、まずは黒耀石体験ミュージアムなどの公共施設を中心に据えた取組からはじめ、徐々にその枠組みを面として大きくしていくことを想定してございます。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 星空ガイドの育成、縄文×星空ワークショップ、黒耀石×宇宙講座など、長和町ならではの教育・体験プログラムの可能性があります。行政、教育委員会、観光協会と連携したプログラム展開を検討できますか、質問いたします。

○議長（原田恵召君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 教育委員会が所管する文化財についてその活用と言う観点から申し上げますと、黒耀石や中山道に係る文化遺産について歴史的な知見を踏まえた教育・体験プログラムについて、関係係、関係部局とも連携を取りながら実施を検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 星空を学ぶ・体験するプログラムは当町の子供達の探求心を育むとともに、大人向けの知的観光としても有望であると考えます。

例えばミュージアム学芸員が語る星と黒耀石のつながりなどをテーマとしたワークショップや宿泊を伴うツアー等が実現できれば、様々な方にとって非常に興味を惹く内容でありますし、当町におけるストーリー型観光の核として広くPRできるものと考えます。

まずは先進地の成功事例等を研究しながら関係機関を中心としたプロジェクトチームを創設、また町民の皆様にも参加を呼びかけながら、星空ガイドの育成についても検討してまいります。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） やはり星空の観光なんですけど、もう2番目のスタートですので、何がキーポイントかと言ったらやはり人の存在です。ガイドの存在は星空観光戦略のキーポイントとなります。

例えば、文久元年1861年11月27日、皇女和宮が3万人の下向行列では、夜明け前の和田宿は、谷を埋め尽くすような3万人もの従者を従えた皇女和宮御下向行列が静かに動き出したとき、天空には薄暗い空に冬の星座スバルがかすかに輝いていたというようなガイドができるような形で持っていけば、和田宿が星と歴史が交差した一瞬が盛り上がっていくと思われしますので、やはり人の育成、それがながわ星空回廊の大きなミッションとなっていると考えられますので、この辺を進めていければと思います。

次の質問に入ります。別荘・二地域居住者への波及効果について質問いたします。

長和町には多くの別荘地があり、都市部から二地域居住者、長期滞在者が増えています。これらの方々は、静けさ、自然環境、夜の暗さ、星空の美しさを重視して長和町を選んでいると考えられます。

ながわ星空回廊の整備は、観光振興だけでなく、別荘地住民や二地域居住者の滞在価値を高め、資産価値向上にもつながる施策です。

また、星空を軸としたイベントやガイドの育成、文化プログラムが増えることで、季節滞在別荘地住民や地域の方と関わる機会が増え、地域コミュニティの活性化や移住定住へのステップにも波及効果が期待できます。

そこで伺います。町として、ながわ星空回廊の整備が別荘地住民や二地域居住者にどのような波及効果をもたらすと考えているのか、また、それを町の施策としてどのように位置づけているのか、御質問いたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 別荘地住民や二地域居住者の皆様にとって、長和町の静寂と自然環境、そして星空の美しさは、都市部では得られないものであり、長和町の別荘地の魅力であると理解しております。

令和3年3月に策定されました長和町別荘地マスタープランにおきましても、行政及び民間別荘地の区別なく、様々な計画が作成されております。このようなことから、長和町すべての別荘地において、日本一美しい星空が見える別荘地として統一的に売り出すことができれば、既存のオーナー様の資産価値の向上にもつながり、町内別荘地の強みとして広くPRができると考えているところでございます。

産業建設課においては別荘係がございまして、別荘係を中心に各財産区の皆様、民間の別荘販売業者の皆様とも連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 長和町は、星空、縄文、黒耀石という全国でも唯一無二の資源を持つ町です。これらを統合した観光戦略は、星を理由に泊まる町、星を理由に住む町へと成長する大きな可能性を秘めています。

行政の積極的な姿勢と住民、事業者、別荘地住民との協働によって、長和町が選ばれる町、誇れる町、持続可能な町へと進むこと、また、子供たちが故郷の星空を誇れる町となることを期待して、次の②の質問に移りたいと思います。

②の質問は、沿線道路のごみ管理と一斉清掃中止後の対策についてでございます。先ほど、荻野議員よりごみ不法投棄について、いろいろな質問がございまして、かぶるところがございしますが、文脈上それも含めながら御質問していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

道路沿いの景観は、町の第一印象を決める最も重要な要素です。前回の一般質問では、国道15

2号線役場前の沿線の雑草、ごみ放置について質問いたしました。12月の定例会一般質問の後、道路の縁石脇に溜まっていた土砂については、建設事務所によるスノーパーを使い、道路清掃を行う予定とお聞きいたしました。継続して道路沿線の景観については、私の議員活動の重点課題として、今後ずっと取り組んでいくと考えておりますが、継続した除草活動のためには、省力化のための機械導入が必須だと考えています。

炎天下での草刈り作業委託の限界、少子高齢化による担い手不足の顕在化の長和町において、町内の道路、歩道等の草刈り、土砂除去のために、他の自治体では清掃作業を効率化のためにラドック車、これは多機能型小型スノーパーと言うんですけど、これは、歩道でも走れるような小さな車に清掃の機械をつけられるということですが、それにより、歩道清掃や土砂のかき起こし機械など、町として導入検討ができないか、交付金としては、社会資本整備総合交付金や地方創生交付金等の確保ができると考えておりますが、町の考えを伺います。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 道路沿いの景観については、前回12月議会の一般質問でも御質問いただき答弁させていただきましたが、議員御質問にありますとおり、道路沿いの景観は町の第一印象を決める大変重要な要素の一つでございます。

長和町は、令和6年に景観計画を策定しまして、景観行政団体に移行をいたしましたので、当町ならではの良好な景観を守り、町民の皆様や事業者の皆様と一緒に、より主体的な景観づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

御質問がございます内容につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 道路沿いの草刈り、また土砂除去については、国道や町道は、それぞれの管理者により検討すべきところではございますが、県や町で道路全ての草刈りや土砂除去等の作業を行うことは財政上厳しいので、交差点やカーブ等の交通に支障がある箇所のみにおいて、草刈り業務等を委託し実施しているところでございます。

今のところ機械の導入等の予定はございませんが、信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）の参加拡大を呼びかけてまいりたいと考えているところでございます。

なお、御質問にもありますとおり、上田建設事務所では道路スノーパーを所持しており、専門の運転手もおりますので土砂除去等の箇所がございましたら、県に要請をしてまいりたいと思います。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 12月定例会一般質問を行った後、役場前の道路縁石に長年にわたって山積みされていた土砂は、雪かきのとき歩道側にかき出されたようですが、しかし土砂は歩道側に移されたままです。これを除去していただかないといけないのでこちらのほうを要望します。

先ほどの機械化導入ですが、5年後を見据えて、歩道の草取り、土砂除去のためのラドック車、多目的小型作業車等の導入に向けた導入検討は引き続き必要だと考えてますので、情報収集を行っ

ていきたいと考えております。

次の質問ですが、引き続き沿線道路のごみ問題について伺います。

長年続いてきた笠取峠、和田峠、大門峠など、町内全域一斉清掃が令和2年から中止されたままです。

まず、伺います。一斉清掃中止の理由は何か。高齢化だけが理由なのか、安全面なのか、行政負担の増大なのか、制度的制約なのか。中止までに至る検討経過を明確に示していただきたいと考えます。

○議長（原田恵召君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 沿線道路のごみ問題に関しまして、町内全域で長年実施してまいりました一斉清掃について、令和2年度より中止となった経緯についての御質問でございます。

一斉清掃を中止とした理由につきましては、単に高齢化だけに起因するものではなく、複合的な要因によるものでございます。具体的には、住民参加者の高齢化に伴う作業負担の増大や安全面でのリスクの懸念、さらには参加者の減少、大型車の往来による危険性などが主な理由でございます。

その中で中止に至るまでの検討経過といたしましては、課題などを踏まえ、当時はシルバー人材センターにてごみ拾いを委託していたことや和田地区は自分たちの地域は自分たちできれいにするとしたふるさと美しく運動が従来より行われていたことなどを踏まえまして、道路清掃から町内清掃へ切替えとした経過でございます。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 一斉清掃がなくなったことで、特に峠、幹線道路のごみが山積しています。

和田峠、笠取峠、大門峠など、投棄が繰り返されている地点もあります。

ここからは、荻野議員の一般質問と重なっているんですが、やはり私のほうに、この質問をしているのは、町民の方からどうなっているんだという強い声 came ましたので、私もここは避けて通れないと言いますか、きっちりと質問をさせていっていただきたいと思っております。

こういった不法投棄が峠道かなり目立っておりますが、現状の把握はどうなっているのか。誰が、どの頻度で、どの範囲を清掃する体制になっているのか。

現状では、住民の目から見ても明らかに放置されており、改善が必要だと考えております。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 現状の把握は行っているのか。誰が、どの頻度で、どの範囲を清掃する体制になっているのかについての御質問でございます。

令和3年度から町内清掃に切替わり、各峠について、誰が、どの頻度で、どの範囲を清掃する体制について、特段決められたものはございません。

しかしながら、姫木自治会が年1回行われる町民ボランティア町内清掃において、国道152号のビーナスライン交差点付近まで不法投棄などについて、ごみ拾いを行っていただいております。

また、令和4年度からは町の仕事の一つとして、主要幹線のごみ拾いを共立ソリューションズの

包括業務契約に盛り込みまして、毎週の火曜日に国道142号等のごみ拾いを行っていただいております。

旧和田峠については、有料道路が無料化されたこともあり、通行車両が非常に少なくなり、また投棄しても谷となっていることから、なかなか道路からは目につきにくい状況でございます。

そんな中、今年度は長野県、一般社団法人長野県資源循環保全協会、収集処理業者の協力をいただきまして、11月4日に共同活動の一環として、時間が限られている中でございましたが、環境美化活動を実施した状況でございます。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 今のところの質問なんですけど、やはりいろいろなごみの処理に関しまして活動していただいていることは分かりましたが、それでもごみの峠等に関する不法投棄が、町民の目からかなりあるとみられております。

令和8年度なんですけど、峠、幹線道路のごみの山積み問題に対する対策、新たな改善点は検討されてますか、ご質問いたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） ごみの不法投棄に対する改善点等についての対策等についての再質問でございますが、町としましては現状での清掃体制について維持をしながら活動を継続して実施していくよう、今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、不法投棄に対する対策等につきましても、関係機関と連携し協力体制の下、対応してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） そこ、もう一回、もうちょっと突っ込みたいんですけど、住民の方からのいろいろな情報というのは、これだけ広い町ですので必要だと思うんですけど、そういった住民の方からの通報に関して、どちらに通報すればいいのか、またそれをどのような形で処理されるのか、またその通報していただいた方にどのように報告されているのか、そういったことに関して質問したいと思います。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 住民の方からの通報に対してどのように、どこへ通報していただければという御質問まず1点目でございますけれども、町の住民生活課環境温暖化対策係のほうへ通報をいただければ、現場を確認して対応させていただきたいと思っております。

また、続いての2点目のその確認した後の対応についてでございますけれども、まず現場のほうを確認させていただきまして、関係機関及び関係者と協議しながら最善の対策を取ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 住民の方の通報というのが非常に貴重な情報源になっていると思っております。

上田市のほうでは、いわゆるスマホで撮ってそれを町のホームページのところに通報しますと、その写真とともにどこに何が捨ててあるかという通報のサイトができました。長和町もそういったことを、私、今後提案していきたいと思いますので、やはり住民の方のいろいろな目といいますか、監視体制も強めていかなければいけない時代になってきていると思います。

④の質問なんですが、投棄が多い地点には抑制看板の設置が有効ですが、町内では十分だと私は言えないと思っています。

どの地点にどの基準で看板を設置しているのか。効果検証は行っているのか。重点箇所への新たな設置を検討する考えはあるのか。

道路環境、景観の維持は、観光、住民、移住者の満足度に直結する問題であり、早急な対応を求めます。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 抑制看板の設置基準などについての御質問でございます。

御指摘のとおり、投棄が多い地点に対する抑制看板の設置は、不法投棄の抑制に一定の効果があると認識しております。町内におきましても、過去の投棄の状況や通行量、通報などを基準に設置を行ってまいりましたが、現状では十分とは言えない状況であると認識しております。

設置の基準につきましては、通報情報、道路の形状や視認性などから決定しております。

また、設置後の効果検証としましては、当該地区での投棄件数などから抑止効果の有無を確認しております。

今後につきましては、特に投棄が多く発生している地点や抑止効果が十分でない判断される箇所において、新たな抑制看板の設置等を検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） ③のドライブレコーダーの質問がちょっと抜けておりましたので、ドライブレコーダーについて質問いたします。

全国ではドライブレコーダーの映像の提供を呼びかけることで、不法投棄の抑止に成功している自治体が増えています。

町としてドライブレコーダー映像の提供を呼びかける仕組みを導入する手法、また、公用車にドライブレコーダーを実装することにより、不法投棄抑制施策を推進する考えはあるか。

環境省の資料や自治体事例では、不法投棄は見つからない犯罪ではなくなったと明言され、監視技術の高度化が進んでいます。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 公用車にドライブレコーダーを実装することで、不法投棄の抑制の施策を推進する考えはあるかとの御質問でございますが、御指摘のとおり、全国的にはドライブレコーダー映像の提供を呼びかけることにより、不法投棄の抑止に成果上げている自治体が増えています。映像の提供によって具体的な証拠を得やすくなることや監視の目があることを住民に周知

できることが抑止効果につながっていると承知しております。

町といたしましても、同様の手法を導入することや公用車にドライブレコーダーを搭載することによって、不法投棄の抑止や早期対応を推進することは有効であると認識をしておりますが、個人情報保護の観点や安全なデータの取扱いなどの仕組みについて検討する必要があると考えております。

また、実装に当たりましては、設置の費用や管理の方法、運用のルールの制定なども含めて整理をして考える必要があると考えております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 確認の質問なんですが、実装に当たってやはり運用のルールというものが個人情報等の関係で整備しないと、実際に映像を使ったりすることがちょっと難しいところもあるようです。ですので、やはりやるならやるということで、1年間とかきっちり時間をかけてその辺精査していただきたいのですが、いつ頃までに運用ルールの策定を行うのか、または今は調査研究の段階なのか、その辺を質問いたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） いつ頃までにとという御質問でございますが、これからの研究課題として検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 調査研究という段階ですので、これ以上突っ込んでも仕方がないんですが、やはり、峠道のごみをどうやってなくしていくか、道路の不法投棄というか、小さなごみまで含めて、町の環境をよくしていくかということに関しては、やはり今までのドライブレコードとか看板等の設置が必要になってくると思いますので、今後も行政への対応を見まして、再度質問させていただくことがあるかと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

では、最後の質問に入りたいと思います。通告の①なんですが、長和町の公共施設への太陽光導入の現状について伺っていききたいと思います。

長和町の公共施設への太陽光導入の現状については、国は2030年までに公共施設の屋根の50%の太陽光の発電設備を導入することを努力義務と示しています。ここが問題なんですが、努力義務とは町にとってどんなことなんでしょうかと率直に聞きたいです。国の方針では、自治体が地域の脱炭素を率先して進める役割を担うと明記されており、実質的には守るべく政策目的と位置づけていると私は考えております。

長和町では、これまで26施設の導入可能性調査を実施し、令和7年1月7日に報告書が提出されていますが、1年経ったその後の導入計画、数値目標、優先順位が現在示されていません。

2030年まであと4年間に長和町は公共施設の太陽光導入をどの程度進めるのか、国が示す50%という目標に対し、町として数値目標（施設数、キロワット、導入数）の設定をしているのか、御質問いたします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町の公共施設への太陽光発電導入の現状についての御質問でございますが、公共施設への導入状況についてでございますが、町は政府実行計画に準じて、太陽光発電の設置可能な公共施設の調査を行うため、令和6年度、町の公共施設への太陽光発電設備等の導入調査を行いました。

はじめに、屋根への設置が可能かどうかの調査につきましては、施設の構造計画書を基に、施設ごとの耐荷重を確認する必要があり、当初、建築に携わった設計業者へのヒアリングや構造計画等による調査を行い、役場を含め8施設について、屋根への設置に関わる設置方法や導入効果等について調査を実施をいたしました。

令和8年度における役場庁舎屋根への設置について検討しておりましたが、他の優先すべき公共事業、町の財政状況等を考慮しまして、次年度以降へ事業を見送ることを決定いたしました。

今後の導入計画、数値目標、優先順位等につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） それでは、私のほうから導入計画、数値目標、優先順位等について答弁をさせていただきます。

調査におきましては、設置の可能性や施設ごとの電力の需要などを確認し、導入の効果や課題について整理をしたところでございます。

一方で、導入計画や数値目標、優先順位の公表につきましては、現時点において具体的な財源の確保や予算措置が十分に整っていないこと、また施設ごとの設置条件や運用面等での課題についてさらなる検討が必要であることから公表に至っておりません。

町といたしましては、限られた予算の中で実現可能な事業の優先順位を慎重に判断する必要があったことから、調査結果を踏まえつつ、今後、導入の可能性や費用対効果を十分に精査した上で、計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

このように、現状では具体的な導入計画を公表できる段階には至っておりませんが、調査の結果を行政内部で整理し、実現可能な施策として具体化していくことを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 私は令和4年から再生エネルギー施設の導入等に関して、継続して質問しています。

国のCO₂の削減方針に従うとともに、多様な補助金を、いいですか、ここの多様な補助金を利用しながら公共施設に再生エネルギー、可能エネルギー施設を導入することにより、高騰する電気量の削減により自治体の財政に寄与したり、災害対策として着実に進めている自治体が多数あります。

長和町は、現状、令和8年3月時点で導入する計画すら立案していない状況を確認いたしました。再生エネルギーに関しては、専門的で大変分かりにくいため後回しになりがちですが、国の再生エネルギーの補助金は、ばらまき型でなく選択支援型です。手を挙げ、計画を示した自治体だけが受けられる仕組みで、動かない町には1円も来ません。再生エネルギーに関する質問も5年目になりますが、自治体間拡散の拡大の中で、長和が選ばれる自治体であり続けるための戦略は何かを継続して質問していきます。

②の質問は、ちょっと時間的に飛ばさせていただきまして、(2)の質問に入りたいと思います。役場庁舎への太陽光を導入の検討なんですけど、事業の実施について令和9年度へ見送ったと伺いました。導入の検討に、PPA方式活用を検討していなかったのか質問していきたいと思います。

PPA(第三者所有モデル)は、初期費用ゼロ、維持管理費ゼロ、設備更新リスクゼロという自治体にとって極めて導入しやすい制度です。

ここでPPAという横文字を簡単に説明します。あくまでも簡単ですので、ちょっといろいろな語弊がありますが、太陽光の再生可能エネルギー施設を車の購入に例えると、自己所有型は、例えば300万の車を自己所有して20年間の所有維持経費を考えるのか、はたまた、PPAという購入しないでレンタルで購入した場合、20年間どうなのかという2つの考え方があります。このPPAは、国も県も公共施設への導入を強く推奨しています。

しかし、長和町は役場庁舎への太陽光導入に際し、補助金と一般財源の組み合わせの方式で、自己所有型ですね、PPA方式を採用・検討しなかったようです。

そこで伺います。この車の購入する場合、レンタル方式を検討しなかったのか。検討した場合は、比較資料の有無、検討プロセス、採用しなかった理由を示してください。

○議長(原田恵召君) 米沢課長。

○住民生活課長(米沢 正君) PPA方式を検討したのか。検討した場合は、比較資料の有無などについての御質問でございます。

役場の庁舎への太陽光発電設備の導入に関しましては、まず町において、設置の可能性や導入の費用、維持管理の方法などについて調査を行ったところでございます。

PPA方式のシミュレーションにつきましては、全ての施設においてリースも含めて行っております。

PPA方式で導入した場合における事業者からの電力の購入代金と電気料金の削減額を比較すると、長期的には電気料金の削減額を上回るコスト負担が生じることが確認をされました。

このため、20年間の総合的な削減効果が認めない状況となり、現時点での採用には至らなかったものでございます。

○議長(原田恵召君) 佐藤議員。

○8番(佐藤恵一君) 役場庁舎は災害時の司令塔であり、停電時の業務継続には太陽光プラス蓄電池が不可欠です。

初期設備費用がかからないP P A方式でも、蓄電池を含めた継続型の太陽導入が可能でもあるにもかかわらず、災害対応の観点からP P A方式を採用しないのはなぜなのか、こちらのほうをお聞きしたいと思います。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 災害対応の観点からP P A方式を採用しない理由についての御質問でございます。

P P A方式におきましても、蓄電池を含めたB C P（業務継続計画）対応型の導入は技術的には可能であると承知をしております。

しかし、役場庁舎屋根の設置条件や規模を前提にシミュレーションを行った結果、先ほどの答弁のとおり、P P A方式で導入した場合における事業者からの電力の購入代金と電気料金削減額を比較すると、長期的には電気料金の削減額を上回るコストの負担が生じることが確認をされております。

このため、20年間の総合的な削減効果が見込めない状況となり、現時点での採用に至らなかったものとなっております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 確認ですが、太陽光の設置検討に当たり、報告書は、簡単な例で言っている、車を購入する代金について比較検討していません。単に、所有の期間のコスト計算のみで収支しております。結局、車の購入代金を払っていないリース、そちらのほうがいいのか悪いのかというのは、そこの部分を、初めにお金を出したか出さないかを、きっちりと精査しないと期間のみの考えでは報告がおかしくなってくると思うんですが、その辺についてきっちり確認しているのでしょうか。報告書の中では、自己所有に初期費用が必要であること、P P Aは設置費かつ蓄電池の設置費用に対して、初期費用は必要ありません。

もう一つは、P P Aというレンタルのやり方なんですけど、いろいろな会社がありまして、その会社の営業努力によって、その値が、その価格が変わるんですよ。だから、逆に言えば、その一社だけで、P P Aはちょっと不利ですよという報告を出しているんですが、そういったことに関しては、きっちりと報告書を読んでいるのでしょうか。確認したいと思います。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） その確認書の関係でございますけれども、令和6年度に長和町公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務委託を行いまして、その委託業務に対する報告書をいただいております。

その報告書の内容については、確認をさせていただいております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） ④なんですけど、令和7年1月に作成された報告書には、P P A利用による採算性が記載されていますが、多額の、再度申し上げますが、初期設定費用については言及されて

いません。削減効果のみの記載で総合的な判断を行ったという報告書ではないと考えられます。

P P A初期費用ゼロで導入できる仕組みですが、設置面積が小さいとか、そういった小さいときのデメリットはありますが、総じてP P Aのほうが有利だということで、上田とか、諏訪とか、佐久とか、いろいろな市町村が導入を開始しております。

既に報告書から1年経過しており、行政がきちんと専門P P A事業者に依頼して比較検討を行ったかどうか、そういったことが私は質問しているんですが、庁舎屋根の面積を前提に、P P A事業者の採算性施策を依頼しましたか、どうかもう一回確認します。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 役場の庁舎屋根への面積を前提にP P A事業者に採算性の資産を依頼したかという御質問でございますが、現時点では具体的な依頼は行っておりません。

これは先ほど答弁をさせていただきましたが、既に行ったシミュレーションの結果、P P A方式で導入した場合の事業者からの電力購入代金と町が負担する電気料金の削減額を比較したところ、長期的には削減額よりも電力購入代金のほうが上回る見込みであったことを踏まえたものでございます。

このため、現時点ではP P A事業者に採算性の試算の依頼をする段階には至らなかったという経過でございます。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 時間がなくなってきましたので、議論を集約していきたいと思うんですが、先ほどの質問の中でもお伝えしましたように、長和町でシミュレーションで採用されなかったP P A方式は、諏訪市、佐久市、上田市、相次いでP P Aによる太陽光導入が進んでいます。全国導入事例は数ありまして、数はあるんですよ。そこも確認していきたいと思えます。そういった事例が進んでにもかかわらず、長和町でシミュレーションで採用されなかったということだけがちょっと問題になってきているのではないのでしょうかということを今回の一般質問ではさせていただいております。

再度、太陽光の初期設定費用についても含め、環境省でも指導している複数P P A事業者の見積りを行い、再度、役場等の公共施設の太陽光設置についての計画立案ができないか質問いたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 先ほども答弁をさせていただきましたが、役場の庁舎屋根への設置につきまして、現時点では継続性の試算を依頼する段階には至っておりませんが、町も2030年度までに設置可能な公共施設の50%以上に太陽光発電設備を設置することを目標としておりますので、今後の町の実施設設計、詳細な設計を行う時点におきまして、本報告書を基に、実情に合った最善の設置方法、設置に係る費用を算出しながら、他の市町村の設置状況なども参考にさせていただき、検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○ 8 番（佐藤恵一君） 現時点のお考えは確認できました。これからの設置計画についての方向性も確認できました。

再度申し上げますが、報告書のような新車を買うのに 300 万円必要なのに、その 300 万円がなかったことにして、レンタカーがいいの、それとも自己所有車がいいの、どっちが安いのかと言って自己所有車が安いと言われても、ちょっと私は納得がいきません。この辺も含めまして、今後の計画立案をしていっていただくことを要望したいと思います。

結びになりますが、再生可能エネルギーの質問は 5 年経過し、設置実績なしですが、多少専門知識の必要なこの分野の専門家を雇用する人件費補助制度は総務省で創設しており、多くの自治体で活用しています。高圧電力に関して、なかなか専門性が必要なことなんですが、まずはそういった専門家の方を雇用する、雇うなり、アドバイザーとして、総合的に再生可能エネルギーのことを考えていただければと私は要望したいと思います。

まず、全国自治体が災害対策として進めている役場庁舎の太陽光発電プラス蓄電池システムを設置し、少しでも高騰する電気量の削減をして、他の一般財源に回すことプラス住民の安全安心の向上を図ることを要望して、今回の質問を終わります。

○議長（原田恵召君） 以上で、8 番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（原田恵召君） 本日の一般質問はすべて終了しました。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

なお、明日 5 日の一般質問につきましては、午前 9 時から行いますので、時間までに御参集ください。

会議を閉じ、散会いたします。

散 会 午後 3 時 0 3 分

第 3 号

(3 月 5 日)

議 事 日 程

令和 8 年 3 月 5 日
午前 9 時 0 0 分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問
散 会

令和8年長和町議会3月定例会（第3号）

令和8年3月5日 午前 9時00分開議

出席議員（10名）

1番	諫山三武	議員	2番	高田	傑	議員
3番	小川法樹	議員	4番	城内	たき子	議員
5番	阿部由紀子	議員	6番	龍野	一幸	議員
7番	荻野友一	議員	8番	佐藤	恵一	議員
9番	田福光規	議員	10番	原田	恵召	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長（総務課長事務取扱）	清水英利	君
教育長	藤田仁史	君	総合政策課長	上野公一	君
住民生活課長兼会計管理者	米沢正	君	保健福祉課長	小林義明	君
ふるさと納税特別任務室長	藤田健司	君	産業建設課長	中原良雄	君
教育課長	笹井佳彦	君	総務課長補佐	遠藤剛	君

議会事務局出席者

事務局長	長井真樹	君	議会事務局書記	若林美穂	君
------	------	---	---------	------	---

◎開議の宣告

- 議長（原田恵召君） おはようございます。
長和町議会第1回定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 一般質問

- 議長（原田恵召君） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、本日4名の一般質問を行います。
6番、龍野一幸議員の一般質問を許します。

龍野議員。

- 6番（龍野一幸君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本日は天赦日ということで、ひのえの年のこの日は最も貴重な日と言われている日になっております。

私は、今日、3つの質問、農業振興、給食費無償化、ガバメントクラウドディングについて質問させていただきます。

令和6年5月、農政の憲法である食料・農業・農村基本法が改正されました。法律制定以来初、25年ぶりの改正とのこと。基本法が改正に至るに至った背景には、従来の基本法が制定されてから四半世紀経過する中で、国内外の情勢が大きく変化したことが挙げられております。

国内においては、少子高齢化に伴う農業従事者の減少や気候変動による自然災害の増加、農地面積の減少による生産基盤の脆弱化など、様々な課題が生じており、持続可能な農業が危ぶまれるのが背景です。また、令和の米騒動、経済的困難から十分な食料を確保できない国民が増加していることも新たな課題となっております。

国外においては、世界的な食料需給の不安定化が進行しております。ロシアによるウクライナ侵攻もさることながら、新興国の経済成長、地球温暖化による異常気象などが影響し、日本が輸入に依存する食材や飼料の価格の高騰は、我々の生活に大きな影響をもたらしております。具体的には、良質な食料を合理的な価格で安定供給し、全ての国民が入手できる状態を食料安全保障の基本理念として明示しております。食料安全保障を中心に捉えつつ、日本農業が抱える多様な課題に対応するための転換期になっているようです。

また、国は、自治体における地域計画の策定を推進しており、農地管理・集積化を推進し、当町においても農業委員会を中心に農地利用最適化推進委員会の協力のもと、農地の状況調査をいただき、また、営農集団の組織化・法人化などに向け尽力いただいております。

一方、高齢化、担い手不足、傾斜地の管理など継続した課題は依然あり、気象、気温上昇に伴い、雑草処理、野菜等の生育不良、適合野菜の変化など、昔との違いが随所に現れてきております。

当町の高齢化率は、令和5年度時点で42.7%、県全体では32.9%となっており、77市町村中15番目に高齢化率の高い順位の町であります。

さて、当町は農地利用状況調査を毎年行っております。令和4年12月の私の一般質問で、令和3年度の実績は、113筆95名の対象者に調査を行い、農地中間管理機構貸付希望が46筆、全体の40.7%、その他が67筆、59.3%——このその他というのは、自ら耕作し、自ら借り主を探すなどの回答であったとの答弁をいただいております。

また、令和6年12月の一般質問では、令和5年度の調査結果として、耕作及び管理された耕地面積は773ヘクタール、草刈りなどの管理はされていないが、再生可能と判断した遊休農地は88ヘクタールであり、耕地面積に対する遊休農地の割合はおよそ10%程度と。山林化し再生困難と判断された面積は179ヘクタール、地目が農地に対しての耕作地の割合は75%、遊休農地の割合は8%、耕作地への再生が困難な土地の割合は17%との答弁をいただきました。

まず、同じ条件で、最新の農地利用状況調査の数値を伺います。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） おはようございます。農業振興に関する龍野議員の御質問でございますが、議員の御質問のありますとおり、農業を取り巻く環境は大変大きく変化をしておるところでございます。

深刻な構造的課題として、高齢者と担い手不足、さらに農業従事者の減少、また耕作放棄地の増加、さらには経営環境の悪化として生産コストの高騰、農産物価格への転嫁不足、そしてドライバー不足による物流問題等々がございます。

環境と技術の変化として、スマート農業の推進、環境負荷低減への取組、気候変動への対応でございます。

こうした情勢を踏まえ、町の基盤産業である農業を守る取組を推進してまいりたいと考えているところでございます。

御質問にあります内容につきましては、担当課長より答弁をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田恵召君） 中原建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 農業委員会では、農地法に基づき、毎年、農地利用状況を農業委員、農地利用最適化推進委員が現地確認を行う農地利用状況調査を実施しております。

この調査によりまして、遊休農地を把握し、その後、当該所有者に対して、今後の利用意向を確認する農地利用意向調査を行っております。これら一連の取組により、遊休農地の発生防止と解消、担い手への農地集積等を推進しているところでございます。

令和7年度の農地利用状況調査の結果としまして、現に耕作が行われている、または耕作はされ

ていないが、草刈りなどを行い管理されていると判断された農地の耕地面積は737ヘクタールであるのに対し、草刈りなどの管理はされていないが、トラクター等で耕起を行えばすぐに耕作することが可能であると判断された遊休農地は124ヘクタールで、耕地面積に対する遊休農地の割合はおおよそ15%程度となっております。

また、現状が山林等で耕作地へ再生することが困難であると判断された面積は172ヘクタールとなっております。

地目が農地に対しての耕作地の割合は約71%、遊休農地の割合は約12%、耕作地への再生が困難な土地の割合は約17%となっております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 前回と比較すると、耕作している面積が36ヘクタール減ったということで、遊休地が逆に36ヘクタール増えたということで、これはプラス・マイナス・ゼロとなりました。

ただ、山林化した農地が7ヘクタール減っているということは、その7ヘクタールは、もう山になってしまったと、山に転換してしまったということのようだと判断いたします。

令和3年度実績のその他の67筆59.3%の自ら耕作する、自ら借り主を探すということでしたが、その後の最新の数値と比較し、どのような動きがあったか、どう検証されたか伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） その後の農地の利用状況につきましては、毎年度実施しております農地利用状況調査により、当該農地の利用実態を現地確認し、耕作が再開されているか、あるいは貸借等により活用が図られているかを確認しております。

確認をしている状況といたしまして、意向どおり直ちに耕作再開や貸借に至らない事例も多々見受けられることから、農業委員会といたしましては、地権者への声かけや担い手への情報提供、必要に応じた助言を継続的に行い、農地の有効活用につながるよう取組を図っております。

今後も、意向調査の結果が実際の農地利用につながるよう、農業委員会や農業者等と連携しながら、農地の実態把握に努めてまいります。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 担い手不足、高齢化の割には、当町においては、町民の頑張りがあり、比較的よく守られていると感じております。

国の新基本法では、食料安全保障が中核となっております。町の基幹産業である米やブドウ、キノコ産業について、担い手不足の中でも生産基盤を維持強化するために、最新の実績値を今後守っていけるのか。一方、改善目標値は定めているのか、具体策を計画しているのか、伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 食料・農業・農村基本法につきましては、近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少、その他の食料、農業及び農村をめ

ぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和の取れた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策の方向性を示したものとして、令和6年6月に公布、施行に至っているところでございます。

また、国では改正法に示された施策の方向に即して、食料供給困難事態対策法、農振法等改正法、スマート農業技術活用促進法が成立するなど、新たな農政の実施に着手しており、引き続き、新たな基本法に基づく食料・農業・農村基本計画を策定し、施策の具体化を着実に進め、食料安全保障の強化等に向けて農業の構造転換を図るための施策を集中的に実施していくこととされました。

この基本計画につきましては、食料・農業・農村基本法に基づき政府が策定するものであり、おおむね5年ごとに変更することとされており、令和7年4月に、令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づく、初の食料・農業・農村基本計画が閣議決定されているところでございます。

基本計画では、平時からの食料安全保障を実現する観点から、食料自給率の向上、その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう、食料自給率、その他の食料安全保障の確保に関する目標の設定や、計画的に講ずべき施策が示されておりますが、国から市町村に対して、実績値の維持、改善目標値や具体策の計画策定等は特に課せられていない状況でございます。

しかし、水田政策については、令和9年度から、水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金は、水田、畑にかかわらず地域の実情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直し、作物ごとの生産性向上等への支援に転換を検討していくこととされております。

米につきましては、需給及び価格の安定を図るため、国の米穀の需給の的確な見通しや動向に注視しながら、長和町農業再生協議会におきまして、引き続き、生産調整の円滑な推進を図るとともに、果樹やエノキダケの栽培につきましては、地域の特色を生かした産業でありますので、高品質の強みや付加価値の向上を図りながら生産振興に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 令和9年度からの国の支援、大いに期待したいと思います。

次の質問です。町内の農作物直売所など食料を循環させる仕組みを強化し、町の食料自給力を高めるために、どのような行政支援が可能なのか伺ってまいります。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 町では、農業者の就業機会の確保及び所得の向上、観光資源の有効活用等を図るとともに、地域の交流拠点として、長門地区ではマルメロの駅ながと内に、道の駅大型農畜産物直売所——マルシェ黒耀でございますが、を、それから和田地区には道の駅和田宿ステーション内に、長和町特産物直売所——青空市場でございますが、をそれぞれ設置・整備しまして、指定管理者において運営しているところでございます。

食料自給力につきましては、国において、我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力を表すもので、農地、人、技術、生産資材から構成されており、食料・農業・農村基本計画において、国内の農地や労働力等の生産基盤や肥料等の生産資材の確保について具体的な目標を設定しております。農業者の減少や高齢化が見込まれる中で食料自給力を確保するには、農地利用面積の減少をカバーするためのスマート農業技術の導入、多収性や高温耐性等を備えた新品種の導入等による単収の向上等を通じた生産性の抜本的な推進、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化を通じた農地の適正利用、農地の受け手となる農業法人等に対しては、資金力の向上、経営管理能力の向上や労働力の確保の推進が不可欠とされております。

また、食料自給力という用語につきましては、国が用いている指標となり、市町村単位での指標ではないため、客観的な基準や数値等を示すことは難しいものと認識しておりますが、いずれにしましても、農業者の意向を踏まえ、国の支援や町単補助、JAの支援プラン等を組み合わせ、関係機関と連携しながら地域の実情に応じた取組につきまして、事業の優先性、有効性、経済性等を総合的に検討しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 最近の米価格で今後も推移すれば、営農組織の継続や新規就農者も期待できますが、相場は不透明です。営農組織含む町民の高齢化に伴う離農は、避けられない状況にあると思います。

農林水産省では、昨今の状況から、先ほども何回も出てきています、回答で出てきていますスマート農業を推進しております。衛星システムやICT、ロボット、AIなどの先端技術を活用し、農作業の効率化や生産性の向上を目指す取組です。

平成の終わり頃から各種メーカーは、大規模農家にスマート農業、営業を仕掛けてきたようであります。しかし、少なくとも当町ではあまり活用している姿は見受けられません。広い圃場での効果は見込めるが、中山間では効果は期待できない。リモコンでもプログラムでも結局人がついでなければならず、費用対効果からも現状のままでいく。風、天候に応じて動きについていけないなどの理由で、これまで当町では活用されなかったと推察するところです。

ちなみに、最近の相場では、ドローン5キロから10キロを搭載できる機種がプラモデルみたいになっていまして、自分で組み立てた場合は180万、完成したものを買うとなるとその倍になるということが確認しております。しかし、科学の進歩、技術の進歩は、今後さらに進んで、当町のような中山間の環境でも普及していくものだと考えます。

町もスマート農業振興施策は講じていると思いますが、国への助成金申請状況、もしくは今後の申請予定など、スマート農業技術導入に対する補助制度の現状と今後の展望を伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） これまでにスマート農業に関わる補助事業の申請はしてございません。今後につきましては、様々な事業に取り組む中で検討してまいりたいと考えております。

農業現場で深刻化している労働力不足の改善や生産性の大幅な向上には、スマート農業技術の積極的な導入・活用が不可欠となってきた傾向にあります。

国では、スマート農業支援サービス事業、産地生産基盤パワーアップ事業、強い農業づくり総合支援交付金、みどりの食料システム戦略グリーンな栽培体系加速化事業、中山間直接支払事業等において、ドローンや自動走行農機等を対象に、最先端技術を活用した機器の導入、シェアリング、リース等の支援が設けられているところでございます。

非常に期待や関心を集めており、機器の進化も日々進んでいる分野であるため、様々な支援が設けられておりますが、スマート農業技術の導入には様々な課題があることから、県の農業農村支援センターに相談窓口を設けまして、農業技術の普及拡大や支援制度について対応に当たっているところでございますので、具体的な御要望がございましたら、連携しながら対応を進めてもらいたいと考えてございます。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 第2次長期総合計画、農林業の振興の施策方針3、生産基盤の整備の④の中山間地域の農用地を保全するとした計画ですが、水はけ問題を抱えたまま要望は出したが、改善されてこなかった地区の今後はどうしていくのか、方針を伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 中山間地域は、農業生産条件が不利である一方、農業生産活動を通じた国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、様々な機能を有してございます。

当町においては、中山間直接支払事業や多面的機能直接支払事業の対象となっている農用地につきましては、水路、農道等の維持管理活動も交付金の取組に含まれておりますので、有効に活用しながら、引き続き良好な農用地の保全に当たっていただきたいと考えてございます。

直接支払事業の対象とならない地域や小規模な水路改修につきましては、町単の耕地応急工事の中で計画的に補修を進めてまいりたいと思います。

不整形な圃場の区画整理、小区画の圃場の区画拡大、狭い農道の拡幅、用水不足解消のための農業用水路整備、農用地造成などの地域全体で一体的に行う農地整備につきましては、圃場整備の実施要件としまして、地権者や耕作者の合意形成、対象となる面積、整備後の栽培作物、受益者負担、それから活用可能な補助事業や町の財政状況等を総合的に検討する必要がありますので、具体的な御要望がございましたら、それぞれの地域の実情に応じて検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 1月29日、長野県林野火災防止共同宣言が出されました。町長も参加され、当町の火入れに関する条例改定もされました。

町の86%を占める農林、さらに東京ドーム38個分の山林化してしまった農地が加わり、昨今

の多発している林野火災においても、このような山林化してしまった環境が林野火災に大きく影響しているものと強く感じております。全国的に見ても、この環境は類似しているものと推察するところでもあります。

ただ、手だては講じるべきだと要望しますが、農業振興に絡めた質問をいたします。水田等の中にポツンとある一軒家ならぬ放棄地。近隣耕作者からの不満の声は各所で挙がっていると思いますが、こういった箇所の利活用を考え、焼き畑農業的な農法で諸問題解決の一助として検討できないか、提案型の質問をいたします。

雑草焼却後の土壌はカリウムが豊富な土壌となり、ジャガイモやサツマイモなどの根菜類に適すと言われております。そのほか、レタスやブロッコリー、カリフラワーなどに適しているそうです。

対象は、草刈りがされず放棄された、先ほどの回答では124ヘクタールの箇所に火入れ対策を講じた場合――課題を先に述べます。環境問題、林野火災、耕作者探し、煙害、地権者との合意形成。次に効果は、荒廃地の抑制、無農薬野菜、低コスト、持続可能な農業、害虫駆除、獣害対策、ふるさと納税返礼品化、大学と大学×地方の連携推進など、課題に関しては、耕作希望者の件数にもよりますが、町全体で火入れする範囲を決め、火入れ条例に従い準備をし、など、安全対策が必要です。

毎年場所を変える農法につき、比較的狭い範囲であり、時代と逆行した感があるかと思いますが、町として検討できないか伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 耕作放棄地につきましては、病虫害、獣害被害の発生・拡大や、農地利用集積の阻害等の営農面での悪影響のみならず、景観の悪化等、生活環境面でも大きな課題になるものと認識をしております。

耕作放棄地を再生し、利用する取組につきまして御提案いただいたところでございますが、火入れにつきましては、森林法において、森林の周囲1キロメートル範囲内の林地・農地等で、土地に生えている立木竹や雑草等を面的に焼却する行為は禁止となっており、一定の要件を満たす場合に限り、町長の許可を得て実施することが可能とされております。

国内において、火を使い焼き払う農法につきましては、放牧や採草のための野草地の維持や、ヒエ、アワ、ソバ、大豆、小豆等の雑穀栽培における焼き畑が行われるケースがあるとされておりますが、単なる営農上の廃棄物である、わらやもみ殻、雑草、作物残渣を廃棄物として焼却処分する行為につきましては、重大な火災が頻発し、住民の身体・生命及び財産への被害が発生している状況にございます。

当町につきましては、町の総面積の86%は山林となっており、急傾斜で多くの山林資源や観光施設等も隣接していることから、林野への延焼危険がある場所での火の取扱いは控えていただくよう注意喚起を行っているところでございます。

このような状況を踏まえまして、町といたしましては、耕作放棄地の耕作放棄地再生に当たって

は、誰が使うか、何を作るのか、土地条件はどうかという観点によりまして、耕作者はもとより、農業委員会等とも共有しながら、その農地が将来にわたって持続可能な活用が図られるよう、地域の特性に応じた計画を策定し、現地調査や不要物の除去や土木的な作業による再生を通じまして、農地の有効利用や営農の定着、地域の農業振興につなげてまいりたいと考えてございます。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 火入れ後の作った作物だけではなく、耕作そのものをふるさと納税返礼品として考えられないか伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 大手のふるさと納税サイトを見ますと、農山漁村でその地域ならではの伝統的な体験、地域の人々との交流、農家や古民家を利用した宿泊など、昔ながらの生活や農村を体験しながら、旬の食材やおいしいものを食べたり、食育を通じて食文化の継承や知識習得等を取り扱っている自治体もございます。

当町におきましては、ふるさと納税特別任務室がふるさと納税に関わる事務を所管しているところでございますが、単に農産物の提供だけではなく、町内事業者におきまして、長和町に訪問していただき、関係人口の創出や長和町ならではの魅力的な仕組みが提供できるよう連携しながら検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 時間の関係で次の質問は省きますが、中山間に当たる当町においては、ほとんどが森林の周囲1キロという範囲に、ほとんどがNGの箇所ということですが、火入れは単なる古い風習ではなく、現代においては環境保全や安全な農業管理のために必要な手法であると思えます。

昨今の異常気象で山火事が多発する中、行政側での積極的な回答は出せないことは当然なことだと思っております。また、町民の方からも異議を唱える方もいらっしゃると思っておりますが、適切な管理下で安全対策を強化し、そして計画的に執り行うことで森林火災を未然に防ぐ、言わば防火隊の役割を担うものと思っております。

農業振興に関する質問でしたので、今回は入れませんでした。里山と河川における雑草・雑木対策における火入れに関しては、次回の一般質問に入れさせていただきたいと思えます。

続きまして、小学校給食の無償化について伺います。

小学校給食の無償化については、昨日の田福議員とかぶるところがありますので、一部省略で質問いたします。

これまで当町は少子化対策として、結婚、妊娠・出産、子育てなど、他町村と比較しても手厚い支援を先駆的に実施してまいりました。人口問題は、毎年100人程度の減少となっており、解決まで至っておりませんが、もしこれらの支援を行っていなかったらどうなっていたのかは、言うまでもなく、当町としてこの取組で逆に100人程度で収まってきたと評価に値すると感じておりま

す。子育て支援では、小中学校給食の完全無償化を行ってきました。

さて、令和7年2月25日、自民党、公明党、日本維新の会で結成された三党合意に基づき、1月18日、小学校給食無償化に向けた制度設計が合意され、今年4月より——令和8年4月より、全国の公立小学校で児童1人、月5,200円の給食費が支援されることとなりました。子育て支援のために必要となる新たな取組です。令和6年度の全国平均給食費は4,700円で、当初計画を検討していたが、物価上昇分を見込み5,200円となったそうです。条件は公立小学校が対象。国の表現は無償化で、完全無償化ではないということです。

誰もが喜ぶものだと思っていましたら、「子供ができれば食費がかかるのは当たり前」、「無償化になったら子供をたくさん産もうなどと考えられない」、「食材の質が落ちるのではないか」、「家庭が食材や内容について監視する役も担うので、無償化により家庭の関与が薄まるリスクがある」などの意見もあるようです。しかし当町では、家庭と学校給食ではおおよその信頼関係が確立されており、児童生徒を持つ家庭にとってはやはりありがたい制度となっております。

国の支援に対し、当町では、低学年1食295円、高学年320円（1食）の原価に対して、長門小学校では一月に換算すると6,300円、和田小学校では6,500円、200円のギャップがありますが、高学年では月6,800円、和田小学校7,000円——これはスケールメリットの多少の上下がなっておりました。無償化により令和8年度の給食材料費の総額は1,565万円で、交付金は1,006万円ということで、残りの558万円は町負担となり過疎債を充当すると、昨日示していただきました。

当町の児童1人当たりの給食費は、低学年295円（1食）、高学年320円（1食）で、あと春・夏・冬休みを差し引いた制度設計になっており、年間で11か月分という支給のことでございます。令和8年度は、現状どおり給食材料費を町が過疎債を使って負担した場合は1,565万円となり、国からの交付金が1,006万円、先ほど言ったように過疎債で558万円ということがまとめのようでございます。

すみません。2—4の質問に入ります。小学校給食において現状との差異はどうするか。差額は今までどおりの額を基本に町が負担となりますが、多少町の負担額を上げて質や量に変更を加えるのか、もしくは質量は現状維持だが物価高騰分、食材原価・単価を上げた負担にするなど、どのような考えがあるか伺います。

○議長（原田恵召君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 現在、特にお米と牛乳の価格が、高騰が著しいことから、次年度の給食単価は値上げをする方向で現在検討をしているところでございます。栄養教諭が知恵と工夫を十分に発揮して、質や量を推測、維持しながら、予算計上した金額内でできるだけ抑えようと日々努力をしていただいているような状況で行っております。

交付金との差額については、町費負担となりますが、過疎債を充当する予定となっております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君）　今回は公立小学校が対象となっておりますが、中学校の補助の話も出てきております。中学校給食への影響は出るか、上田市とのすり合わせは行われているか、伺います。

○議長（原田恵召君）　藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君）　議員おっしゃいますとおり、今回の交付金の対象が小学生限定であることから、特段、上田市との調整や話し合い等は行っておりません。影響はないものと考えております。

国は、次年度、小学校から給食費の無償化を実施し、その後、中学校へも拡大するという方針を示しておりますので、対象となった際には、上田市長和町中学校組合で整理をしてみたいと考えております。

○議長（原田恵召君）　龍野議員。

○6番（龍野一幸君）　この項目は、町長に伺います。過疎債からの繰入金が減額になると思いますが、過疎債で浮いた金――表現がちょっとおかしいですね。借入れしなくて済む金が増えますが、使い方をどう考えるか。上下水道の値上げ率を下げる、公共交通の利便性向上に回す、保育園の完全給食化など、移住定住に向けた支援に回すなど様々ありますが、町長のお考えを伺います。

○議長（原田恵召君）　羽田町長。

○町長（羽田健一郎君）　国の進める学校給食費の負担軽減による、過疎対策事業債ソフト分の他の事業への充当に関する質問でございますが、令和8年度当初予算編成の段階では、制度の運用についての詳細が見通せなかったため、従来どおり給食材料費に過疎対策事業債ソフト分を充当しているところでございますが、今後、交付金が交付されることにより、その分の過疎債の充当が不要になると推測されます。

現在、給食費にも充当している、いわゆる過疎対策事業のソフト分の対象とできる事業は、町が将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業の実施に必要とする事業が対象とされております。

しかし、内部管理経費や効果が一過性である事業に要する経費は、過疎対策事業のソフト分事業の対象とされておられません。

また、過疎債につきましては、発行限度額も定められておまして、長和町の令和8年度の限度額は、現段階で6,960万円とこのようになっております。

今回充当が不要になる過疎債のソフト分については、発行限度額も考慮しつつ、さらに予算に盛り込まれている事業も含め、他の事業に充当できるか等検討してみたいというふうに考えております。

議員も御承知のとおり、過疎債は元利償還金の7割が交付税算入されるという、いわゆる有利な起債でございます。とは言っても、残りは一般財源の負担があるということもありまして、極めて厳しい財政状況や昨今の金利上昇局面の中、町の財政規律維持の観点から、起債、いわゆる町の借入金の総額は抑制していかなければなりません。

今後も、過疎債を含めた町債につきましては、これらのバランスを取りながら借入れを検討してみたいというふうに考えております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 借入れをいかに抑制していくか、財政難が継続する中、御尽力いただきたいと思います。

今回提示いただいた小学校の材料賄い費の実績値は、国の示した5,200円を1,000円以上上回る食材費を現在児童に提供していただいております。しかも、栄養教諭をはじめ、調理の先生方が工夫し、よりよいおいしい給食であるということ、これは町のPRにもなる素材になると思います。教育課でも町をPRする上で、このような数値をぜひ捻出していただきたいと思います。

最後の質問、ガバメントクラウドファンディングに移ります。

ガバメントクラウドファンディングとは、自治体が地域課題に対する具体的な解決策、必要な寄附金と使い道、寄附金を集める期間などを提示して資金を調達する仕組みです。そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る仕組みでもあります。寄附者が当町の地域課題や推進したい事業を知るきっかけにもなり、地域に継続的に関心を持っていただき、地域の関係交流人口を増やす効果も期待されます。

プロジェクトによっては、来訪動機、転入動機、厳しい財政状況、歳入確保への一助にもなり得ることから、全国的に展開されております。

当町では、今年度新たにふるさと納税特別任務室が設けられ、今年度は新プロジェクトとして、おたや祭花火大会で寄附を募っていただきました。長和町を明るく元気にしよう会においても、当初は5分の1も集まればありがたいななんていう声も出ておりましたが、結果、目標額を上回り、予定打ち上げ予算を多少上げ、今回のような打ち上げができました。多くの方が喜ばれたことと感じております。

今年度は、長和青少年黒耀石大使応援プロジェクトと合併20周年花火大会の2本でした。合併20周年は今年度だけですが、8年度の展開を伺います。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） クラウドファンディング型ふるさと納税（ガバメントクラウドファンディング）の主な特徴とメリットでございますが、使い道が明確であること。それから通常のふるさと納税と同じく寄附額の大部分が所得税、住民税から控除されること。そして寄附金の使途が明確であることが、それぞれ掲げられております。併せまして財源の確保や町の宣伝、情報発信などに関しても多くの効果も期待できるものとなっております。

龍野議員がおっしゃるとおり、今年度につきましては、長和町合併20周年、そしておたや祭の花火大会の真冬の空に花火を輝かせたいと、昨年を引き続き、長和青少年黒耀石大使応援プロジェクトの2つのプロジェクトに取り組み、寄附を募ったところでございます。

このプロジェクトにつきましては、それぞれの目標額を達成、多くの支援者の賛同を得まして、PRや認知度の向上といった観点では、共に一定程度の効果があったものであると認識をしている

ところでございます。

そして、御質問の令和8年度の事業展開についてでございますが、黒耀石大使につきましては3年目となりますが、継続して取り組んでまいります。そして、おたや祭の花火につきましては、関係する皆様との協議・調整が終了しておりませんが、おたや祭に合わせました新たな文化として継続して取り組めるよう実施に向けて考えてまいりたいというふうを考えております。

このクラウドファンディング型ふるさと納税のプロジェクトにつきましては、自治体が解決したい具体的な課題ごとに立ち上がりますので、よいプロジェクトがございましたら適時適切に取り組んでまいりたいと考えております。併せてこの際には、御理解、御協力、そして格別な御支援を改めてお願いを申し上げますところでございます。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 時間の関係がございまして、2番目の質問はパスさせていただいて、今回の質問の最後の質問にさせていただきたいと思っております。

今回のような花火を揚げるようなケースでは、実施主体が町ということになるため、基本的には町の手数料負担ということになるようですが、一方、会のほうでは非常にありがたい寄附でありました。サイト手数料及び消費税に加えて行政事務手数料は、会への請求でもよいと思いますが、今後、町にとっても持続可能な仕組みをつくるなど検討すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（原田恵召君） 藤田ふるさと納税特別任務室長。

○ふるさと納税特別任務室長（藤田健司君） それでは、私のほうからお答え申し上げます。

ガバメントクラウドファンディングにおきまして、自治体が民間事業者、いわゆるプロジェクトの実施主体に対して、プラットフォームの利用手数料や事務経費を一方的に負担させることにつきましては、法的、制度的にリスクが高いため、一般的には不適切であるとされるケースが多い状況となっております。

主な理由でございますけれども、1つ目として、法令による制約がございます。これにつきましては、2026年1月に施行されました中小受託取引適正化法、これに含みますところの法改正によりまして、発注側が受注者側に対しまして、その合意の有無にかかわらず振込手数料や事務費用を一方的に差し引いて支払うということにつきましては、減額ということで禁止されております。

したがって、自治体が事業者に補助金や受託費を支払う際、プラットフォーム手数料分を差し引いて渡す行為については、この不当な減額に抵触するおそれがあることとなります。

2つ目でございますが、ふるさと納税の募集経費に関わるルールがございます。総務省の基準によりまして、ふるさと納税の募集に関する経費、これについては手数料であったり、返礼品代などでございますけれども、これらにつきましては寄附額の5割以下に納める必要があります。

この経費につきましては、原則といたしまして自治体が公費で支出すべきものであり、寄附金を受け取る民間事業者にそのコストを転嫁することは、地方財政法が禁じる寄附金の割当てに近い状況とみなされるリスクがあるとされております。

3つ目といたしまして、事業の透明性と寄附者への背信がございます。ガバメントクラウドファンディングにつきましては、基本的には特定の事業を応援したいという寄附する皆様の誠意に基づいてございます。自治体が手数料を事業者に丸投げし、実際の事業費が大幅に目減りしていたことが判明した場合、プロジェクトの信頼性が損なわれ、SNSなどで炎上や批判を招く可能性がございます。

これらに対しまして実務的な対応策でございますが、多くの自治体にて運用されております事例となるわけでございますが、1つ目には、自治体負担型がございます。これは手数料を自治体の予算から支出し、事業者は目標額を満額活用できるものでございます。2つ目には、補助金活用型がございます。ガバメントクラウドファンディング活用型補助金といたしまして、手数料などの経費、これについて具体的には、寄附の募集に係る手数料、使用料並びに返礼品の調達費用並びに送料などとなるところでございますが、これらを考慮した金額をあらかじめ予算化いたしまして、事業者を支援するものでございます。

今回につきましては、自治体負担型にて対応したわけでございますが、これらにつきまして今後の課題として鋭意検討を重ねまして、事業内容によりどちらでも対応できるよう、本事業に関わります補助金交付要綱の制定などに向けまして、しっかりと対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 財政負担は少しでも軽減し、かつ誰もが喜び、助かり、そして町のPRに結びつくよう御検討いただきたいと思っております。

以上で私の質問は終わります。

○議長（原田恵召君） 以上で、6番、龍野一幸議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時10分まで休憩といたします。

休 憩 午前 9時59分

再 開 午前10時10分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

2番、高田 傑議員の一般質問を許します。

高田議員。

○2番（高田 傑君） 議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

私からの一般質問の内容は、大きく3つございまして、1、長和町観光振興計画（案）の進捗状況について、2、今後の地域おこし協力隊募集計画について、3、ふるさと住民登録制度についての3つになります。

2023年5月に新型コロナウイルスが5類へと移行し、少しずつ日常が戻り、今までの鬱憤を晴らすかのように、世界中の多くの人々が国内外へ旅行をされており、観光庁の統計データで、日本

人による国内旅行消費額統計では、2023年は21兆9,101億円、昨年2025年では26兆7,746億円となり122%増、訪日外国人による日本旅行消費額統計では、2023年で5兆3,065億円、2025年には9兆4,559億円に上り178%増となり、今まさに、日本国内全土で観光産業の追い風状態にあると推測できます。

当町におきましても、様々な魅力ある観光資源、コンテンツが多数あり、この追い風に乗って新たな観光の掘り起こしや、時代に即した観光再構築を推進していく必要があると考えます。昨年12月の一般質問をさせていただきました今後の観光推進体制について、町としてどのような方向性かの質問に対しまして、令和7年度中に原案を策定し、令和8年度には、その原案を基に、長和町観光振興計画（案）を策定に向け、取り組みたいと答弁いただきました。

進捗状況について御質問させていただきます。

令和7年度に策定する計画でした長和町観光振興計画（案）の原案の進捗状況はいかがでしょうか。また、どういった原案内容、また方向性になったのか、差し支えない範囲でお教えてください。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 現在の観光振興は、世界的にサステナブルツーリズム、持続可能な観光という考え方に重点が置かれておりまして、住んでよし、訪れてよしという、この地域や町民にも、そして観光客にとっても受け入れられることが前提となっております。観光客の量を追い求めても、オーバーツーリズムになってしまえば、地域社会や自然環境にも悪影響を及ぼしてしまいます。

長野県におきましても、様々な観光計画が策定をされております。観光は量から質への転換が図られております。このような中、質の高い観光コンテンツによる地域の観光産業への経済効果やメリットを、地域の経済・社会・環境に好環境をもたらしながら、持続可能な形で最大限に発揮し、旅行者が訪れることによって、地域にプラスの影響をもたらし続けることが重要だというふうに考えております。そのためには、このような観光まちづくりの考え方を地域の多くの関係者の皆様と共有した上で、合意形成を図りながら、連携・協力して取り組んでいかなければならないと思っております。

長和町には、黒耀石及び縄文文化といった日本遺産や、中山道の宿場といった歴史的資産、美ヶ原高原をはじめとした自然資産、それからスキー場、温泉、牧場、道の駅などの観光施設と、豊富な観光資源に恵まれております。これらの観光資源や観光施設が連携・協力し、相乗効果を得ていくことが大変重要であるというふうに考えております。

長和町観光振興計画の進捗状況につきましては、担当課長より答弁をいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（原田恵召君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 長和町観光振興計画案の策定に当たっては、今年度中に骨子となります原案を固め、令和8年度より関係機関や観光事業者、議員の皆様、そして町民の皆様による

検討委員会またはワーキンググループを立ち上げ、計画に関わりますワークショップ等を開催しながら、連携を強化したいと考えてございます。その際、多くの知見と実績を有する一般社団法人長野県観光機構様の協力支援を得られるよう、現在、協議を進めているところでございます。

○議長（原田恵召君） 高田議員。

○2番（高田 傑君） 答弁いただきました計画されている地域内外の様々な人や企業との関わり代をつくることで、時代に即した新しい観光の掘り起こしや、客観的な新たな視点、アイデアが生まれてくると期待しております。長野県観光機構様との協力支援体制について、ぜひ参画いただけるよう働きかけをお願いいたします。

次の質問に移ります。

令和8年度中に計画中とされる長和町観光振興計画（案）の策定につきまして質問させていただきます。昨年の答弁の際に、町及び観光に関係する団体、町内外の観光事業者、長和町を訪れ、空き家対策、山村再生等に取り組む学生、長和町へ移住された皆様、そして町民の皆様が、長和町の観光をテーマに様々な意見を出し合える場を設けるとありました。

このような場を創出することは、今後の長和町の新たな観光の再構築には、地域内からの意見はもちろん、地域外の視点や斬新なアイデア、新たな観光資源の掘り起こしなど、様々な人々が関わり、意見を出し合う場が必要であり、切れることなく継続的に行われることが、観光再構築の第一歩として必要不可欠と考えており、必ず実現に向けて推進していただければと思います。

つきまして、長和町観光振興計画（案）の策定に向けて、現時点での令和8年度のスケジュールや企画案等を伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 長和町観光振興計画案の策定に向けまして、先ほども答弁させていただきましたけれども、令和8年4月より検討委員会、またはワーキンググループを立ち上げまして、計画原案を基にしたワークショップを開催し、9月に策定できるように進めていけたらと考えているところでございます。

並行しまして、令和8年6月からは、新たに長野県宿泊税制度が開始され、長野県の新たな観光まちづくりのための事業展開も求められてございます。

また、令和9年7月からは、JRグループ6社による信州デスティネーションキャンペーン（DC）が決定しておりまして、令和8年度はプレDC（デスティネーションキャンペーン）期間として位置づけられ、長野県を中心に令和9年度に向けた事業を展開してまいります。

さらに、令和9年には諏訪地域を舞台にしたNHKの朝の連続ドラマ「巡るスワン」が放映されるほか、幕末を舞台とするNHK大河ドラマの放映も予定されてございます。下諏訪町とも行政間交流を重ねている中で、中山道の宿場や幕末の和宮降嫁行列など、地理的にも歴史的にも長和町がPRできる機会が多くあると考えられます。

また、去る1月30日には、NHKドキュメント「72時間～長野 峠の水汲み場で」として、

男女倉区の皆様の御協力をいただきながら、黒耀の水広場を舞台とした番組が放送され、町や観光協会をはじめ、2つの道の駅にも問合せや来訪者が増えているということでございます。この機をチャンスと捉え、水汲み場へ長和町の観光スポット看板の設置やSNS情報発信の強化など、町内周遊や町のPRを図るべく、複数の関係部署と協力体制を構築しながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（原田恵召君） 高田議員。

○2番（高田 傑君） 明確に方向性、スケジュール計画、新たな取組として、検討委員会やワーキンググループの立ち上げ等の試みを止めることなく、推進していただくようお願いいたします。委員会やグループの立ち上げの際には、ぜひ自身も参画させていただきたく考えておりますので、お声がけいただけたら幸いです。微力ですが、御協力させていただければと思います。

次の質問事項に移ります。今後の地域おこし協力隊の募集計画について。

地域おこし協力隊制度とは、2009年から総務省が開始した制度です。都市部から過疎地域へ移住した人材を1年から3年間、地域活性化支援活動に従事してもらい、定住・移住を促進する施策であり、2026年度までに1万人以上の隊員数を目指しており、2024年時点で約8,000人以上の隊員が従事しており、地方移住・定住において成果を上げている施策です。

地域課題でもある農業や林業の担い手不足、観光振興、住民の生活支援活動や少子高齢化、人口減少を解消に向けた交流人口、関係人口創出など、地域活性化には必要不可欠な制度となっております。長和町では、2015年から地域おこし協力隊制度を取り入れ、受入れを開始しました。2025年までに長和町地域おこし協力隊として着任された人数をお教えてください。

また、任期満了後、定住されている人数と起業された人数をお聞かせください。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 地域おこし協力隊に関する御質問でございます。

地域おこし協力隊とは、お話もございましたが、総務省が所管する取組の一つで、人口減少や少子高齢化など、この課題を抱える地方自治体が都市部から人材を受け入れる制度でございます。

この制度は、平成21年にスタートしまして長和町でも高田議員をはじめ、多くの隊員を受け入れ、様々なミッションに取り組んでいただきました。地域おこし協力隊の主な役割としましては、3年間の任期中に実際に長和町で暮らしながら、町の提示したミッションだけでなく、地域住民との交流や地域活動への参加など、地域への協力活動を行うとされております。

現在の隊員8名につきましては、立岩和紙の伝承・保存の特産品としての魅力発信や販路拡大等に関する活動に1名、それから、農業での自立・持続可能な農業経営に向けた農業研修並びに当町の農業振興に様々な波及効果が発揮できる活動の推進に2名、そして長和町の観光力向上を核とした温泉やスポーツを通じた誘客活動に2名、ふるさと納税を核とした地場産業の魅力PRによる地域活性化活動に1名、さらには観光関係者連携の核となる長和町コンシェルジュによる地域活性化活動に1名、そして環境に優しい農業推進による地域活動化活動に1名の隊員が、現在それぞれミ

ッションで日々活動していただいております。

議員御質問のこれまでの着任された人数、そしてまた、任期満了後、定住されている人数、起業された人数については、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） それでは、私のほうから長和町の地域おこし協力隊の着任人数、任期満了後に定住されている人数、起業された人数について答弁をさせていただきます。

まず、長和町の地域おこし協力隊に着任された人数は、高田議員を含め22名でございます。現役隊員を除いた隊員OB・OG14名のうち、任期満了後に定住されている人数は9人、起業された人数については8人でございます。

○議長（原田恵召君） 高田議員。

○2番（高田 傑君） 私も地域おこし協力隊の任期中に、個人事業主として起業し、自身を含め、約6割弱の協力隊OB、OGがこの長和町で様々な分野で起業しております。このような成果を踏まえて伺いさせていただきます。今後の地域おこし協力隊制度をさらに活用し、今後の未来を担う人材を増やしていく施策や計画などあればお聞かせください。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 地域おこし協力隊制度を活用した、今後の未来を担う人材を増やしていく施策や計画についての御質問でございます。

まず、先ほども申し上げました当町の協力隊の退任後の定住者数は9名、64%で、全国の平均と同じぐらいの定住率となっております。今後の未来を担う人材ということで、町が協力隊の制度を活用していくとすれば、隊員に対するサポートの充実、連携強化が重要と考えております。

町では、今年度より現役の地域おこし協力隊からの相談業務や地域住民とのつながりづくりなど、日々の活動のサポートを目的とした地域おこし協力隊現役隊員サポート事業を実施しています。これは、地域おこし協力隊OGであります上野さんが経営します合同会社ナワメ社に業務委託し、月1回のペースで隊員が集まり、報告会や情報交換を行い、この席に行政側の職員も同席する中で、隊員と職員との情報の共有や意思の疎通を図っております。

また、この事業を実施する中で、着任前の行政側へのサポートの重要性が必要であることが分かりました。来年度、地域おこし協力隊募集、受入れ及び活動支援などに関する業務を、長野県や県内市町村の地域おこし協力隊OB・OGをはじめ、県内で地域コーディネーターとして活躍する方がメンバーで構成されております、一般社団法人ローカル・イノベーション・イニシアチブに委託をする予定でございます。

これにより着任後の活動が円滑、持続的に展開される基盤の構築が保たれ、退任後の起業・創業・移住につながっていくものと期待しています。これらの取組により、地域おこし協力隊制度が十分に機能し、今後の未来を担う人材の増にもつながっていくものと考えております。

○議長（原田恵召君） 高田議員。

○2番（高田 傑君） 私が協力隊任期中には、このようなバックアップ体制や専門事業者の協力体制がなく、現役協力隊が羨ましく思っております。

また、要望とはなりますが、任期中のみならず、退任後のバックアップ体制の構築をお願いいたします。具体的には、協力隊任期中に構築してきた地域連携の実績を生かした、集落支援員としての積極的な雇用や、起業するために必要不可欠な資金計画、事業計画の相談、伴走支援、起業する際の必要となる不動産を、遊休施設を活用した支援等、行政だからこそできる支援、応援策を準備、整備することで、さらなるよい人材が集まるのではないかと考えております。自身も任期中にこんな制度があったらと思っていた支援施策となりますので、ぜひ前向きに御検討いただければと思います。

次の質問に移ります。

令和8年度の地域おこし協力隊の雇用計画をお教えてください。

また、雇用人数を増やすことで、行政側の負担が懸念されると思います。懸念される業務増加の内容を教えてください。

○議長（原田恵召君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 地域おこし協力隊の今年度の雇用計画と、協力隊の増加に伴い懸念される行政側の業務増加について答弁させていただきます。

まず、令和8年度の協力隊の募集予定人数は1名で、想定しているミッションは、関係人口の創出・拡大推進でございます。

次に、協力隊の増加に伴う行政側の業務増加に対する御質問ですが、確かに事務手続的な面につきましては、この制度が国の制度に基づくものであるため、国への報告事務や、隊員は町の会計年度任用職員のため、募集、採用試験、社会保障、仕事場や住まいの確保など、様々な業務が発生していることは事実でございます。

一方、隊員の活動に対しての業務負担については、町の各部署が設定した町の活性化、問題解決に向けたミッションの達成の取組であるため、行政側の支援は当たり前のことであり、国から支援される活動費や各種資金の手続の支援などは、隊員を預かる部署で、むしろ積極的に関わっていくものと考えております。

このような考えの中から、町では、前段の答弁でも申し上げた現役隊員に対する日々のサポート事業を、合同会社ナワメ社の協力をいただいておりますし、来年度からは、協力隊のミッション策定の段階から、一般社団法人ローカル・イノベーション・イニシアチブの支援を得て、町として、協力隊員を受け入れて解決したい課題は何なのか、具体的な取組は何をしてほしいのかなどを明確にする中で、任期中の行政側の活動支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 高田議員。

○2番（高田 傑君） 答弁いただきました協力隊のバックアップ体制が充実し、むしろ採用人数の計画が1名とは少ないように感じております。先ほどの協力隊の退任後の定住人数の答弁で、定

住率が64%であれば、もっと積極的に取り組むべき内容と考えます。

昨今では、地域おこし協力隊のミッションも提案型や従事する時間を調整した委託型など、多様な雇用体制になってきており、受け入れる自治体側の柔軟性が重要となってきました。地域おこし協力隊制度が始まって16年が経過し、各自治体の受入体制の柔軟性や取り組む姿勢の優劣で、大きな格差が出ているのも事実です。当町でも柔軟かつ積極的に雇用していただければと考えております。

次に、ふるさと住民登録制度について御質問いたします。

2025年の6月に政府が閣議決定した、地方創生2.0の基本構想において新設され、ふるさとを持たない若者や居住地以外の自治体とのつながる新たな仕組みとして、関係人口の可視化・促進する制度です。

内容としましては、実際に住民票を移さず登録することにより、第2の住民票が付与され、登録者と自治体とのタッチポイントを増やすことで、第2のふるさとの醸成、ふるさと納税への寄附額増加、二拠点生活先候補としての移住先になり得るなど、移住への新たなきっかけづくりとして注目されています。登録することで、ふるさと住民特典として、町の広報誌の受け取りや特産品購入、ふるさと納税や公共施設の割引など、様々なメニューを用意することで、多岐にわたるメリットの多い施策と考えております。

既に先駆けとして、長野県では飯綱町が開始・運用を始めており、有料会員制の登録を開始・運用を始め、町内の施設利用券、飲食券、商工会カード、観光割引券などを提供。観光パンフレットや広報誌の送付、ふるさと納税商品の連携した特産品プレゼントや限定キャンペーンなどを実施しており、町内消費への直結しやすいと高く評価されております。我が町でも、新たな施策としてぜひ取り入れていただきたいと思っておりますが、町のお考えはいかがでしょうか。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ふるさと住民登録制度に関する御質問でございます。

ふるさと住民登録制度につきましては、国の地方創生2.0の実現に向けた取組として関係人口に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録できる制度の創設に向けて検討が進められております。国は、昨年6月13日に地方創生2.0基本構想を閣議決定をいたしまして、今後10年間の地方創生の方向性を示しております。

基本構想の5本の柱として、まず1つ目が、安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生。2つ目が、東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散、3つ目として、付加価値創出型の新しい地方創生の創生、4つ目として、デジタル・新技術の徹底活用、そして5つ目として、産官学金労言の連携など、国民的な機運の向上について取り組んでいくこととしております。これらに対する取組の一環として、ふるさと住民登録制度の創設に向けた検討が進めているところでございます。

ふるさと住民登録制度の今後の対応につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） ふるさと住民登録制度の今後の対応については、私のほうから答弁をさせていただきます。

ふるさと住民登録制度につきましては、関係人口の創出、拡大に関する施策となっております。関係人口の見える化をアプリを通じて実施することにより、地域の担い手の確保や活性化につなげ、最終的には移住・定住に結びつけようというものでございます。

アプリにつきましては、今後、国のほうでシステムの構築が進められる予定でございます。関係人口の地域との関わり方には、消費活動による地域経済への貢献や、ボランティアや仕事を通じた地域の担い手としての貢献など、それぞれのスタイルに応じた様々な形があります。できるだけ多くの方に地域を応援していただけるよう、誰もがアプリで簡単に登録できるふるさと住民登録制度は、町にとっても有効な制度であると考えておりますので、今後の国の動向を注視しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 高田議員。

○2番（高田 傑君） 質問の際にも触れましたが、飯綱町はいち早く取り入れ、地域への新しい関係人口の創出と位置づけ、積極的に取り組み、結果、ふるさと納税の新規開拓となっているようです。当町でも力を入れておりますふるさと納税の増加によるつながる施策とも言えますし、新しい移住・定住、新しい関係人口創出にも寄与できる可能性を期待できます。このような施策は、いち早く取り入れ、積極的に取り組んでいただくことを切に願います。

以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

○議長（原田恵召君） 以上で、2番、高田 傑議員の一般質問を終結いたします。

ここで、10時52分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時52分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

4番、城内たき子議員の一般質問を許します。

城内議員。

○4番（城内たき子君） それでは、一般質問させていただきます。

新しい年は震災の記憶とともに始まります。2024年、令和6年1月1日、能登半島地震、1995年、平成7年1月17日、阪神淡路大震災、そして、2011年、もうじきですね、3月11日、東日本大震災。また、毎年各地で風水害による大きな被害が出ています。これらは人ごとではなく、いつ自分の身に降りかかってくるかもしれないことです。

「備えあれば憂いなし」、いざという時のために、「令和6年3月改訂 長和町地域防災計画 本編」を読んでみました。484ページにも及ぶ膨大な資料から、特に気になった点を幾つか質問

させていただきます。

なお、災害の種類として、風水害、震災、原子力、雪害——雪の害ですね——そのほかとなっていますが、私の質問は風水害と震災の場合を想定しています。

「令和6年3月改訂 長和町地域防災計画本編」の概要はありますか。

改訂版がつくられるときの一般質問の回答として、「全ての業務が終了した際には、ホームページなどにより周知を図るとともに、計画のページ数が多いため、簡略化した概要版のようなものの作成も併せて検討し、周知も図ってまいりたいと考えている」、これは令和6年3月、一般質問に対しての答弁がありました。

また、この概要版あるならば、どこにありますか。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町地域防災計画に関する質問でございますが、長和町では災害対策基本法第42条に基づきまして、大規模な災害に備え、総合的かつ計画的な防災対策を推進し、住民の皆さんの生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として「長和町地域防災計画」を策定をいたしました。

現在、令和5年度改訂以降の関係法令等の改正、令和6年度に実施をしました町の組織機構の見直しに対応するため、令和7年度事業としまして当計画の改訂を行っており、先頃パブリックコメントが終了したところでございます。

関係する計画の更新や備蓄品の拡充などにより、いつ、どこで起こるか分からない自然災害への備えをしっかりと進めていきたいと考えております。

御質問につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 清水総務課長事務取扱。

○総務課長事務取扱（清水英利君） 長和町地域防災計画でございますけれども、この計画は上位計画であります国の防災基本計画、長野県地域防災計画との整合を図るため、定期的に見直しを図っております。

前回の令和5年度の改訂の際には、費用面などから概要版の作成が行えませんでしたけれども、今年度に行っております長和町地域防災計画の改訂におきましては、概要版の作成を行う予定としております。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） では、避難についてお伺いします。

サポートを必要とする要配慮者、中でも、より手厚いサポートが求められる避難行動要支援者への体制は整っていますか。

まず、避難行動要支援者名簿の作成に始まり、毎月内容更新云々と防災計画の50から52ページにありますが、実際名簿はつくられていますか。

○議長（原田恵召君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 長和町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱に基づきまして、要配慮者名簿及び避難行動要支援者名簿を作成しております。

要配慮者名簿につきましては、65歳以上の独居及び高齢者のみの世帯者、介護保険認定者、障がい者等の手帳をお持ちの方、外国人の方、未就学児、妊婦さんなど内部の事務に用いる名簿となっております。

避難行動要支援者名簿は、85歳以上の独居及び高齢者のみの世帯者、介護保険要介護以上の方、障がい者等の手帳をお持ちの方、外国人のみ世帯者のうち個人情報の提供に同意をいただいた方の名簿となっております。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） では、名簿の更新、修正はされていますか。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 避難行動要支援者名簿につきまして、要綱に基づき、毎月月初めに該当する方のデータ抽出及び更新を行っております。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） では、関係部署、施設等の情報共有はできていますか。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 個人情報の提供にいただきました避難行動要支援者名簿につきましては、長和町民生児童委員、長和町社会福祉協議会、上田警察署、依田窪南部消防署及び総務課を通じ、希望のあった自主防災組織に、年1回、名簿による情報共有を行っております。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） では、いざというときのシミュレーション、訓練をしていますか。

○議長（原田恵召君） 清水総務課長事務取扱。

○総務課長事務取扱（清水英利君） シミュレーションや訓練に関しましては、災害時に避難行動要支援者の方が適切な避難が行えるよう、避難先や避難支援の方法などを記載した個別避難計画の作成が、2021年の災害対策基本法の改正によりまして市町村の努力義務とされたことから、どの経路でどこに避難するか、誰が避難を支援するか等をあらかじめ決めておくことで、本人や家族の防災意識、対応力を高める個別避難計画の作成事業につきまして、令和5年度より取り組んでいくところでございます。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 令和4年度版長和町防災ハザードマップの最終ページに、指定避難施設・場所等一覧が掲載されていますので、町民の皆様全員に確認していただきたいところです。

次の質問です。

町の防災備品について、ここでは、主に個人で使う消耗品についてお伺いします。少し大きな簡易ベッドとかトイレなどは除いています。

1、災害1日目の食料等は町民が、2日目の分は各市町村が、3日目の分は県が担うとの考え方でしょうか。

2、備蓄食料、飲料水、衛生用品等の品目は県などのガイドラインがあり、それに基づいた人数分が用意されているのですか。それは何人分でしょうか。

3、備蓄食料、飲料水、衛生用品等はどこに保管されていますか。

4、防災備蓄用食料にはどのようなものがありますか。

5、食料の中に乳用児に対応したミルク等、そしゃくや嚥下が困難な高齢者に対応した食べ物、アレルギー対応の食べ物等も含まれていますか。

6、個人で使うであろう消耗品として何が備蓄されていますか。

7、食料、飲料水、衛生用品には、それぞれ賞味期限や保存期限がありますが、保存管理や在庫管理はどれくらいの頻度でどのように行っていますか。

8、物によって保存期限、期間にばらつきがあると思われませんが、期限をどれくらい残して入れ替えるのでしょうか。保存期限が1年から2年のもの、3年のもの、5年のもの、10年のもの、12年のもの、それ以上のものとしてどうでしょうか。

9、期限切れが近づいた食料品や水はどう扱いますか。なじんだ味だと安心感があるとのことです。町民で非常食の試食をすとか、期限にある程度余裕があるものは、フードバンクへ寄附とかは難しいのでしょうか。

10、使用期限近い乾電池や衛生用品の行き先はどうなっていますか。

11、万が一期限が切れてしまったら、その食料品はどうなりますか。すぐに食べられなくなるとか、使えないわけではないですが、大量の物品はどうなるのでしょうか。廃棄ならば、その費用はどれくらいかかるのでしょうか。

○議長（原田恵召君） 清水総務課長事務取扱。

○総務課長事務取扱（清水英利君） それでは、1から11まで御質問ですけれども、1つずつお答えをさせていただきたいと思います。

まず1つ目でございますけれども、備蓄につきましては、令和6年10月に危機管理防災課より「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的方向性」といたしまして通知があり、国の支援が届くまでの3日間に対応し、県民に対しまして3日間から1週間の備蓄を呼びかけ、県と市町村は3日間に必要となる物資につきましては、それぞれ3分の1の数量を目安に備蓄の確保に努めることが示されております。

2つ目ですけれども、同通知による標準的な備蓄品目といたしまして、食料、飲料水、乳児用ミルク、子ども用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品、携帯・簡易トイレ、毛布の9品目が標準的な品目として示されておまして、小規模自治体では調達しにくいアレルギー対応食ですとか乳児用ミルクについて、県が多めに備蓄することとなっております。

また、避難者数につきましては、県・各市町村が想定する最大避難所避難者数に対応することを

基本としておりまして、長和町では、糸井川静岡構造線断層地帯地震による避難者数であります430人を目安に備蓄を進めておるところでございます。

続いて、3つ目ですけれども、災害時の拠点施設となる役場庁舎倉庫のほか、備蓄品の保管が可能な各地区の指定避難所に保管を行っておりまして、現在は、古町コミュニティセンター、長門老人福祉センター、大門基幹集落センター、姫木コミュニティセンター、和田コミュニティセンター、それから、役場和田支所となっております。

続いて4つ目ですけれども、お湯や水を入れるだけで食べられるアルファ米のパックご飯、パンの缶詰などを主に備蓄しております。

続いて5つ目ですが、粉ミルク、おかゆ、おじやについては備蓄をしておりますけれども、アレルギー対応食品について現在備蓄はございません。

次に6つ目ですけれども、先ほど申し上げました9品目を中心に備蓄を進めており、避難所において、個人的に使用される物品につきましては想定しておりません。

続いて7つ目ですけれども、食料について、当町の備蓄は保存期限が5年から7年、飲料水については12年保存可能なものを主に購入しております。衛生用品につきましては、使用期限が定められておりませんので、現在のところ管理しておりません。

在庫の管理につきましては、増減があった際に、エクセルによる台帳へ入力しているほか、大規模災害時に国や地方公共団体間で物資の調達・輸送等の情報を共有し、調整を効率化することで迅速かつ遠隔な物資支援を行うため、内閣府により運用されている新物資システムの毎年行われる情報更新に合わせて確認を行っているところでございます。

次に9つ目ですけれども、期限切れが近い保存食品につきましては、地域での防災訓練の際に提供を行っております。大量に期限切れを起こすような状況の場合は、フードバンクへの提供等も今後検討してまいりたいと考えております。

続いて、10の関係ですけれども、現在、町の備蓄品の中に乾電池はございませんけれども、衛生用品として備蓄しております紙おむつの入替えを行う際には、保育園ですとか病院、福祉施設への寄附なども検討したいと考えております。

最後、11個目ですけれども、一般的な食料品であるため、廃棄に際して特別な処理の必要はありませんので、可燃ごみ、不燃ごみに分別を行い、廃棄を行えば、特別な費用負担が生じることはございません。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） すいません、ちょっと項目が1から11でまとまってしまっていて、8番についてお答えいただきましたっけ。物によって保存期間がばらばらというの、ちょっと私が見落としましたかね、すいません。

○議長（原田恵召君） 清水総務課長事務取扱。

○総務課長事務取扱（清水英利君） お伝え漏れしてございましたら、申し訳ございません。8番に

つきましては、基準は定めておりませんが、食品については、台帳の確認により期限の確認に努めておるといところでございます。大変失礼いたしました。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 廃棄に特別な費用が生じなくても、廃棄そのものが無駄であり、もったいないことです。適切な在庫管理に期待しております。

その他の備蓄品について質問です。

大勢が集まる避難所でプライバシーを確保できる物の準備はできていますか。また、寒い冬、暑い夏を想定した備蓄品もありますか。

○議長（原田恵召君） 清水総務課長事務取扱。

○総務課長事務取扱（清水英利君） 能登半島地震での課題を教訓にいたしまして、県が策定をしました「長野県地震防災対策強化アクションプラン」におきましても、重点項目の一つとして、避難者の健康が維持されるよう、避難生活の質のさらなる改善を図ることが掲げられております。町でもプライバシー保護のためのパーティションの備蓄を現在進めております。現在、177個設置がされている状況でございます。

続いて、寒い冬、暑い夏の想定した備蓄品ということでございますが、使い捨てカイロや毛布といった寒さ対策用の備蓄はございますけれども、暑さ対策を備える備蓄はございません。

ただ、指定避難所の多くにはエアコンが設置された施設となっておりますので、どの程度効果があるのかを確認しながら、必要な整備につきまして、今後検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 次は、いざというときの湧水、湧き水利用について質問します。

令和6年防災計画本編222ページに、飲料水の調達基本方針として湧水利用とありますが、定期的な水質検査等はしていますか。

防災資料の38から39ページ、5-1及び5-2に、飲料水については、止水弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等にろ水器等を設置し確保する。また、町内各所に湧出する飲用可能な地下水も利用するとあります。

○議長（原田恵召君） 清水総務課長事務取扱。

○総務課長事務取扱（清水英利君） 長和町地域防災計画資料編に掲載されております5か所の湧水のうち、滝ノ沢湧水、黒耀の水、それから接待の水の3か所につきまして、町のほうで定期的な水質検査を行っている状況でございます。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 防災では、いざというとき、自分の身は自分で守ることが前提となっております。個々に合った防災用品を無理のない程度に備えておく。そして、それが今の自分や家族に合ったものか、期限切れに近いものはないか、定期的に点検する必要があります。

防災の日は9月1日ですが、季節の変わり目となる3月1日、6月1日、9月1日、12月1日の年4回、防災用品点検の日というものがあるそうです。点検のきっかけになればと思います。

町は、過去の災害時の状況から避難生活の質の改善を図るための備蓄を進め、避難施設の整備を検討するとのこと、町の今後の施策に期待しております。また、災害はいつどこで起こるか分かりませんが、これらを使わないで平穏無事に過ごせることを願っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（原田恵召君） 以上で、4番、城内たき子議員の一般質問を終結いたします。

ここで11時20分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時14分

再 開 午前11時20分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

5番、阿部由紀子議員の一般質問を許します。

阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） それでは、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めます。

今回は、前回の12月議会で時間の関係上割愛させていただきました、作物や生活を守るための獣害対策という項目につきまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

近年、町内各地で鹿や猿による被害が相次いでいます。

畑の作物が食い荒らされたり、住宅への侵入が報告されたりと、農業被害だけでなく住民の生活にも影響が出ています。

また、被害の範囲は里山から住宅地近くにまで広がり、人と野生動物の距離が近づいている状況が見られます。

国や県でも、熊に続き、鹿、猿を含む鳥獣被害対策を強化しており、地域主体の取組が求められています。

そこで、以下の点につきまして、町の考えを伺います。

今年度、町内で報告されている鹿・猿による被害はどのようなものか。被害件数や被害額について、また、被害が多発している地域や季節、作物の種類などの傾向を把握していますでしょうか。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町におけます農作物の鳥獣被害につきましては、農業者そしてJA、農業共済等により聞き取り等から、ニホンジカ、ハクビシン、スズメ等による被害が寄せられておりまして、被害状況として、春の播種から秋の収穫終了まで町内各全地域のあらゆる場所に及んでいる状況でございますので、地域や季節を問わず被害が発生をしております。

そして、作物につきましては、水稲・野菜は全般的に苗や新芽の食いちぎり、圃場を走り回ることにより、踏み荒らしや耕土の隆起の被害が寄せられております。

被害確認後に農作業によっては、苗の再定植や自己施工でさらにネットを張って被害の軽減等に努めており、品質低下になってはいるが収穫そのものは可能なケースもあり、被害内容から収穫時の減量や減質を見通して把握することが困難な状況が実情として見受けられます。

したがって、被害を受けても関係機関への情報提供や損害評価の申請をされずに諦めた方も一定数おられると見込まれますので、明確な数値等は把握できておりませんが、非常に大きな影響が生じているものと認識をしているところでございます。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 昨年の秋頃、和田中組地域で鹿による農作物被害が相次ぎ、住民から深刻な声が上がっていました。そのような中、獣害対策用の網に鹿が絡まった状態のまま民家付近に鹿が現れ、住民が役場に通報したという事案がありました。

住民の方の話によりますと、役場職員の方に来ていただき、逃がす形で対処してもらったのですが、狩猟経験のない役場職員での対応だったこと、また、鳥獣保護の観点からは対応自体は不適切ではなかったと思いますが、一方で、農作物の被害等を考えると、駆除できなかったことに對し、「せっかくの機会を生かせずもったいない対応だったのではないか」という声も出ていました。

もちろん民家近くの生活圏内で銃器を使って止め刺しを行うことは大変危険であり、現実的ではないことも理解はしていますが、そのような状況であったとしても、ほかにより適切な対応方法はなかったのかという疑問が残ります。

そこで伺います。

このように、町の中や民家付近で鹿が網に絡まるなど捕獲に近い状態で発見された場合、町としてはどのような対応が可能なのか。また、今回の対応方法についてはどのように判断されたのか、お聞かせください。

○議長（原田恵召君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 生きた鹿が捕獲されてしまった場合の対応といたしまして、町の有害鳥獣駆除の許可をした猟友会員を呼び、駆除をしていただく対応になります。

しかし、猟友会員も仕事等をしていらっしゃいますので、緊急の招集に直ちに対応できない場合もございました。今後は緊急な招集に対応できるよう猟友会とも協議し、体制を強化してもらいたいと考えてございます。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 長和町では、鹿やイノシシによる農作物被害が深刻化しています。町民の方からも「畑が何枚もやられてしまった」、「家庭菜園の野菜が全部食べられてしまった」といった切実な声が続きました。

町の多くの町民にとって、野菜作りは単なる趣味ではなく、生きがいであり、貴重な食料源であり、日々の暮らしを支える大切な営みです。食費を抑え、安心できる食を家族に提供するために、

種をまき、苗を植え、草を刈り、時間も労力もお金もかけて育てています。

しかし、その努力が鹿の被害によって一晩で、あるいは一瞬で失われるという事例が昨年も多く聞かれました。このように、野生動物による被害は町民の生活に直結し、精神的な負担にもつながる深刻な問題です。

一方で、国は有害鳥獣対策として多額の補助金を投じ、捕獲強化や防護柵設置を進めていますが、全国的には農作物被害額は横ばいで、十分な効果が上がっていないとの指摘もあります。

質問です。町の農業者に対して、農作物の被害額・被害件数を確認し、現状を把握しているか。また、把握しているようであれば、その内容はどのようなものか、お尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 被害の把握につきまして、毎年、全ての農業者から聞き取りを行うことは対象件数も多く、農業者自身で被害の程度を判断することが困難な部分もあるため、農業者や関係者からの情報提供や農業共済の申請状況等、自己申告に基づいて把握しているのが現状でございます。

農業委員会からは「里山と農地との間に面的な防止柵を設けているが、河川には水害時の氾濫やせき止めの懸念から防止柵を設けることができない事情もあり、そこからニホンジカが多く農地に侵入して被害を及ぼしている」との報告や、JAからは「獣害防止柵を設置済みの地域でもニホンジカの目撃や被害が多くなっており、蛍光テープ等で侵入防止対策を行っている圃場が数多く目立つようになってきた」との報告があり、さらに、農業共済組合からも「水稻の被害面積が増え、相談や報告が増えている」との情報が寄せられてございます。

これら町に寄せられた情報につきましては、現地を確認したり、猟友会に情報共有や相談をしてきている経緯がございます。高齢化や人材難の中でも可能な限り対応に当たっていただいているとのことでございます。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 防護柵は設置だけでは十分な効果が出ず、維持管理が極めて重要とされています。

鹿柵の維持管理については、現在、各自治会で日常的な点検や草刈り、修繕などを行っていただいています。しかし、人口減少が進む中で、これらの重労働に関わることができる人材が年々減ってきているのではないかと感じています。

さらに近年は、熊の出没が全国各地で増えており、住民の安全確保も課題となっている中で、鹿柵の設置や修繕作業に従事できる人が今後ますます不足し、適切な維持管理が困難になるのではないかと懸念があります。

こうした状況を踏まえ、鹿柵の維持管理を持続可能なものにしていくために、町としてどのような支援策や体制づくりを考えているのか伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 地域からさらなる駆除や対策の強化について数多くの要望が寄せられており、町内全域への獣害防止柵の設置や上田管内において相当数の駆除を行っているところでございますが、特に鹿の個体数については、温暖化や暖冬に伴って降雪量が極めて少ない状況から越冬して生息することができるニホンジカが多くいること、八ヶ岳・美ヶ原エリアの高山地帯や近隣地域等から広域的に生息や流入している個体が相当数いるとも推測され、増加の一途をたどっていると考えられ、全ての要望に対応することができず追いつかない状況もございます。

町で行っております有害鳥獣防止柵の提供に当たっては、地域住民や農業関係組織等が一丸となって取り組む実施主体に対し、町が資材を提供し、実施主体で防護柵を設置し、その後の管理についても実施主体の責任において常に良好な管理をすることを条件としてございます。

設置済みの全長が110キロを超えており、全て町が管理することは困難でございます。町からの資材提供における経過を踏まえすと、引き続き、実施主体におきまして、定期的な巡回と春と秋の道普請等に合わせて補修を行っていただき、適切な管理に努めていただきたいと思いますところでございます。

また、既設の防護柵の下草刈りや簡易補修をする場合、多面的直接支払事業の農地維持活動において日当や機械経費を支援対象とすることができますので、併せて周知対応に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） かつては、猟友会には銃を所持したベテランの方々が多く在籍し、地域の鳥獣被害対策を大きく支えていただいていたと記憶しています。しかし現在は、全国的に猟友会員の高齢化や減少が進んでおり、長和町でも同様の課題があるのではないかと感じています。

長和町における猟友会の会員数の推移、また、その中で実際に捕獲活動に従事している人数はどのような状況か。また、銃の所持者で、個体管理や有害鳥獣捕獲に実際に貢献できる方はどの程度おられるのか、年齢構成も含めてお聞かせください。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 令和7年度の有効資格者は57名でございます。昨年度、令和6年度は59名で、令和6年度以前は会員60名前後で推移しておりました。

実際に捕獲活動に従事している方は有資格者の半数ほどでございます。そのうち、銃保持者は19名でございます。年齢構成は、70代6名、60代3名、50代3名、40代5名、30代2名でございます。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 今後の世代交代や担い手の確保に向けて、狩猟免許の取得をする方への補助なども視野に入れてもよいのではないかと思います。今後の課題・対策について、町としてどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 近年の熊出没による被害の増加、また、鹿、イノシシなどによる農産物被害の増加に対応するため、猟友会の皆様の役割は非常に重要となってきてございます。

町といたしましても、今後、猟友会の皆様とはより一層連携を取って諸課題に対応してまいりたいと考えているところであります。

現在、町は鹿、イノシシ駆除に対して1万8,000円の補助をさせていただいております。そのうち、国の補助は7,000円で、1万1,000円は町費で上乗せをしてお支払いをしております。この額は、近隣市町村の中でも最も高い金額となっており、報酬を上乗せすることで担い手確保や活動支援となればと考えているところでございます。

今後の世代交代や担い手確保に向け何が有効か、議員の御質問にあります狩猟免許の取得補助も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） どんどん増えていく鹿の数や被害状況を考えますと、狩猟を行ってくださる方々の役割は大変大きいと思われれます。今後、担い手が減っていかないように、免許の取得補助につきましては前向きな検討をぜひお願いしたいと思っております。

昨年の11月の話になりますが、和田地域において猿が民家に侵入したという情報が寄せられており、住民の生活への不安が高まっています。猿は学習能力が高く、一度人家周辺で餌を得ると、何度も訪れる傾向があると言われており、早急な対策が必要だと考えます。また、農業者の間でも、鹿やイノシシとは違い、柵やわなの効果もなく、猿が出てきたらもうおしまいだといった声を聞いたこともありました。

目撃からなるべく早い段階で山へ追いやることができればよいと考えますが、昨年の和田地域での猿の侵入事案を町はどのように認識しているのか。その際の初動対応と、その後の出没状況の把握、そして、今後の猿への対策についてお聞かせください。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 和田地区で猿が民家に侵入したということは承知してございます。また、今年度、猿の目撃情報も何件か寄せられております。

猿が定着すれば農業被害だけでなく、人にも危害を加えるおそれがあり、町としても非常に危惧しているところでございます。

現在の目撃情報は、猿が単体で目撃されており、また、目撃場所が移動していることから定着はしていないと考えております。猿が群れで定着したとなれば、その対策は、御質問にもありますとおり、非常に困難であると考えており、また、猿の駆除は県の許可が必要となっております。猿への対応については、県とも情報共有し、また対策についてもアドバイスをいただくなど検討を始めたところでございます。

いずれにしましても、できる対策としては、家の周りに餌となる食べ物を置かない、戸締りを徹底するなど、できることから対策をしていただくことかと考えているところでございます。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 以上申し上げてきましたように、鹿や猿による被害は、単なる農業被害の問題にとどまらず、住民の生活、地域の営み、安全、そして地域コミュニティの持続性にも深く関わる重大な課題となっています。被害が続けば、農業を続けられない方や、生活への不安を抱える御家庭が増え、地域の活力そのものが失われかねません。

町として、捕獲や防護柵、地域の巡回体制、狩猟の担い手の確保、通報の際の初動対応など、これまでの取組をさらに実効性のあるものへと高めていくことが求められていると感じています。同時に、自治会、猟友会、住民、行政がそれぞれの役割を補い合いながら、地域全体で鳥獣被害に立ち向かう仕組みを再構築していくことが不可欠ではないでしょうか。

これらの点を踏まえ、町としての課題認識をしっかりと把握していただき、今後も町民の持続可能な農的な暮らしが守られますよう御検討いただきたいということをお願い申し上げまして、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（原田恵召君） 以上で、5番、阿部由紀子議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（原田恵召君） 以上をもちまして、一般質問は全て終了いたしました。

会議を閉じ、散会といたします。

散 会 午前11時42分

第 4 号

(3 月 23 日)

議 事 日 程

令和 8 年 3 月 2 3 日

午前 9 時 3 0 分 開議

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 議案第 1 3 号 長和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
について
(町長提出)
- 日程第 2 議案第 1 4 号 長和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条
例について
(町長提出)
- 日程第 3 議案第 1 5 号 長和町福祉企業センター条例を廃止する条例について
(町長提出)
- 日程第 4 議案第 1 6 号 長和町福祉企業センター事務費徴収条例を廃止する条例につい
て
(町長提出)
- 日程第 5 議案第 1 7 号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負
担額等に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 6 議案第 1 8 号 長和町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条
例の制定について
(町長提出)
- 日程第 7 議案第 1 9 号 長和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 8 議案第 2 0 号 長和町資料館条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 9 議案第 4 号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例
の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 1 0 議案第 5 号 長和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の
提供に関する条例の一部を改正する条例について

- (町長提出)
- 日程第 1 1 議案第 6 号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について
 (町長提出)
- 日程第 1 2 議案第 7 号 長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
 (町長提出)
- 日程第 1 3 議案第 8 号 長和町ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例について
 (町長提出)
- 日程第 1 4 議案第 9 号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例について
 (町長提出)
- 日程第 1 5 議案第 1 0 号 長和町和田宿滞在型交流施設条例の制定について
 (町長提出)
- 日程第 1 6 議案第 1 1 号 長和町給水条例の一部を改正する条例について
 (町長提出)
- 日程第 1 7 議案第 1 2 号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例について
 (町長提出)
- 日程第 1 8 議案第 2 1 号 令和 7 年度長和町一般会計補正予算 (第 8 号) について
 (町長提出)
- 日程第 1 9 議案第 2 2 号 令和 7 年度長和町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 3 号) について
 (町長提出)
- 日程第 2 0 議案第 2 3 号 令和 7 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
 (町長提出)
- 日程第 2 1 議案第 2 4 号 令和 7 年度長和町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
 (町長提出)
- 日程第 2 2 議案第 2 5 号 令和 7 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算 (第 3 号) について
 (町長提出)
- 日程第 2 3 議案第 2 6 号 令和 7 年度長和町和田財産区特別会計補正予算 (第 2 号) について
 (町長提出)

- 日程第 2 4 議案第 2 7 号 令和 7 年度長和町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について
（町長提出）
- 日程第 2 5 議案第 2 8 号 令和 7 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第 3 号）について
（町長提出）
- 日程第 2 6 議案第 2 9 号 令和 8 年度長和町一般会計予算について
（町長提出）
- 日程第 2 7 議案第 3 0 号 令和 8 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について
（町長提出）
- 日程第 2 8 議案第 3 1 号 令和 8 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算について
（町長提出）
- 日程第 2 9 議案第 3 2 号 令和 8 年度長和町後期高齢者医療特別会計予算について
（町長提出）
- 日程第 3 0 議案第 3 3 号 令和 8 年度長和町介護保険特別会計予算について
（町長提出）
- 日程第 3 1 議案第 3 4 号 令和 8 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算について
（町長提出）
- 日程第 3 2 議案第 3 5 号 令和 8 年度長和町観光施設事業特別会計予算について
（町長提出）
- 日程第 3 3 議案第 3 6 号 令和 8 年度長和町和田財産区特別会計予算について
（町長提出）
- 日程第 3 4 議案第 3 7 号 令和 8 年度長和町上水道事業会計予算について
（町長提出）
- 日程第 3 5 議案第 3 8 号 令和 8 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算について
（町長提出）
- 日程第 3 6 議案第 3 9 号 指定管理者の指定について（長和町農林水産施設）
（町長提出）
- 日程第 3 7 議案第 4 0 号 指定管理者の指定について（長和町依田窪林業総合センター）
（町長提出）
- 日程第 3 8 議案第 4 1 号 指定管理者の指定について（長和町長門温泉やすらぎの湯）

- (町長提出)
- 日程第 3 9 議案第 4 2 号 指定管理者の指定について (長和町和田宿温泉ふれあいの湯)
 (町長提出)
- 日程第 4 0 議案第 4 3 号 指定管理者の指定について (長和町道の駅大型農畜産物直売所
 及び付帯施設 (足湯施設))
 (町長提出)
- 日程第 4 1 議案第 4 4 号 指定管理者の指定について (長和町道の駅大型農畜産物直売所
 及び付帯施設)
 (町長提出)
- 日程第 4 2 議案第 4 5 号 指定管理者の指定について (長和町資料館「羽田野」)
 (町長提出)
- 日程第 4 3 議案第 4 6 号 指定管理者の指定について (長和町高齢者生活福祉センター)
 (町長提出)
- 日程第 4 4 議案第 4 7 号 指定管理者の指定について (長和町デイサービスセンター長門)
 (町長提出)
- 日程第 4 5 議案第 4 8 号 指定管理者の指定について (長和町大門小規模ケア施設)
 (町長提出)
- 日程第 4 6 議案第 4 9 号 指定管理者の指定について (グループホーム和田)
 (町長提出)
- 日程第 4 7 議案第 5 0 号 指定管理者の指定について (長和町和田コミュニティセンター)
 (町長提出)
- 日程第 4 8 議案第 5 1 号 長和町過疎地域持続的発展計画 (令和 8 年度～令和 1 2 年度)
 について
 (町長提出)
- 日程第 4 9 議案第 5 2 号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄すること
 について
 (町長提出)
- 日程第 5 0 陳情第 1 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の
 採択を求める陳情

追 加 議 事 日 程（第 4 号の追加 1）

令和 8 年 3 月 2 3 日

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 発委第 2 号 「議案第 1 1 号 長和町給水条例の一部を改正する条例について」及び「議案第 1 2 号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例について」に対する附帯決議について

（委員会提出）

追 加 議 事 日 程 (第 4 号の追加 2)

令和 8 年 3 月 2 3 日

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 報告第 4 号 長和町新型インフルエンザ等対策行動計画について
- 日程第 2 議案第 5 3 号 長和町和田財産区管理会の委員の選任につき同意を求めること
について
(町長提出)
- 日程第 3 議員の派遣について
- 日程第 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について
- 日程第 5 総務経済常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について
- 日程第 6 社会文教常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について
- 日程第 7 広報広聴常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

追 加 議 事 日 程 (第 4 号の追加 3)

令和 8 年 3 月 2 3 日

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 意見書案第 1 号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書

(議員提出)

令和8年長和町議会3月定例会（第4号）

令和8年3月23日 午前 9時30分開議

出席議員（10名）

1番	諫山三武	議員	2番	高田	傑	議員
3番	小川法樹	議員	4番	城内	たき子	議員
5番	阿部由紀子	議員	6番	龍野	一幸	議員
7番	荻野友一	議員	8番	佐藤	恵一	議員
9番	田福光規	議員	10番	原田	恵召	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長（総務課長事務取扱）	清水英利	君
教育長	藤田仁史	君	総合政策課長	上野公一	君
住民生活課長兼会計管理者	米沢正	君	保健福祉課長	小林義明	君
産業建設課長	中原良雄	君	教育課長	笹井佳彦	君
総務課長補佐	遠藤剛	君	代表監査委員	丸山輝人	君

議会事務局出席者

事務局長	長井真樹	君	議会事務局書記	若林美穂	君
------	------	---	---------	------	---

◎開議の宣告

○議長（原田恵召君） おはようございます。

令和8年3月長和町議会第1回定例会を再開いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第13号 長和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例について

（町長提出）

◎日程第2 議案第14号 長和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例について

（町長提出）

◎日程第3 議案第15号 長和町福祉企業センター条例を廃止する条例について

（町長提出）

◎日程第4 議案第16号 長和町福祉企業センター事務費徴収条例を廃止する条例に
ついて

（町長提出）

◎日程第5 議案第17号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用
者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第6 議案第18号 長和町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定め
る条例の制定について

（町長提出）

◎日程第7 議案第19号 長和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第8 議案第20号 長和町資料館条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

○議長（原田恵召君） 日程第1 議案第13号 長和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部
を改正する条例についてから、日程第8 議案第20号 長和町資料館条例の一部を改正する条例
についてまでを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

阿部社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（阿部由紀子君） 社会文教常任委員会では3月10日に委員会を開催し、今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査を行いました。

議長の指示に従い、順次結果を御報告いたします。

なお、報告書には出されました質疑応答の全てを記載しておりますが、割愛させていただく部分もございますのでよろしくお願いいたします。

議案第13号 長和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号 長和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号 長和町福祉企業センター条例を廃止する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号 長和町福祉企業センター事務費徴収条例を廃止する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号 長和町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号 長和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号 長和町資料館条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。
担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（原田恵召君） 委員長報告が終わりました。

議案第13号 長和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第13号は可決されました。

次に、議案第14号 長和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第14号は可決されました。

次に、議案第15号 長和町福祉企業センター条例を廃止する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第15号は可決されました。

次に、議案第16号 長和町福祉企業センター事務費徴収条例を廃止する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 挙手全員。よって、議案第16号は可決されました。

次に、議案第17号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第17号は可決されました。

次に、議案第18号 長和町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第18号は可決されました。

次に、議案第19号 長和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第19号は可決されました。

次に、議案第20号 長和町資料館条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第20号は可決されました。

◎日程第 9 議案第 4号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第10 議案第 5号 長和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第11 議案第 6号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第12 議案第 7号 長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第13 議案第 8号 長和町ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第14 議案第 9号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第15 議案第10号 長和町和田宿滞在型交流施設条例の制定について

(町長提出)

◎日程第16 議案第11号 長和町給水条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第17 議案第12号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

○議長（原田恵召君） 次に、日程第9 議案第4号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第17 議案第12号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例についてまで一括して議題といたします。

本案に対する委員長報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君） それでは、総務経済常任委員会は3月9日に委員会を開催し、今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査をいたしました。

議長の指示に従い、順次結果を報告いたします。

議案第4号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第5号 長和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第6号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第7号 長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第8号 長和町ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例について。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

した。

議案第9号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例について。

担当係の説明後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。なお、質疑応答の内容は以下のとおりです。

別表3（第8条関係）ドッグランの予定だが、予定地の土地所有者等に話し合いはしたのかとの委員の質問に対しまして、現在、予定地につきましては、株式会社マウント長和と選定中でありますので、設置予定地が決定したところで、説明等をしたと考えておりますとの回答でした。

委員より、ドッグラン施設に当たり、柵等の設置する必要があると思うが、その設置費用はどのように考えているのかとの質問に対しまして、経費節減のため、冬期間の防護ネット等として使用しているものを転用したいと考えておりますとの回答でした。

議案第10号 長和町和田宿滞在型交流施設条例の制定について。

担当係の説明後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。なお、質疑の内容は以下のとおりです。

条例1条について、交流施設条例1条の（設置）の中に、町民への福祉増進に関わる内容が含まれているとのことだが、改めて町の見解を確認したいとの委員の質問に対しまして、条文内の、地域の活性化及び観光振興に寄与することを目的として、の中に、福祉の増進につきましても含まれているとの解釈としております。福祉の増進も含めた様々な取組を実施いただけるよう、仕様書にも盛り込む予定ですとの回答でした。

議案第11号 長和町給水条例の一部を改正する条例について。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例について。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（原田恵召君） 続きを。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君） 大変失礼いたしました。

議案第11号 長和町給水条例の一部を改正する条例について及び議案第12号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例について。

①水道料金及び下水道料金の25%値上げとなり、大幅な改定となるため、町民が理解するには、きちんとした説明会と資料が必要である。この説明会を早急かつ丁寧に開催すること。

②また、生活困窮者に減免措置等のできる限りの対策を取ることを附帯決議として提案することを決定いたしました。

これで以上です。

○議長（原田恵召君） 委員長報告が終わりました。

議案第4号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第4号は可決されました。

次に、議案第5号 長和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第5号は可決されました。

次に、議案第6号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第6号は可決されました。

次に、議案第7号 長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第7号は可決されました。

次に、議案第8号 長和町ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第8号は可決されました。

次に、議案第9号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第9号は可決されました。

次に、議案第10号 長和町和田宿滞在型交流施設条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結いたします。

○9番(田福光規君) 議長、動議をお願いします。

○議長(原田恵召君) 田福議員。

○9番（田福光規君） 議案第10号 長和町和田宿滞在型交流施設条例の制定についてに対する修正案を提出いたします。

○議長（原田恵召君） ここで暫時休憩いたします。そのままでお待ちください。

休 憩 午前 9時50分

再 開 午前 9時52分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま、田福議員より、議案第10号 長和町和田宿滞在型交流施設条例の制定についてに対する修正案が動議として提出されました。地方自治法第115条第3項の規定により、動議を認めます。

配付しました修正案について、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

田福議員。

○9番（田福光規君） 長和町和田宿滞在型交流施設条例の修正の内容と理由について申し上げます。

修正箇所は、第1に、題名を次のように改めるであります。歴史的な建造物である長和町和田宿滞在型交流施設、「羽田野」条例に修正します。

第2に、「第1条中第244条の2の規定により」の次に、「歴史的な建造物である羽田野の保全、維持管理を行うこと及び」を加え、「滞在型交流施設」の次に「羽田野」を加えることとあります。

第3に、第17条第1号中「利用の許可」の次に「及び利用」を加え、同条第2号中「指定施設の管理」を「指定施設の保全、維持管理」に改めるものであります。

修正理由を申し上げます。

長和町和田宿滞在型交流施設条例案では、指定管理施設としての認定するための前提条件となる、公の施設としての指定目的・要件が不十分であると考えます。公の施設とは、2019年6月議会の私の一般質問への町からの答弁にありますように、5つの要件が示されています。要約いたしますと、町が設置した施設で、長和町の住民が利用し、町民の福祉を増進するものとなります。今まで羽田野は町の資料館に指定されており、長和町・長和町民にとって貴重な歴史的建造物であることが、指定管理施設の根拠とされてきました。今議会において、先ほど、羽田野は町の資料館ではなくなったわけですが、指定管理施設に指定する以上は公の施設の要件を満たすためには、条例の中に羽田野が貴重な歴史的建造物であることを加えることが必要であると考えます。

第1、第2の修正の理由は、羽田野は長和町・長和町民にとって大切な歴史的建造物であって、その保全管理が町民の福祉の増進に関わっていることを示すためであります。

第3の修正箇所の第17条第1号の修正理由は、今条例案は指定事業者が業務を指定施設羽田野の利用の許可にとどまらず、滞在型交流施設として宿泊費を徴収すること、その金額も定めており、

宿泊事業を指定事業としているため、業務の範囲を広げて利用に関する業務を加えることが適切であると考えます。また、第17条2号の修正理由は、第1条でその目的を歴史的な建造物である羽田野の保全・維持管理を行うことを加えるため、業務の範囲を管理及び運営だけでなく、保全・維持管理及び運営とすることが適切だと考えるものであります。

以上が修正内容と修正理由でございます。議員各位におかれましては、修正案の趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（原田恵召君） これより本修正案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論は3通りあります。

まず、最初に、修正案に反対議員、原案に賛成議員の発言を許します。討論はございますか。

佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 原案に賛成の討論を行います。

先ほど、私報告しましたとおり、条例1条につきまして、やはり仕様書の中にしっかりと福祉の増進についても含まれるということに係のほうから説明を受けております。

原案のとおり原案に賛成いたしまして、係のほうで福祉の増進について様々な場合も含めて仕様書に盛り込むことを条件として賛成といたします。

○議長（原田恵召君） 他にございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 次に、原案及び修正案ともに反対議員の発言を許します。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 次に、修正案に賛成議員、原案に反対議員の発言を許します。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより、修正案について採決を行います。ただいま提出されました修正案に賛成議員の挙手を求めます。

すみません。もう一回言いますよ。修正案に賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（原田恵召君） いいです。賛成多数。よって、議案第10号 長和町和田宿滞在型交流施設条例の制定についての修正案は可決されました。

次に、原案についてじゃないな。

暫時休憩とします。

休 憩 午前 9 時 5 9 分

再 開 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、議案第 1 1 号 長和町給水条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終わります。

田福議員。

○9 番（田福光規君） 長和町給水条例の一部を改正する条例の制定についての修正案を提出いたします。

○議長（原田恵召君） ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。

休 憩 午前 1 0 時 0 0 分

再 開 午前 1 0 時 0 2 分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま、田福議員より議案第 1 1 号 長和町給水条例の一部を改正する条例についてに対する修正案が動議として提出されました。地方自治法第 1 1 5 条第 3 項の規定により動議を認めます。

配付しました修正案について、これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

田福議員。

○9 番（田福光規君） 議案第 1 1 号 長和町給水条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する提案をいたします。

お示しの条例案の部分、下線部分、2 箇所を金額 2 0 0 円を 1 8 0 円に修正。2, 4 7 0 円を 2, 3 5 0 円に修正するものであります。

修正理由を申し上げます。

当町の水道事業は、人口減少に伴う料金収入の減少などに直面する一方、老朽化した施設の更新や耐震化に向けた財政負担が課題となっています。水道事業の困難さは当町に限らず全国の多くの自治体にとって大きな課題となっています。町はこの課題解決のために、令和 6 年にアセットマネジメントを策定し、中期長期的な視点に立ち、効率的な管理運営に取り組んでいます。また、健全な財政基盤を維持していくために料金改定を予定し、今議会に水道料金の 2 5 % 引上げ条例を提案しています。私はこの水道料金の値上げについて、合併以降、これまで大規模な値上げをせず運営してきたこと、そして水道事業財政の厳しさの中で、町民の皆さんには大変申し訳ありませんが一定度の引上げはやむを得ないと思っています。しかしながら、町で調べていただいた当町の御家庭

の上下水道料金の平均は月5,063円で25%上げると6,329円、月1,266円の上げで年間で1万5,192円もの上げになってしまいます。この30年は失われた30年と呼ばれ、賃金も年金も上がらず、国民は苦しい生活を余儀なくされてきました。それに加えて、昨今の異常な物価高騰であります。ほとんどの町民の皆さんは諸物価高騰の最中に一気に25%の上げに驚き、反対しておられます。この修正提案は一定度の値上げはやむを得ないが一気に25%上げではなく、少しでも町民の皆さんの負担を抑えるために20%の上げに抑えたものであります。

議会は、町長から提案された議案に対しその可否についての判断をするだけでなく、議員にも条例制定や改廃等についての提案権がございます。議会の政策形成機能の充実が重要になっており、議案の提案修正などによる議会意思の表明など、政策決定における大きな権限を有しています。議会は住民の代表であり、住民に一番身近な存在である議員が地域の状況と町の施策を確認・調査して議会で議論するとともに、町長に提言することにより、一層行政サービスの向上を図ることができると思います。

私は、今回の水道料金の値上げ提案に対して、大筋での値上げに賛同しつつも、町民の皆さんの声、生活状況を勘案し、町民の立場に立つ議会の役割と権限を示して修正動議提案を提出いたしました。

議員皆様の賛同をいただきますよう、お願いを申し上げます。

以上です。

○議長（原田恵召君） これより、本修正案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） ただいま修正案いただきました質問、値上げ、値下げですかね、この値段なんですけど、税込みでしょうか、税抜きでしょうか、御質問します。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 町の提案に対する数字の変更でございますので、町のほうの数字がどういう数字だったのかいうので、回答してもらえばいいと思いますけれども。

○議長（原田恵召君） 他にございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論3通りありますので、まず、最初に修正案に反対議員、原案に賛成の議員の発言を許します。討論ございますか。

荻野議員。

○7番（荻野友一君） 修正案に反対の討論をしたいと思います。

水道料金につきましては、昨年度、5回にわたりまして町民の代表に集まってお聞きいただきまして審議会が開催されました。その中で、審議会の中でも25%値上げは大変大きいので、もう少し抑え

られないか、そういう意見がたくさん出されました。審議会の中でいろいろな意見を出し合う中で、町から丁寧な説明を受け、昨年度、5回の委員会の後、答申書が決められ提出されました。その要望事項を発表したいと思います。

まず、第1に、昨今の社会経済情勢は不安定であり、今回の料金改定を行ってもなお、次回、料金算定期間には厳しい財政状況となることが予想される。そのため、次回料金算定期間においても、経済情勢の変化等を加味した財政収支見通しに基づく料金改定、さらには料金体系の見直しも含めた公平性を欠くことのないよう、検討・審議を継続されたい。

第2に、可能な限り投資を先送りし、料金値上げへの影響を先延ばしにすることも必要ではあるが、その結果、老朽化、耐震化対策が遅れぬよう更新投資の推進に努められたい。

第3に、料金改定の必要性等や実施の内容等については、積極的な情報公開により、利用者への十分な周知に努められたい。

このような答申書がまとめられました。私はこの審議会の答申書を尊重し、今回の動議には反対したいと思います。

以上です。

○議長（原田恵召君） 次に、修正案に賛成議員、原案に反対の議員の発言を許します。発言ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 次に、原案及び修正案ともに反対議員の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより修正案について採決を行います。ただいま提出されました修正案に賛成議員の挙手を求めます。

（挙 手 少 数）

○議長（原田恵召君） 挙手少数。よって、議案第11号 長和町給水条例の一部を改正する条例についての修正案は否決されました。

次に、原案についての討論を行います。

まず、原案に反対議員の発言を許します。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 次に、原案に賛成議員の発言を許します。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

原案について採決を行います。議案第11号 長和町給水条例の一部を改正する条例について、賛成議員の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○議長（原田恵召君） 賛成多数。よって、議案第11号 長和町給水条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第12号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑なし。

質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

暫時休憩とします。

休 憩 午前10時12分

再 開 午前10時12分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

これより、議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○議長（原田恵召君） 賛成多数。よって、議案第12号は可決されました。

ここで、暫時休憩とします。しばらくお待ちください。

休 憩 午前10時13分

再 開 午前10時15分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ここでお諮りします。

お手元に配付のとおり、総務経済常任委員会委員長から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した案件は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し本日審議いたします。

◎日程第1 発委第2号 「議案第11号 長和町給水条例の一部を改正する条例」及び「議案第12号 長和町公共下水道条例の一部を改正す

る条例について」に対する附帯決議案について

(委員会提出)

○議長（原田恵召君） 追加1の日程第1 発委第2号 「議案第11号 長和町給水条例の一部を改正する条例」及び「議案第12号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議案を議題といたします。

ただいま上程しました発委第2号議案について、提出者より趣旨説明を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君） それでは、ただいま附帯決議案を上程いたしましたので、趣旨説明を行います。

今議会に提案されている水道料金及び下水道料金の25%値上げについて、大幅な値上げのため大変苦慮しています。原因の1つに上下水道は8年間、下水道は合併して20年間値上げしてこなかったこそ、その反動であり、今までが安かったことの結果として25%の値上げにつながっている。さらに、上下水道の運営に関する討議を定期的で開催してこなかったことが、議員及び住民に値上げの必要がないとの誤解を生む原因であった。町民からは、議会は行政の改正案に反対もしないのかなど、批判すら声が上がっています。しかし、昨年5回にわたり開催された長和町上下水道事業運営審議会による慎重な検討の後、提出された答申案を尊重し、誠に断腸の思いではあるが、今、上下水道とも選択肢は値上げしかないギリギリのところまで来ており、賛成せざるを得ない状況です。ここに至るまで、我々議員は2度の勉強会を開催してようやく納得したところであり、町民が理解するにはきちんと説明会と資料が必要である。この説明会を早急かつ丁寧に開催することを申し入れます。さらに、今回の値上げは5年間にわたる料金であり、その後については不透明感を否めない。将来に対し安定的な上下水道の運営に関する計画の説明会を開催することを強く要望いたします。また、生活困窮者にとってライフラインの上下水道値上げは死活問題であり、町は減免措置等のできる限りの対策を取ることを申し入れます。

以上が趣旨説明でございます。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し討論を行います。

最初に、反対から。反対ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（原田恵召君） 賛成討論ございますか。

荻野議員。

○7番（荻野友一君） 附帯決議案につきましての賛成討論をしたいと思っております。

水道料金につきましては、本当に町民の皆様の多大な関心を集めているところでございますが、先ほど申しましたとおり、審議会で慎重に審議を重ねてまいりました。

現状といたしまして、水道の運営のために一般会計から多額の金額が入っております。これは公平性という部分で、そういうことでも公平性を欠く一因になっているのではないかと思います。大変苦慮をしておるところではございますが、今回の付帯決議案をつけまして、町の案に賛成をしたいと思っております。

以上です。

○議長（原田恵召君） 他に討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより、附帯決議案について採決を行います。ただいま提出されました附帯決議案について、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、発委第2号 「議案第11号 長和町給水条例の一部を改正する条例について」及び「議案第12号 長和町公共下水道条例の一部を改正する条例について」に対する附帯決議案は、原案のとおり可決されました。

ここで、10時30分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時30分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎日程第18 議案第21号 令和7年度長和町一般会計補正予算（第8号）について
（町長提出）

○議長（原田恵召君） 次に、日程第18 議案第21号 令和7年度長和町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

本案に対する委員長報告を求めます。

まず、総務経済常任委員会に付託された議会事務局、総務課、総合政策課、ふるさと納税特別任務室及び産業建設課の所管する補正予算について委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君） それでは、令和7年度長和町一般会計補正予算（第8号）につきまして、担当課の説明後、質疑、討論を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

総務課総務係、庶務事務経費について、県派遣職員に関わる費用について、家賃、光熱水費などをどこまで費用を出資しているのかという質問に対しまして、基本的に町から派遣されている職員につきましては、県との交流の重要性を鑑み、交通費も含めまして全額補助をしておりますとの回

答でした。

総務課危機管理係、消防団員退職報奨金について、委員より消防団員退職報奨金の減額補正について、当初の予算編成の段階で退職者数について把握できなかったのかとの質問に対しまして、長和町消防団の退職制度は、定年制ではなく定数制となっているため、当初の段階では退職者数を見込み予算編成することができませんとの回答でした。

消防団員退職報奨金について、出初式の際、何年も活動に出てきていない、いわゆる幽霊団員に表彰を行い、退職金も支払うことになっていると思うが、幽霊団員に支払うのはどうなのかという委員の質問に対しまして、表彰についてですが、毎年、出初式前に幹部会と呼ばれる会議を行い、各分団から対象者を選出推薦してもらい事務局で手続を行っております。いわゆる幽霊団員への退職金の支払いについてですが、こちらについては退職金支払いの対象であっても、分団長等の話し合い、活動実績がなければ対象者に対して「活動実績に沿わないため退職金は受け取りません」といった念書等を書いていただいておりますので、退職金は支払っておりませんとの回答でした。

次に、情報課情報管理係、ケーブルテレビの施設運営について、受信点無停電化工事に必要な機械の販売終了について、新しい設備は次年度の繰り越しになるのかとの委員の質問に対しまして、来年度以降、代替品を購入する予定ですとの回答でした。

総務政策課企画政策係、委員より、地方創生事業（アートによる長和町活性化事業）について、アートによる長和町活性化事業について令和7年度はどのような事業を行って、減額となったのかとの質問に対しまして、東京女子美術大学とのアートによる長和町活性化事業については、令和7年度はノベルティ制作を行っております。減額の理由ですが、当初見込んでいた人数・来町者数を実績見込みが下回るため、当初、学生5人が2回、コーディネーターが1回1名、4回を予定していましたが、学生が2回、コーディネーター1名が2回の来町となる見込みであることから減額となります。

総合政策課財政管財係、委員より、基金積立金について、厳しい財政について説明を受けているが、議会としても現状を共有したいので財政推計の提出をお願いしたい。提出はいつごろ確定の予定かとの質問に対しまして、現在、作成中であり、最後の見直しをかけているところで、新年度早々に御提示いたしますとの回答でした。

総合政策課移住定住係、空家対策総合支援事業について、委員より、建物解体費はどのくらいかかったのかの質問に対しまして、和田久保地区略式代執行建物解体費につきましては、約220万4,000円かかりましたとの回答でした。空家対策総合支援事業について、これからこういった略式代執行パターンが増えていくと思うし、町が負担する分も出てくると思う。最終的に町の所有になって町が売ることになる、これから裁判という話だが、どのくらいの年数がかかるのかとの委員の質問に対しまして、現在、家庭裁判所のほうへ清算人選任の申立てを行い、清算人選任が完了したところです。今後、令和8年度にかけて清算人が土地の売却を行いますので、令和8年度中には土地の売却は終わり、生産が完了する見込みですとの回答でした。

次に、産業課農政係、委員より、東京農業大学山村再生プロジェクトについて質問です。東京農業大学山村再生プロジェクトについて、学生が主体となって取り組むということは、事業は縮小傾向となるのかとの質問に対しまして、今まで年7回、20名で東京農大学生が来町していましたが、今年度からは東京での活動している班の単位を基準に、学生が計画したスケジュールに合わせて年1回来町する方式になりました。また、活動に当たっては、観光協会や町の農業者が協力者として関わっており、連携しながら引き続き取組を行っていきますので、人の動きの部分が大きく変わっています。また、予算については、これまで大学の教職員が金銭管理を行っていましたが、学生が全て行う方式に変わったという認識ですとの回答でした。

地方創生（信州小県ご当地蕎麦イベント事業）について、御当地蕎麦イベントについて、事業自体を行わないということは、予算全額が皆減となるということなのか、また、今後の見通しについてはどうなのかと委員より質問がありました。イベントは行いませんが、青木村と協同し、事業費を振替えさせていただき、SBCラジオ番組で合併20周年とダッタンそばについて、併せてPRを行いました。

来年度については、新年度予算審議の中で御説明いたしますが、大きなイベント等は難しい状況から、広告費を計上させていただいておりますので、青木村と協議しながら取組を検討してまいりたいと考えておりますとの回答でした。

次に、産業建設課商工観光係、やすらぎの湯源泉管理についてです。委員より、やすらぎの湯源泉ポンプの入れ替え工事について、毎年ポンプの入替工事を実施しているが、今回はどのようなことで増額となったのか、との質問に対しまして、例年の工事では取り出したポンプのオーバーホールを行い、再度、地中に設置する工事を実施していますが、今回はポンプを引き上げ、オーバーホールを実施した際、ポンプ内のモーター腐食が激しく、修繕ではなく新品との取替えが必要となったため、当初の金額より増額となりました。故障や事故が起こらぬよう、早めの段階で部品交換等を実施するよう業者に依頼してまいりますとの回答でした。

以上で、議案第21号の質疑応答の内容を報告を終わります。

○議長（原田恵召君） 次に、社会文教常任委員会に付託された住民生活課、保健福祉課及び教育課の所管する補正予算について、委員長の報告を求めます。

阿部社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（阿部由紀子君） 議案第21号 令和7年度長和町一般会計補正予算（第8号）について、住民生活課、保健福祉課、教育課が所管する総務費、民生費、衛生費、農林水産費、教育費及び関係歳入について、審査を行った結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答は以下のとおりです。

住民生活課会計係です。会計管理費の口座振込手数料について、50万円の減額は振込件数が減ったということだが極端すぎないか。令和8年度予算でも結構落としているが、今後こういった数

字で推移するののかに対し、振込件数については特別給付金等がなければ変更がなく、ほぼ同じくらいの数で推移していますとの答弁でした。

1つ飛ばします。住民生活課窓口保険係です。委員より、当初予算218万6,000円、今回、415万8,000円の増額補正で、合計634万4,000円の国からの補助ということかとの質問に対し、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の中には、窓口保険係の所管する分だけではなく、他の係の分も含まれています。今回、窓口保険係の分につきましては、415万8,000円で、内訳として今回補正で計上しました旧氏の改修分が347万6,000円、当初予算で計上していた戸籍フリガナの職権記載機能の改修が68万2,000円となりますとの回答でした。

年度末の補正だが、いつから実用が始まるのかとの問いに対し、令和8年5月26日から施行となりますとの回答でした。

次に、住民生活課環境温暖化対策係からです。過去に住宅・建築物耐震改修した件数は何件かとの問いに対し、令和4年度に1件実施しており、現状ではその1件のみとなっておりますとの回答でした。

耐震診断を実施して、その診断結果に基づいて実施する事業と認識しているが、改修に関わる費用が高額であり、金銭的な問題で実施しないケースがあると考え。せっかくの補助事業であるため、活用されることが望ましいが、金銭面でのハードルが高いため、補助金の運用について、県への進言等を行い、使いやすい補助事業にしていく必要があるのではないかと問いに対し、本補助事業は、最大で115万円の改修費用を補助するというものになっておりますが、改修に関わる費用に対して補助額が小額であり、断念するケースも多くあります。

県では、令和6年1月1日に発生した能登半島地震を受け、この115万円の補助とは別に、50万円上乗せする補助を実施しています。また、工事そのものについても、県では低コスト工法を推奨しており、精密な診断をもとに、天井や壁、床などを壊さずに建物の強度を確保する工事することで、より安価な改修とし、金銭面の負担を減らす取組を行っていますとの回答でした。

委員より、ごみ収集運搬業務委託料の減額について、先ほどの説明では4業者の入札差金との説明だったが、今年度の委託料はどの段階で決まっていたのか。また、この3月のタイミングで減額補正する理由は何かと問いに対し、昨年度までは町内の4業者と覚書を交わして、収集運搬業務を委託しておりました。今年度からは、単年度の指名競争入札とすることとなり、今年度分の入札は昨年3月に実施しております。その際に、町の設計額と入札額とで差額が発生し、10業務で322万4,000円の減額となりました。様々な要因により、委託料が年度途中で変更となる可能性もあるため、年度末のタイミングで補正を行いましたとの回答でした。

次の質問は飛ばします。

令和8年度の予算は、設計額と実績額のどちらの数字を取ったのかとの問いに対し、人件費や修繕費用も伸びており、市場の価格に沿った設計額としておりますとの回答でした。

予算に対して入札が間に合っていないため、令和8年度も途中で補正を行う必要があるというこ

とかとの問いに対し、入札によって差金が発生すれば補正する必要がありますとの回答でした。

汚泥再生処理施設運営経費も、先ほど入札差金による減額という説明をいただいた。今年度は、P F A Sに関する調査を何度も実施しているが、その金額も含めて今回の減額補正となっているのかとの問いに対し、P F A Sに関する検査も総額に含まれている中で、この減額となっていますとの回答でした。P F A Sの検査には幾らかかっているか。また、大きな金額の減額補正となった原因は何かとの問いに対し、P F A Sの検査は、1検体あたり6万3,800円となっています。今回の委託料の減額につきましては、令和7年度当初予算策定時の見積額に対して、実際に4月1日からの委託業務に際して入札した金額に差があり、その入札差金が今回の減額補正額の9割強を占めていますとの回答でした。

次の質問は飛ばします。2つ飛ばします。

花と緑のまちづくり費の景観整備委託料について、当初では25万9,000円を計上していて、今回、10万8,000円を減額している。来年度の当初についても同額の25万9,000円を計上している。委託の内容は何かとの問いに対し、特定外来種のオオキンケイギクの除去作業を樫ノ木福祉会に委託しておりました。樫ノ木福祉会では国道等のごみ拾いなどを行い、県と町と業者の3社とのアダプト協定を締結しており、ごみ拾いの請求にオオキンケイギクの除去作業の請求も含まれていて、今回は産業建設課にて一括で支払ったため不要となり、減額しております。来年度の予算も今年度と同様の形状としておりますとの回答でした。

次に、住民生活課税務係です。航空写真共同撮影負担金について、大幅に減額補正となっているが、前回の令和4年度と同程度の負担金で収まったという解釈でよいかとの問いに対し、おっしゃるとおり前回と同程度の負担金となりましたとの回答でした。航空写真は複数の課で活用されるのか、今回撮影した航空写真は活用されているかとの問いに対し、今回撮影した航空写真を活用するシステムにおいて、今後、地番図の更新作業があり、そこで撮影された航空写真のデータも取り込まれる予定となっておりますので、現時点ではまだ活用されておりませんとの回答でした。

今後の航空写真の撮影はどのような予定となっているかとの問いに対して、共同撮影につきましては、上田市より3年に1度案内がありますが、その時点で現況や財政状況等により実施の可否を判断していく予定となっておりますとの回答でした。

次に、保健福祉課介護高齢者支援係です。指定管理施設の調査委託料とは何かとの問いに対し、和田にあります高齢者生活福祉センター等の施設修繕計画を立てるために当初予算に計上し、建築設計事務所に施設を確認いただきましたが、詳細な修繕計画書の提出が不要であれば無償対応でよいとのことで、減額補正といたしました。

次に、緊急通報の契約件数は年々減っていると思われるが、実情はどうかとの問いに対し、令和8年1月現在の契約件数は24件で、当初予算では30件を見込んでおりました。高齢者の家庭訪問等で必要な方には設置を進めておりますが、携帯電話や配食サービスの見守り等の普及、介護サービスの利用、施設入所による撤去などにより、契約件数が減少していると思われまますとの回答

でした。配食サービスの契約数も減っているが、単価が下がるのはどういうことかとの問いに対し、契約時の見積の際に予算見込単価より低い単価で契約となっている状況でありますとの答えでした。見守りネットワークとはどのようなものか。また、委託業者はどこかとの問いに対し、認知症の方や知的障がい者で行方不明になる可能性のある方を事前に登録していただき、行方不明になった際、支援者に情報を一斉配信し早期発見・早期対応をするシステムで、松本市にあるホームネット安心という会社に委託しておりますとの回答でした。

補聴器購入費補助事業の実績状況はどうかとの問いに対し、当初、20人分を予算計上しておりましたが、実績見込は11人となっています。周知は、広報や町のホームページ、高齢者に関する支援をまとめた介護高齢者支援係のしおりに掲載し行っておりますとの回答でした。

次に、保健福祉課子育て支援係保育園係になります。広域保育委託料について、当初予算では72万円だったが、48万円に減額となった理由は何かとの問いに対し、里帰り等により、1人当たり3か月を2名分、延べ6か月の当初予算を計上しました。現在までの利用はありませんが、2月・3月分の予算を残し減額いたしましたとの回答でした。

次は割愛いたします。

次に、教育課文化財係になります。LED照明の故障は当初予算とは全然関係なく、イレギュラーで発生したという解釈でよいかとの問いに対し、普通の電球の交換ではなくて、展示用専用のものになりますとの回答でした。当初予算の32万円の修繕費は別に修繕されたということかとの問いに対し、当初予算で計上しているものについては執行しておりますとの回答でした。キャッシュレス決済について、1件当たりの手数料はどのくらいですかとの問いに対し、決済の会社によってその手数料の率は異なります。大体3%から5%あたりでございますとの回答でした。

以上で報告を終わります。

○議長（原田恵召君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終わります。

討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより、議案第21号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第21号は可決されました。

◎日程第19 議案第22号 令和7年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補

正予算（第3号）について

（町長提出）

◎日程第20 議案第23号 令和7年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）について

（町長提出）

◎日程第21 議案第24号 令和7年度長和町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

（町長提出）

○議長（原田恵召君） 次に、日程第19 議案第22号 令和7年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についてから、日程第21 議案第24号 令和7年度長和町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまでを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

阿部社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（阿部由紀子君） 議案第22号 令和7年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。議案第23号 令和7年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号 令和7年度長和町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（原田恵召君） 委員長報告が終わりました。議案第22号 令和7年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより、議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第22号は可決されました。

次に、議案第23号 令和7年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第23号は可決されました。

次に、議案第24号 令和7年度長和町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより、議案第24号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第24号は可決されました。

◎日程第22 議案第25号 令和7年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第3号）について

（町長提出）

◎日程第23 議案第26号 令和7年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第2号）について

（町長提出）

◎日程第24 議案第27号 令和7年度長和町上水道事業会計補正予算（第3号）について

（町長提出）

◎日程第25 議案第28号 令和7年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第3号）について

(町長提出)

○議長（原田恵召君） 次に、日程第22 議案第25号 令和7年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第3号）についてから、日程第25 議案第28号 令和7年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第3号）についてまでを一括して議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君） 議案第25号 令和7年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第3号）について、担当課の説明後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号 令和7年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第2号）について、担当課の説明後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号 令和7年度長和町上水道事業会計補正予算（第3号）について、担当課の説明後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、美し松別荘地の工事はいつからの予定なのかとの質問に対しまして、令和8年度、令和9年度で滝ノ沢の工事を予定していますので、その後になる予定ですとの回答でした。

議案第28号 令和7年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第3号）について、担当課の説明後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（原田恵召君） 委員長報告が終わりました。議案第25号 令和7年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第3号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより、議案第25号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第25号は可決されました。

次に、議案第26号 令和7年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第2号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより、議案第26号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第26号は可決されました。

次に、議案第27号 令和7年度長和町上水道事業会計補正予算(第3号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより、議案第27号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第27号は可決されました。

次に、議案第28号 令和7年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算(第3号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより、議案第28号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第28号は可決されました。

◎日程第26 議案第29号 令和8年度長和町一般会計予算について

(町長提出)

○議長(原田恵召君) 次に、日程第26 議案第29号 令和8年度長和町一般会計予算についてを議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

田福予算特別委員長。

○予算特別委員長(田福光規君) 予算特別委員会では、3月11日、12日の2日間に渡り委員

会を開催し、議案第29号 令和8年度長和町一般会計予算についての審査を行いました。

以下にその審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。一部割愛しながら報告させていただきます。

議会事務局です。インターネットの配信についていつ頃から行われるのかとの問いに対して、動画配信は一般質問のみを行います。令和7年度予算でパソコンと動画を編集するソフトを購入する予定で、業者には発注済みで納品を待つ状態ですとの答弁でした。編集費用は必要ないのかとの問いに対して、編集は情報館から動画をいただき、それを編集ソフトで議員ごとに分割する作業がありますが、費用はかかりませんとの答弁でした。

次に、総務課総務係、支所係です。マイクロバス運行管理委託料について、毎年50万円ずつほど増えており、依頼が少ないと矛盾するがとの問いに対して、委託料は回数ではなく、年間での運行委託となり年額の解釈となります。また、増額については、物価高騰による人件費増が主な要因となりますとの答弁でした。公共交通ICカード導入で、使用率はどの程度を見込んでいるのかとの問いに対して、使用率は、現在お持ちのSuicaなどを含めて、2から3割程度を初年度の目標に考えていますとの答弁でした。

以下を割愛します。

公共交通ICカードについて、子育て応援パスポートなどをどのようにすれば割引適用になるのかとの問いに対して、通常料金、割引料金の運用は長野県共通カードのため、長和町独自の割引料金設定が不可能であり、その都度、証明書などの提示が必要になりますとの答弁でした。

次の質問を飛ばします。次のページにいきます。

危機管理係です。新設する防犯カメラの設置場所はどこかとの問いに対して、子育て支援センター付近で周辺で検討しておりますとの答弁でした。防犯カメラを設置する看板を設置し、犯罪防止を行っているかとの問いに対して、防犯カメラ周辺に防犯カメラ録画中といったステッカーを掲示しておりますとの答弁でした。

次を割愛します。

防犯カメラは何台設置されているか、また、中山道を歩く人が増えており、カメラ設置を要望しますとの答弁に対して、子どもの見守り目的として、小中学校周辺に町管理のカメラを6台設置、ダイドードリンコ株式会社との協定により、長門小、和田小に各1台が設置されておりますとの答弁でした。以前から、1分団詰所の移転を要望していたが、令和8年度予算に詰所移転の費用が組み込まれていない、今後の計画をお伺いしたいとの問いに対して、第1分団詰所移転は長和町長期総合計画作成に伴うヒアリングの際、令和8年度に行いたい旨の申し立てをいたしました。町全体の事業との兼ね合いもあり、先送りする形となりました。1分団詰所は河川沿いに面し、老朽化も進行しており、分団からの要望も多く上がっています。今後、担当係として建設場所の選定や予

算化に向けて分団とともに検討を重ねていきたいと思っておりますとの答弁でした。

次、情報管理係です。町のDX増進計画にAIを活用した議事録作成ツールの導入を検討するとあるが、職員が利用するものかとの問いに対して、AI議事録ツールについては職員が利用するツールとなります。DX推進部会でも導入に向けた検討を進め、来年度予算で導入を予定しています。文字起こし以外にも様々な機能が使えるAIツールを導入を予定していますとの答弁でした。

次のページに移ります。

総合政策課企画政策係です。地域おこし協力隊について、令和8年度は1名採用の予定とのことだが、定住率が6割ある中、10名採用しても6名定住していただいたほうが効率がよいと考えるがいかがとの問いに対して、今年度、地域おこし協力隊の募集伴走支援として、中間支援組織であるローカルイノベーションイニシアチブに加わっていただく中で、実際にミッションの精査・支援も行っていたと考えております。隊員の増加に当初予算では1名ですが、年度途中でミッション等増えてきた場合には補正予算等をお願いする場合もございますとの答弁でした。地域おこし協力隊募集・受入及び活躍支援業務委託料は国の交付金等で補助されるのかとの問いに対して、特別交付税が措置されますとの答弁でした。

次に、財政管財係です。3つ飛ばしまして、スポーツコミッションが資金計画をしないと中学校の跡地利用は進まないのかとの問いに対して、スポーツコミッションの計画の中で地方創生の補助金を活用するなどの計画が上がっていたと思います。今は検討段階で方向性が見えてきたら再度協議になると思いますとの答弁でした。公共施設等総合管理計画について、前回の改定ではほとんどの施設が延命となっていたが、今回の改定ではどのような改定を行うのかとの問いに対して、公共施設総合管理計画は平成29年に作成され、令和4年度に1回目の改定を行い、今回は令和9年の改定を目指しています。計画期間が平成28年から令和27年までの30年間を推定期間としています。延命が多いという話ですが、今年度個別施設計画を立てた中でも、除却費用を財政的にもなかなか捻出できない状況です。計画策定にあつては各担当者のヒアリング等を行って、実用に合わせ見直しを行っていく形になりますとの答弁でした。

移住定住係です。建物修繕費で多額の費用が計上されている。以前、一般質問の際に、公営住宅は痛み・損傷が激しく、入居できない状況の建物が多く、多額の費用がかかることから取り壊しを含めて検討していきたいと答弁をしていただいたことがある。取り壊しについては、現在検討しているのか。また、多額の修繕費はどういった修繕に充てられるのかとの問いに対して、町には公営住宅と町営住宅があり、公営住宅は住宅困難者の中でも、低所得者や高齢者のための住宅として御用意している住宅です。老朽化が一番進んでいるのは公営住宅のほうで、メゾネット、つまり1棟で2世帯が入居していたり、長屋造りになっていたりとか、なかなか取り壊しができない状況にあります。修繕費に関しては、老朽化の影響もあり、主だったところでは給湯器関係がここ最近連続して故障しております。給湯器も値上がりしており、驚くほどの請求をいただいたこともあります。また、旭ヶ丘住宅のお風呂の壁のタイルが剥がれてしまっているお宅があり、その修繕も予定して

いますとの答弁でした。

1つ飛ばします。

ふるさと納税特別任務室です。ふるさと納税は何人が寄附して幾らだったのか。また、ふるさと納税寄附額から運営経費を除いた純粋な歳入は幾らなのかとの問いに対して、令和6年度は、延べ寄附者数441名、寄附金額1,296万2,000円、令和7年度は現時点で延べ寄附者数727名、2,240万5,000円です。運営経費を50%未満にするルールがありますので、長和町においても寄附総額の50%程度が純粋な歳入となりますとの答弁でした。ふるさと納税の運営費が4,302万4,000円かかるということかとの問いに対して、計上しているふるさと納税運営費4,302万4,000円のうち、ふるさと納税に関わる運営費は1,382万4,000円。ふるさと納税基金へ積立てるための歳出として2,920万円を計上していますとの答弁でした。

次が、産業建設課農政係です。2つ飛ばしまして、道の駅活性化推進事業の納入購入費の内訳を教えてくださいとの問いに対して、マルシェ黒耀の販売管理システムに関わるサーバー機、管理用パソコン、Windows10からWindows11への更新が必要な経理用のパソコン1台分と、従業員用パソコン5台分を予定していますとの答弁でした。マルシェ黒耀について、公設民営の観点から使用料を払うよう交渉をしていただきたいとの要望に対して、先日の懇談会の中でお話しさせていただきましたが、システムの委託料や備品購入を含めてかなり大きな金額になっておりますので、使用料を収めていただくか指定管理料をその分減額するか、いずれにしても引き続き交渉は行っていきたいと考えておりますとの答弁でした。

次に、商工観光係です。スキー場車両修繕費は、昨年度購入した圧雪車の修繕費のことかとの問いに対して、昨年購入した圧雪車の駆動部分を中心としたメンテナンス費用となります。圧雪車を今後もよい状態で使用するためには、メンテナンス費用として165万円は必要で、かける2台分で330万円を計上しておりますとの答弁でした。仮設トイレはどこに設置されているのか。また、黒耀の水汲み場には仮設トイレは設置できないかとの問いに対して、令和7年度は旧中山道男女倉口、旧中山道接待、ビーナスライン扉峠駐車場の3か所であり、令和8年度は利用状況等を検討する中で旧中山道男女倉口を外し、2か所に設置する予定です。また、黒耀の水汲み場は利用状況等を把握しながら、男女倉区の皆様とも、必要性があるかについて協議してまいりますとの答弁でした。

いきいき券の上限額が500万円から200万円に減額されることだが、町の負担額や負担割合が変わることがあるのかとの問いに対して、長和の里地域いきいき券の限度額引下げは、運営している長和町商工会長和の里地域いきいき券加盟店会の協議の中で決定されました。いきいき券の利用状況について偏りがあり、各事業所の負担も大きいことから限度額を引き下げるといった判断となったとのこと。町や商工会、各事業者様の負担割合につきましては、今後の状況を把握しながら協議してまいりますとの答弁でした。

次に、建設林務係です。2つ飛ばしまして、いこいの丘に関しては、かなりお金がかかっていると思うが、設計上のミスではないかと思うが、公園設計について業者との話し合いはできているかとの問いに対して、今回の工事に関しては、建設されてからかなりの年数が経過していることによる経年劣化が原因かと思われます。その他の設備に関しても業者さんとの話をする中で、本来であればこういった形にしないといけない等の打ち合わせはできているので、今後修繕等があった場合は適切な対応をとっていきたいとの答弁でした。

次、飛ばしまして次のページに行きます。

窓口保険係です。町内におけるマイナンバーの取得率はどの問いに対して、約85%ですの答弁でした。マイナンバーと健康保険の紐づけの登録をしている方はどれぐらいかとの問いに対して、12月末時点で後期高齢者医療保険は1,461人に対して1,127人で77%、国民健康保険は1,301人に対して952人で73%の方が紐づけ登録をされていますとの答弁でした。

次に、環境温暖化対策係です。役場に太陽光パネルを載せると聞いていたが、予算書には記載がなく、予算査定が通らなかったものと推察する。予算総額はどのぐらいかとの問いに対して、予算要求額は、本工事として補助対象分が1億600万円、補助対象外として200万円、付帯工事として補助対象分が2,200万円、全て税抜きを計上いたしましたの答弁でした。来年度から廃油の回収が始まるが、物品はどのようなものを購入して配置するのかとの問いに対して、役場と各支所で回収する際の油のボトルを入れるペール缶は、業者からの無償貸与です。ペール缶を入れるコンテナは1つ当たり税抜き9,000円の計4つで、令和7年度に購入しました。一般廃棄物処理場では、油を注ぐ専用のドラム缶を予備含めて4つ設置する予定ですが、業者の専用ドラム缶を配置するので、費用は発生しませんとの答弁でした。

新しいクリーンセンターの建設が決まり、建設費の多額の負担金が示されているが、町としてどのように進めていくのかとの問いに対して、3月3日に開催された上田地域広域連合2月定例会で、整備費と完成後20年半の運営費が、合計で最大475億円に上ると報告されました。これは、2023年に推計した389億円から22%上昇しています。町の負担金は、今月開催予定の担当課長会議で示される予定です。なお、2023年時点の389億円に対しての負担金は、約10億円強でしたとの答弁でした。

次、飛ばします。

税務係です。税務業務委託料が今年度と比較して大きく増額になっているが、内容は何かとの問いに対して、令和8年度に税務係に関わるシステムの標準化を予定しており、それに伴い納税通知書などの指定用紙類を新たに作成・購入するための費用が増額となっておりますとの答弁でした。

次に、保健福祉課子育て支援係保育園です。保育園バスの委託料で、両園の前年比に差があるのはなぜかとの問いに対して、委託している業者が異なることと、運行距離や日数の違いによりますとの答弁でした。

健康づくり係です。町の健診の受診者数は何人かとの問いに対して、3月見込みで国保特定健診

受診者数274名、後期高齢者190名ですとの答弁でした。今後、脳ドックに対する健診費用補助についても検討していただきたいとの要望に対して、脳ドックも重要であるため検討していきたいとの答弁でした。新規妊婦に対するRSウイルスワクチン接種の対象者は何名と見込んでいるかとの問いに対して、来年度の妊婦者数を20名と見込み計上しておりますとの答弁でした。

福祉係です。敬老祝賀会に対し、町としては今後終了の予定なのかとの問いに対して、民生児童委員会で検討しておりますが、高齢者等の通いの場や自治会など地区ごとに計画し開催する予定ですとの答弁でした。敬老祝賀会の実施主体はどこになるのか、細かい地区単位などは決まっているかとの問いに対して、敬老祝賀会の開催は民生児童委員会が中心となり実施していただきたいと考えており、開催単位も、民生児童委員会にて協議し、それぞれに計画をしたいと思っておりますとの答弁でした。

次、1個飛ばします。

介護高齢者支援係です。老人保護措置費について、何人入居しているのか。また、申請してからどれぐらいで入居できるのかとの問いに対して、2施設で10名入所しています。入所枠は決まっております。養護老人ホームは、比較的元気な方や生活困窮者等が入居しているため、あまり空きは出ません。退所があったら入居となるので、入居まで3年お待ちいただくこともありますとの答弁でした。補聴器購入の際に、補助金申請の案内はあるのか。また、高齢者の年齢の決まりはあるかとの問いに対して、補聴器購入のタイミングとなりますので、申請による対応となっております。広報やホームページで案内をしております。65歳以上を対象としておりますとの答弁でした。タクシー利用補助券をデマンドバスの回数券に交換するということが、交換窓口はどこか。また、ICカードに対応するといったことは考えているかとの問いに対して、介護高齢者支援係の予定ですが、細かい部分は検討して、令和8年4月以降、対象者に通知します。ICカードについては、交付対象者は認知症の方や高齢者の方が多いため、回数券としていますとの答弁でした。

次に、人権男女共同参画係です。児童クラブの子どもは増えているのに、支援員が減っているのはなぜかとの問いに対して、大学生のアルバイト支援員が減っているため全体の人数は少なくなっています。長門の支援員は6人、和田は2人のローテーション体制で行っていますとの答弁でした。児童館と児童クラブのすみ分けについて今後どう考えているのかの問いに対して、現在、ふれあい館と長門小学校の空き教室で児童クラブを運営しており、児童館の運営スペースがない状況であるため、町の施設の中で、児童館を運営できるスペースなどを検討していますとの答弁でした。令和8年度の児童クラブに関して、増減はどれくらいかとの問いに対して、令和8年度の児童クラブの登録児童数は、長門が88人で9人の増、和田は14名で1名の増ですとの答弁でした。

次に、教育課学校教育係です。高校通学費等補助は何名分の予算計上かとの問いに対して、令和6年度実績の129名分で予算計上していますとの答弁でした。クロームブック教職員分が足りないと聞いているが、更新の際に不足は解消されるのかの問いに対して、令和2年度のクロームブック購入時には、児童数分しか購入できなかったため、その後故障などして台数が不足している状況

にあります。令和8年度の更新時には児童数176名分と予備機26台分の合計202台を購入するとともに、担任分は補助対象外ではありますが12台購入いたしますので、不足は解消されますとの答弁でした。学校在り方検討委員会の令和7年度の開催日数は、3月13日に第3回目の学校の在り方検討会を開催いたしました。令和7年度は2回の開催でございますとの答弁でした。和田小学校管理一般経費の修繕費の内訳はどの問いに対して、雨樋などの修繕のほか、和田小学校でエアコンが故障している音楽室のエアコンを設置する予算として280万円を予算計上させていただきましたとの答弁でした。

次に、社会教育係です。和田コミュニティーセンターの暖房の説明でFFヒーターを14台であったが、ホールだけでの数なのかの問いに対して、施設全体での数字ですとの答弁でした。ホールの暖房にはFF式のファンヒーターは何台必要なのかの問いに対して、ステージ裏まで含めて全8台必要ですとの答弁でした。ブルーヒーターの代用検討も、ホールに8台並べて暖房するにはさすがに無理がある、これからも課題として燃料費削減の検討は続けてほしいとの要望に対して、施設の使用頻度などによる施設の使い分けなどを併せ今後も調査検討していきますとの答弁でした。

1つ飛ばしまして、次に行きます。

文化財係です。長久保宿本陣について買い取った後の修復などについての今後の予定を教えてくださいとの要望に対して、整備の補助を受けるために必要な地面等が集まらない状況である。また、これまで協力を得ていた先生の後任を探してまいりたいとの答弁でした。和田宿に立つ道案内などの立て札が倒れている箇所が結構あるが対応はいかがとの問いに対して、予算の問題で一度には直せない状況。倒れているものはまず撤去したいとの答弁でした。豊受神社社務所に係わる歴史的景観による補助金について、町の公金が出るということでは、指定管理になるのかとの問いに対して、町の所有になるというのではなく、あくまで補助金ですとの答弁でした。国際交流事業のこの取組自体、非常に素晴らしいと思うが費用は高額です。その内訳を教えてくださいとの問いに対して、1人当たり85万6,000円で、交通費・宿泊費が約75万円を占めます。渡航費や宿泊費が高騰しており、全体の額が上がっていますとの答弁でした。特定財源の内訳を詳しく教えてくださいとの問いに対して、ふるさと納税が190万円、ガバメントクラウドファンディングで120万円を計上。申請中の自治体国際化協会からの補助金が306万3,000円ですとの答弁でした。

次、飛ばしまして、黒耀石体験ミュージアムの利用者数と何ができるのか教えてくださいとの問いに対して、現在は令和5年、6年が2万2,000人で、本年度も恐らく同じぐらいの方が来館、展示のほか特徴として黒耀石を使った石器づくりなどの体験が開館時に常時できることが特徴ですとの答弁でした。黒耀石体験ミュージアムはどこかの学校の方々も来たりしているのかとの問いに対して、林間学校の取組として東京都の練馬区、新宿区、杉並区の3つの区の小学生が主に来ていますとの答弁でした。下諏訪町の星ケ塔遺跡と星糞峠の黒耀石採掘址の違いは何かとの問いに対して、星ケ塔遺跡は黒耀石の岩脈を採掘したもので、星糞峠は二次堆積した黒耀石を採掘したものと

の答弁でした。緑地等管理中央センターと長期滞在施設の年間の利用者数はとの問いに対して、緑地等管理中央センターは合宿やサークル活動で一定の申込みがあるが、長期滞在施設は数回程度ですとの答弁でした。企業誘致に係る呑入地区の発掘調査が予算計上されているということは、企業誘致についてほぼ目処が立ったということかとの問いに対して、詳細は産業建設課となりますが、ある程度の目処は立っておりますとの答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（原田恵召君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。まず、本案に反対者の発言を許します。ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

龍野議員。自席でお願いします。

○6番（龍野一幸君） 令和8年度予算に賛成の立場で討論を行います。令和8年度の長和町の一般会計予算は60億800万円、前年度比マイナス700万円となっております。本予算に賛成する主たる理由として、町長6期目にうたった「NAGAWA NEXT VISION VI」に沿い、町民の幸せを優先したまちづくりに対し、厳しい財政状況である中、デジタル社会への対応、脱炭素、持続可能なSDGsの推進、子育て、教育環境の充実、インフラの老朽化対策など様々な社会経済情勢の変化に対応した予算であると認めるものであります。令和7年度は人口減少に伴い、生産性と効率性向上に向け国のIT戦略やデジタルトランスフォーメーション推進計画に即したシステムの改修がおおむね処理され、多様化そして複雑化する課題に向き合ってきました。国のこれらの推進計画は、町の財政への負担は大きいものであり、8年度も継続した中での予算編成だと感じております。町民の安心安全な暮らしを視野に、子育て、教育支援、高齢者や弱者に向けた福祉向上支援、観光振興においても将来にわたり持続可能なまちづくりを見据えた継続した予算編成であると評価します。一方、限られた財源の中で、社会保障施策関係経費の増大、公共施設・道路橋梁等の既存施設の長寿命化や適正な維持管理は余儀なくされており、基金を取崩して財政不足を補うという点では危機感を感じてはおります。将来の財政負担を軽減しつつ、安定した行政サービスの維持向上を目指さなければなりません。それらに対し、自然災害に対するための体制強化、地域共生社会の実現を目指した医療、福祉体制の充実、子育てしやすいまちづくりのための取組、必要な事業への絞り込み、持続可能な財政運営を目指した予算と認めます。

どのような時代でも住民の全てが満足する予算編成をすることは不可能であると感じております。8年度、職員の時間外手当がおよそ1,000万円削減した予算では、事業が厳しくなれば一般企業では人件費コントロールした経営状態となります。以前は、公務員は収入の安定で誰もが憧れて

おりました。しかし、最近では人気の影が薄れてきております。収入が一般に比較すると大差ない。むしろ下回る。仕事がきついなどの理由が挙げられると思います。若手職員の離職が出ないよう、楽しく就業できる環境を維持していただきたいと思います。

地域おこし協力隊、町の発展を図るには協力体の知恵と叡智を活かすことが重要だと思います。明確なミッションを用意し活動しやすい指導・助言を要望します。人口減少問題、当町がいち早く給食費の無償化や通学費補助等移住・定住に向けた取組でまいりましたが、4月からは全国の公立小学校で給食費が無償化になります。我が町長和町が選ばれる町になるか、新たな創造が必要となります。基幹産業である農業、農機具は新品でない町補助が受けられない制度、中古でも対応を望む多くの町民、改めて農業・観光・自然環境・教育など他方面に長和の魅力の発掘が必要であると感じております。幸せを運ぶ四つ葉のクローバー作戦が前進する1年となりますよう、以上、要望も含め、長和町のさらなる飛躍と発展を切に願い、本議案を賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（原田恵召君） 他に討論ございますか。

佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 議長のお許しをいただきましたので、私は、令和8年度一般会計予算について賛成の立場から討論いたします。

1つ、財政状況の悪化と過疎債依存への強い危機感があります。本町の財政は人口減少、歳入減少、物価高騰、公共施設の老朽化という複合的な課題に直面しています。その中で、近年の投資的経費の多くが過疎債に依存している構造となっていることに私は強い危機感を持っています。行政からは過疎債は元金の7割が交付税措置されるとの説明がありますが、これは7割が確実に戻るという意味ではありません。交付税措置とは、将来の交付税に参入される可能性であり、国の財政状況や人口減少の影響を受け、満額が交付される保証は制度上どこにもありません。

2つ、過疎債は満額採択される制度ではありません。過疎債は国の地方債計画の枠内で調整される地方債であり、申請すれば満額採択される制度ではありません。現在、全国の町村が過疎債に依存する状況になり、国の財政には限りがあります。つまり、自治体間競争の時代に入っているという現実を私たちは直面しなければなりません。長和町が今後も必要な額を確実に確保できると考えるのは極めて楽観的です。採択されなかった場合の財政リスク試算を行い、将来負担が見える化することが必要です。

3、その上で、本年度予算には一定の評価ができます。厳しい財政状況の中でも本年度予算には以下の点で評価できる点があります。不要不急の事業を抑制し基礎的な行政サービスを優先させたこと。住民生活を守るための現実的な判断が見られます。

4、国の施策を積極的に研究し、必要な事業には手を挙げる姿勢を求めます。私は、今後の町政運営において特に重要なものは、国の制度を待つのではなく取りに行く姿勢を持つことが必要だと考えます。国の補助金交付金モデル事業は積極的に提案し、情報を取りに行く自治体に配分される

時代です。長和町が他の自治体との競争に負けないためには、国の新制度の早期キャッチアップ、省庁との情報交換、他自治体の先進事例の研究、町としての提案力の強化、これらが不可欠です。行政にはこういった姿勢を明確に持っていただくことを強く申し上げます。

以上の理由から、私は令和8年度一般会計予算に賛成します。しかし、この賛成は現状追認ではありません。むしろ、過疎債依存からの脱却、財政構造改革、そして国の施策を積極的に取りに行く姿勢を求める強い期待と要請を込めた賛成であることを申し添え討論を終わります。

以上。

○議長（原田恵召君） 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより、議案第29号を採決いたします。本案の採決は起立です。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

（全 員 起 立）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。御着席ください。よって、議案第29号は可決されました。

◎日程第27 議案第30号 令和8年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について

（町長提出）

◎日程第28 議案第31号 令和8年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算について

（町長提出）

◎日程第29 議案第32号 令和8年度長和町後期高齢者医療特別会計予算について

（町長提出）

◎日程第30 議案第33号 令和8年度長和町介護保険特別会計予算について

（町長提出）

◎日程第31 議案第34号 令和8年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算について

（町長提出）

○議長（原田恵召君） 次に、日程第27 議案第30号 令和8年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算についてから、日程第31 議案第34号 令和8年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算についてまでを一括して議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

阿部社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（阿部由紀子君） 議案第30号 令和8年度長和町国民健康保険特別会計

(事業勘定) 予算についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第31号 令和8年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

住民生活課窓口保険係です。委員より、令和7年度補正では400万円ほど減額になっていたが、令和8年度当初予算でまた同じ金額で計上した理由はとの問いに対し、実績で収入が減っているため減額となりましたが、来患者数が増えれば収入も上がりますので、見込みにより計上しておりますとの回答でした。

議案第32号 令和8年度長和町後期高齢者医療特別会計予算についての審査結果を御報告いたします。担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

住民生活課窓口保険係です。委員より、保険料について、値上がりになると考えてよいかとの問いに対し、基礎賦課額につきまして、所得割率は9.45%から8.80%に下がりますが、均等割額は4万4,365円から4万8,827円になり上がります。さらに新設される子ども・子育て支援納付金分につきまして、所得割率が0.25%、均等割額が1,339円となりますので、値上がりとなりますとの回答でした。

議案第33号 令和8年度長和町介護保険特別会計予算についての審査結果を御報告いたします。担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

保健福祉課介護高齢者支援係です。委員より、コロナ禍を機に介護給付費が年々減少しているが、今後の見通しとしてはどう考えているかとの問いに対し、介護給付費については、令和5年以降徐々に増加しています。今後の見通しについては、不明なところもありますが、要介護認定者数に大きな増減はなく、現状では施設介護給付費が減少し居宅介護給付費が増加している傾向にあります。このような状況から、住み慣れた地域、自宅で暮らし続けたいという高齢者の思いが実現できるのではないかと考えられますとの回答でした。

議案第34号 令和8年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算についての審査結果を御報告いたします。担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

保健福祉課人権男女共同参画係です。委員より、事務費1万3,000円の内容は何かとの問いに対し、コピー用紙などの事務消耗品費ですとの回答です。同和住宅資金納付金は全体で幾らかとの問いに対し、納付金全体では、約6,000万円ですとの回答でした。

以上で報告を終わります。

○議長（原田恵召君） 委員長報告が終わりました。議案第30号 令和8年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより、議案第30号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第30号は可決されました。

次に、議案第31号 令和8年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより、議案第31号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第31号は可決されました。

次に、議案第32号 令和8年度長和町後期高齢者医療特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより、議案第32号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第32号は可決されました。

次に、議案第33号 令和8年度長和町介護保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより、議案第33号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第33号は可決されました。

次に、議案第34号 令和8年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより、議案第34号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第34号は可決されました。

◎日程第32 議案第35号 令和8年度長和町観光施設事業特別会計予算について
（町長提出）

◎日程第33 議案第36号 令和8年度長和町和田財産区特別会計予算について
（町長提出）

◎日程第34 議案第37号 令和8年度長和町上水道事業会計予算について
（町長提出）

◎日程第35 議案第38号 令和8年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業
会計予算について
（町長提出）

○議長（原田恵召君） 次に、日程第32 議案第35号 令和8年度長和町観光施設事業特別会計予算についてから、日程第35 議案第38号 令和8年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算についてまでを一括して議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君） 議案第35号 令和8年度長和町観光施設事業特別会計予算について、担当課の説明後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定

いたしました。

議案第36号 令和8年度長和町和田財産区特別会計予算について、担当課の説明後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第37号 令和8年度長和町上水道事業会計予算について、担当課の説明後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、料金改定に当たり説明会を開催する予定はあるかとの質問に対しまして、現状と料金改定の考え等を理解いただくために開催の方向で事務を進めますとの回答でした。

議案第38号 令和8年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算について、担当課の説明後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、ニュースでいろいろなところの下水道が壊れているニュースを目にするが、長和町の現状はいかがかとの質問に対しまして、下水道施設につきましては、法定耐用年数はおおむね50年とされていますが、ストックマネジメント計画を策定し姫木と鷹山の一部では恐らく耐用年数が過ぎている箇所があります。あくまでも標準耐用年数ということで詳細な調査をしないと管内部の劣化状況は分かりませんが、5年に一度は点検を行うようになっていますので、そういった事故のないように努めてまいりますとの回答でした。

報告は以上です。

○議長（原田恵召君） 委員長報告が終わりました。議案第35号 令和8年度長和町観光施設事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより、議案第35号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第35号は可決されました。

次に、議案第36号 令和8年度長和町和田財産区特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより、議案第36号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第36号は可決されました。

次に、議案第37号 令和8年度長和町上水道事業会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより、議案第37号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第37号は可決されました。

次に、議案第38号 令和8年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより、議案第38号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第38号は可決されました。

ここで、12時ちょうどまで休憩とします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 0時00分

○議長(原田恵召君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎日程第36 議案第39号 指定管理者の指定について(長和町農林水産施設)

(町長提出)

◎日程第37 議案第40号 指定管理者の指定について(長和町依田窪林業総合センター)

(町長提出)

◎日程第38 議案第41号 指定管理者の指定について(長和町長門温泉やすらぎの湯)

(町長提出)

◎日程第39 議案第42号 指定管理者の指定について(長和町和田宿温泉ふれあいの湯)

(町長提出)

◎日程第40 議案第43号 指定管理者の指定について(長和町道の駅大型農畜産物直売所及び付帯施設(足湯施設))

(町長提出)

◎日程第41 議案第44号 指定管理者の指定について(長和町道の駅大型農畜産物直売所及び付帯施設)

(町長提出)

◎日程第42 議案第45号 指定管理者の指定について(長和町資料館「羽田野」)

(町長提出)

○議長(原田恵召君) 次に、日程第36 議案第39号 指定管理者の指定について(長和町農林水産施設)から、日程第42 議案第45号 指定管理者の指定について(長和町資料館「羽田野」)までを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長(佐藤恵一君) 議案第39号 指定管理者の指定について(長和町農林水産施設)、担当課の説明後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、長門牧場からの使用料をもらっているが、今後も継続するのか、もしくは終了するかとの質問に対しまして、牧場の使用料については、今から20年前の経営が厳しいときに起債した償還に伴う負担を延長して支払っていただいているものであり、本来の使用料とは異なるものであると認識しております。当時から令和7年度まで472万円を収めていただいております。来年度は258万円が最終年となり、借入れの負担が終了する予定です。

令和9年度以降については、使用料としてどうあるべきか、令和8年度中に牧場の意思確認や、町としての考え方を整理しなければならないと認識しています。引き続き、協議・検討を進めてまいりたいと考えますとの回答でした。

議案第40号 指定管理者の指定について(長和町依田窪林業総合センター)、担当課の説明後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第41号 指定管理者の指定について(長和町長門温泉やすらぎの湯)、担当課の説明後、

質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第42号 指定管理者の指定について（長和町和田宿温泉ふれあいの湯）、担当課の説明後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、やすらぎの湯、ふれあいの湯に係る指定管理料は大変高額である。また、数年前から食堂の経営改善について、町から説明を受けているが、大きな改善が見られない。他の市町村では複数ある温泉施設を統合、または営業をやめる等の取組も進められている。振興公社は、この状況をどのように捉えているのかとの質問に対しまして、このことにつきましては、定期的に振興公社と協議を実施しております。また、このような状況を打開すべく、令和7年7月に温泉担当の地域おこし協力隊が着任し、他市町村が運営する温泉施設の研究や経営改善に向けての取組が始まっております。温泉運営に係る指定管理料をなるべく縮小できるよう様々な取組を進めてまいりますとの回答でした。

議案第43号 指定管理者の指定について（長和町道の駅大型農畜産物直売所及び付帯施設（足湯施設））について、担当課の説明後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第44号 指定管理者の指定について（長和町道の駅大型農畜産物直売所及び付帯施設）について、担当課の説明後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は、以下のとおりです。

委員より、指定管理者として、経営者側の認識が公設民営の概念を分かっているのか。使用料の支払いも考えてもらわないと困ると思うが、町としての捉え方はどうなのかとの質問に対しまして、先の議員の皆様との懇談会の中でも話をさせていただきましたが、認識について若干、経営者側との意見や認識の相違があるが、継続的に懇談会や協議をする中で、町の考え等をしっかりお伝えし、協議していきたいと思っておりますとの回答でした。

委員より、生活弱者の方への配送は行われているのかとの質問に対しまして、福祉サービスの配送関係については、直売所の機能を活かし生鮮食料品のミニスーパーと宅配を行っております。宅配については現在、大門（姫木区）3名、和田1名、古町1名の5名です。頻度に関しましては週2回で、月曜日はJAのまごころ便として仕入れて、山の子の皆さんに見守りや巡回を兼ねて配送していただき、木曜日にもJA便で、マルメロエイトの直営でスタッフの方が配送を対応している体制ですとの回答でした。

議案第45号 指定管理者の指定について（長和町資料館「羽田野」）について、担当課の説明後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（原田恵召君） 委員長報告が終わりました。議案第39号 指定管理者の指定について（長和町農林水産施設）の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第39号は可決されました。

次に、議案第40号 指定管理者の指定について(長和町依田窪林業総合センター)の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより、議案第40号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第40号は可決されました。

次に、議案第41号 指定管理者の指定について(長和町長門温泉やすらぎの湯)の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより、議案第41号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第41号は可決されました。

次に、議案第42号 指定管理者の指定について(長和町和田宿温泉ふれあいの湯)の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより、議案第42号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第42号は可決されました。

次に、議案第43号 指定管理者の指定について(長和町道の駅大型農畜産物直売所及び付帯施設(足湯施設))の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより、議案第43号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第43号は可決されました。

次に、議案第44号 指定管理者の指定について(長和町道の駅大型農畜産物直売所及び付帯施設)の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより、議案第44号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第44号は可決されました。

次に、議案第45号 指定管理者の指定について(長和町資料館「羽田野」)の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより、議案第45号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第45号は可決されました。

◎日程第４３ 議案第４６号 指定管理者の指定について（長和町高齢者生活福祉センター）

（町長提出）

◎日程第４４ 議案第４７号 指定管理者の指定について（長和町デイサービスセンター長門）

（町長提出）

◎日程第４５ 議案第４８号 指定管理者の指定について（長和町大門小規模ケア施設）

（町長提出）

◎日程第４６ 議案第４９号 指定管理者の指定について（グループホーム和田）

（町長提出）

◎日程第４７ 議案第５０号 指定管理者の指定について（長和町和田コミュニティセンター）

（町長提出）

○議長（原田恵召君） 次に、日程第４３ 議案第４６号 指定管理者の指定について（長和町高齢者生活福祉センター）から、日程第４７ 議案第５０号 指定管理者の指定について（長和町和田コミュニティセンター）までを一括して議題とします。

本案に対する委員長報告を求めます。

阿部社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（阿部由紀子君） 議案第４６号 指定管理者の指定について（長和町高齢者生活福祉センター）の審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第４７号 指定管理者の指定について（長和町デイサービスセンター長門）の審査結果を御報告いたします。担当課の説明の後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第４８号 指定管理者の指定について（長和町大門小規模ケア施設）の審査結果を御報告いたします。担当課の説明の後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第４９号 指定管理者の指定について（グループホーム和田）の審査結果を御報告いたします。担当課の説明の後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第５０号 指定管理者の指定について（長和町和田コミュニティセンター）の審査結果を御報告いたします。担当課の説明の後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（原田恵召君） 委員長報告が終わりました。

議案第46号 指定管理者の指定について（長和町高齢者生活福祉センター）の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより、議案第46号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第46号は可決されました。

次に、議案第47号 指定管理者の指定について（長和町デイサービスセンター長門）の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより、議案第47号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第47号は可決されました。

次に、議案第48号 指定管理者の指定について（長和町大門小規模ケア施設）の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより、議案第48号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第48号は可決されました。

次に、議案第49号 指定管理者の指定について（グループホーム和田）の委員長報告に対する

質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより、議案第49号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第49号は可決されました。

次に、議案第50号 指定管理者の指定について(長和町和田コミュニティセンター)の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより、議案第50号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第50号は可決されました。

◎日程第48 議案第51号 長和町過疎地域持続的発展計画(令和8年度～令和12年度)について

(町長提出)

○議長(原田恵召君) 次に、日程第48 議案第51号 長和町過疎地域持続的発展計画(令和8年度～令和12年度)についてを議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長(佐藤恵一君) 議案第51号 長和町過疎地域持続的発展計画(令和8年度～令和12年度)について、担当課の説明後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長(原田恵召君) 委員長報告が終わりました。議案第51号 長和町過疎地域持続的発展計画(令和8年度～令和12年度)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより、議案第51号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第51号は可決されました。

◎日程第49 議案第52号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて

(町長提出)

○議長(原田恵召君) 次に、日程第49 議案第52号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長(佐藤恵一君) 議案第52号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて、担当課の説明後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長(原田恵召君) 委員長報告が終わりました。

議案第52号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより、議案第52号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第52号は可決されました。

◎日程第50 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

○議長（原田恵召君） 次に、日程第50 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君） 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について、担当課の説明後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（原田恵召君） 委員長報告を終わります。

陳情第1号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより、陳情第1号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり、採択することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、陳情第1号は採択されました。

ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。

休 憩 午後 0時20分

再 開 午後 0時23分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ここでお諮りします。お手元に配付のとおり、町長及び各委員長から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した案件の議案第53号 長和町和田財産区管理会の委員の選任につき同意を求めることについては、会議則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、議案第53号は、本日審議することに決定いたしました。

◎日程第1 報告第4号 長和町新型インフルエンザ等対策行動計画について

◎日程第2 議案第53号 長和町和田財産区管理会の委員の選任につき同意を求めることについて

(町長提出)

○議長（原田恵召君） 初めに、追加2の日程第1 報告第4号 長和町新型インフルエンザ等対策行動計画について報告を求めます。

小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 日程4の2、議案書の1ページをお願いいたします。

報告第4号 長和町新型インフルエンザ等対策行動計画につきまして、新型インフルエンザ等対策措置法第8条第6項の規定により、議会への御報告をした後に公表をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

おめくりをいただき、行動計画となりますが、新型コロナウイルス感染症の対応などを踏まえ、政府行動計画が改正されたことによりまして、長野県行動計画が改正されました。これにより、政府行動計画及び県行動計画との整合性をとりながら、全県におきまして市町村行動計画を作成することとなっております。国が作成しました市町村行動計画作成の手引き及び県が作成する市町村行動計画記載例をもとに、町の状況や危機管理体制等を踏まえ、令和2年2月に策定しました長和町新型インフルエンザ等対策行動計画を全面的に改正をいたしました。計画を作成するに当たり、依田窪病院の感染対策室長の山口医師、まちづくりアドバイザーで総合診療科の小原医師、病院の感染管理認定看護師にも計画案の確認や意見を伺いながら、平時からの体制整備や情報収集、住民への普及啓発を進めるとともに、感染症が発生した際には対策本部の設置、医療機関等との連携、町民への適切な情報提供など、段階に応じた対策を実施することとしております。特に、高齢者への対応、平時からの医療機関等との連携及び情報共有、限られた病床の利用基準と在宅療養者への対応など本計画に基づきまして関係機関と連携しながら、平時からの感染症の体制整備を進めてまいります。

なお、1月22日から2月12日までパブリックコメントを行いましたところ、特段の意見等はありませんでした。長和町新型インフルエンザ等対策行動計画についての報告とさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 報告を終わります。

次に、町長から提出された追加議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） それでは、議案第53号 長和町和田財産区管理会の委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案説明を申し上げます。

令和8年3月31日をもって、和田財産区管理会委員の任期が満了となることから、新たな委員の選任につきまして、議会の同意をお願いするものであります。

詳細につきましては、総務課長事務取扱より説明をさせていただきますので、同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（原田恵召君） ここで暫時休憩とします。休憩中、議場において議会全員協議会を開催します。しばらくお待ちください。

休 憩 午後 0時29分

再 開 午後 0時34分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

追加2の日程第2 議案第53号 長和町和田財産区管理会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、諫山三武議員の除斥を求めます。しばらくお待ちください。

（諫山三武議員退席）

○議長（原田恵召君） 本案につきまして、担当課長より詳細説明を求めます。

清水総務課長事務取扱。

○総務課長事務取扱（清水英利君） それでは、議案第53号 長和町和田財産区管理会の委員の選任につき同意を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

令和8年3月31日をもって、現在の和田財産区管理委員の任期が満了になることから、新たな委員の選任について、長和町和田財産区管理条例第3条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

新たな任期における委員につきましては、令和8年3月6日に開催をいたしました管理会でお諮りをしたところ、資料のとおり現在の委員全員より御同意をいただいたため、引き続き、和田財産区管理会委員をお願いさせていただきたいと考えております。

委員は全部で7名となります。説明につきましては以上です。よろしく願いいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより、議案第53号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第53号は原案のとおり同意されました。

諫山三武議員の除斥を解きます。しばらくお待ちください。

（諫山三武議員着席）

◎日程第3 議員の派遣について

○議長（原田恵召君） 次に、追加2の日程第3 議員の派遣についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付したとおりです。

お諮りします。議員の派遣についての記載のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認めます。よって、記載のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

◎日程第5 総務経済常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

◎日程第6 社会文教常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

◎日程第7 広報広聴常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

○議長（原田恵召君） 次に、追加2の日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について、追加2の日程第5 総務経済常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について、追加2の日程第6 社会文教常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について、追加2の日程第7 広報広聴常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査についてを一括して議題といたします。

それぞれの委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり申出書があり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。

休 憩 午後 0時38分

再 開 午後 0時39分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ここでお諮りします。お手元に配付のとおり、議員から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決

定いたしました。

ただいま追加した案件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 異議なしと認め、追加した議案は、本日、審議することに決定いたしました。

◎日程第1 意見書案第1号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書
(議員提出)

○議長(原田恵召君) 追加3の日程第1 意見書案第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」を上程し議題といたします。

本意見書案は、先ほど採択された陳情と同趣旨でありますので、提案理由を省略したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 異議なしと認め、提案理由は省略することに決定いたしました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより、意見書案第1号を採決いたします。本案について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(原田恵召君) 以上で、本定例会に提出された案件は、全て終了いたしました。したがって、令和8年3月長和町議会第1回定例会を閉会といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 異議なしと認め、令和8年3月長和町議会第1回定例会を閉会といたします。

閉 会 午後 0時41分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長 原 田 恵 召

長和町議会議員 城 内 たき子

長和町議会議員 佐 藤 恵 一

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員